

## 令和7年度 第2回

# 岩手県公会堂保存活用に関する協議会

日 時：令和8年3月26日（木）10：00～

場 所：岩手県公会堂 26号室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

#### (1) 協議事項 「岩手県公会堂保存活用計画」について

- 配付資料 1：第1回協議会を受けての修正対応事項  
2：岩手県公会堂保存活用計画の策定について（修正版）  
3：【個別資料】岩手県公会堂保存活用計画保存部位等の設定について（修正版）  
4：岩手県公会堂保存活用計画（構成案）

#### (2) 報告事項 令和7年度実施事業の結果について

- 配布資料 5：【報告事項】岩手県公会堂大ホール多目的ホール化基本設計・調査等業務追加調査結果について

#### (3) その他

### 4 閉 会

- 参考資料1：岩手県公会堂平面図  
参考資料2：公会堂条例

## 岩手県公会堂保存活用に関する協議会 出席者名簿

### 1 構成員 出席者

所属及び役職等	氏 名	備 考
岩手県 文化スポーツ部 副部長	新沼 司	会長
八戸工業大学 工学部 工学科 建築・土木コース 教授	黒坂 貴裕	
長岡造形大学 造形学部 建築・環境デザイン学科 准教授	津村 泰範	
一般社団法人岩手県建築士会 会長	角田 直樹	
(株)渡辺設計事務所 監査役 日本建築協会東北支部岩手地域会 事務局	堀 透	
盛岡観光コンベンション協会 専務理事兼事務局長	石橋 浩幸	
岩手県公会堂 館長	長葭 常紀	
カムカム camera 写真入門教室 主宰	坂川 孝子	
盛岡市 交流推進部 文化国際課 課長	城守 まゆみ	代理：文化国際課副主幹 木村 学

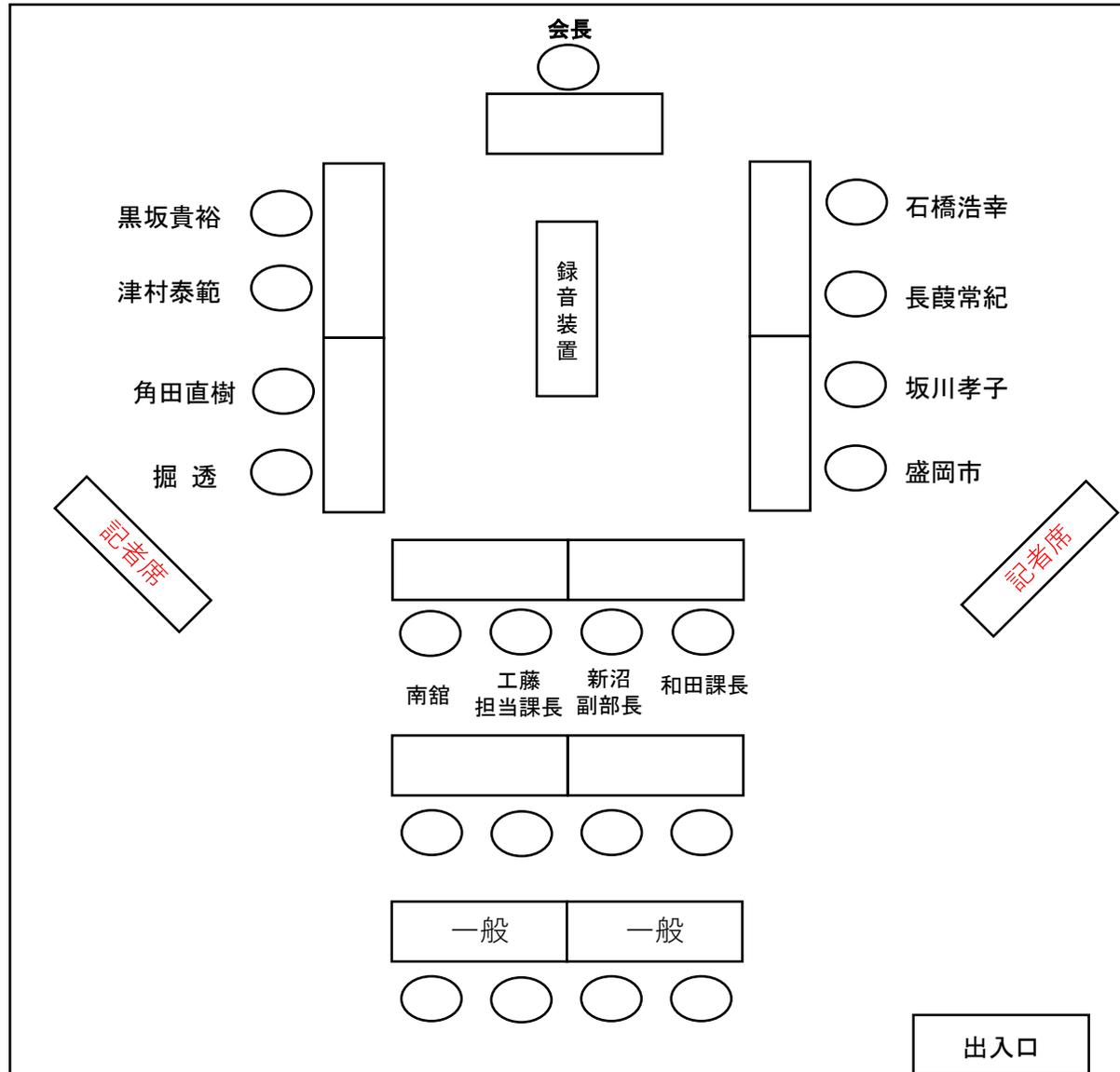
### 2 事務局

所属及び役職等	氏 名	備 考
岩手県 文化スポーツ部 文化振興課 総括課長	和田 英子	
岩手県 文化スポーツ部 文化振興課 文化芸術担当課長	工藤 一幸	
岩手県 文化スポーツ部 文化振興課 主任主査	菊池 留依子	
岩手県 文化スポーツ部 文化振興課 主事	南館 禅	
岩手県教育委員会事務局 生涯学習文化財課 主任指導主事兼社会教育主事補	大沢 勝	

# 岩手県公会堂保存活用に関する協議会 座席表

日時：令和8年3月26日（木）10:00～11:30

会場：岩手県公会堂2階 26号室



## 令和7年12月21日開催 第1回協議会意見等への対応

### 御意見を受けて今後検討を行う事項

構成員からの御意見	対 応
① 日比谷公会堂は岩手県出身の後藤新平が東京市長時代に計画したものであるので、是非コラボレーション企画を実施して欲しい。	・ 現在2階に設置している展示において日比谷公会堂との関連についてパネル紹介を実施するよう検討。 ・ その他、計画においても日比谷公会堂及び設計者である佐藤功一についての解説を盛り込む予定。
② 盛岡はコーヒー喫茶文化が注目されており、1階ギャラリー空間にコーヒースタンドとしての利用を検討して欲しい。	・ 今後、指定管理者と協議において方針を検討を実施予定。
③ 協議会の構成員で現地を確認し、部分設定や部位設定を調査する機会が必要	・ 令和8年5月に実施の方向で調整中。

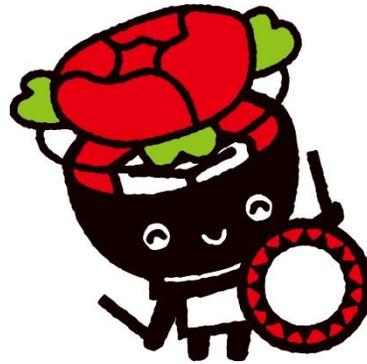
## 御意見をを受けて資料の修正等を行った事項-1

構成員からの御意見	対 応	該当資料
① 計画期間を5年間とし、5年後に見直すところは明記する予定はあるか。	・構成案において計画期間及び5年後の見直しについて明記。	(構成案) 3頁
② 状況に応じて適宜見直すという方針も記載したほうが良いのではないか。	・構成案において状況変化に対応するための必要な中間改定について明記。	(構成案) 3頁
③ 第3章の区域設定について、計画範囲内で設定していない部分が無いように設定する必要がある。	・建物部分を保存区域として資料を修正し、3つの区分に対応した区分けを実施。	「策定について」 13,14頁
④ 現行の建築基準法に照らして避難経路の確保方法はどうなるのか。	・火災時の避難経路について、2階部分は21・26号室を施錠せず、奥の階段を活用して2方向避難を確保する旨を記載。	「策定について」 15頁
⑤ 岩手銀行赤レンガ館、もりおか啄木・賢治青春館と連携することで岩手及び盛岡の明治大正昭和をめぐるようなネットワークを作りが必要ではないか。	・第5章において周辺施設との連携を盛り込む。 ・計画内の解説において周辺施設と公会堂の関連性を説明する方針。	「策定について」 20頁

## 御意見を受けて資料の修正等を行った事項-2

構成員からの御意見	対 応	該当資料
⑥ 大ホールの改修に係り空調設備の整備に関連して省エネルギー化に向けた断熱性能の向上を検討して欲しい。	・ 第5章において、検討が必要な項目として提示。 ・ 今後、事業化する段階で検討を実施。	「策定について」 22頁
⑦ 21号室を含めて会議室の内観について公開の方向性を検討してほしい	・ 構成案において復元済みの21号室を主たる見学ポイントとして提示。 ・ 当面の公開方法は、今後、指定管理者との協議において方針を検討。	(構成案)61頁
⑧ 盛岡市は、歴史まちづくり法の認定が出ていると思うので、その方向性や手続き等を明確にして欲しい。	・ 第5章において関連項目の整備として提示。	「策定について」 23頁

# 岩手県公会堂保存活用計画 の策定について



## 1 計画構成の考え方

「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」に基づく項目と整合性を図りながら、建物の部位ごとに保存活用の方向性を明確化

### 文化庁 文化財保護法に基づく 保存活用計画の策定等に関する指針【抜粋】

#### 保存活用計画の記載事項

##### (1) 重要文化財（建造物）

- 登録有形文化財（建造物）保存活用計画の作成主体は当該登録有形文化財の所有者（管理団体がある場合は管理団体）であり、その記載事項は法第 67 条の 2 第 2 項各号に列挙されている。具体的には、次に掲げるものを基本的な内容として定める。

##### （当該登録有形文化財に関する基本的な事項）

- ・ 当該登録有形文化財の名称/所在地等
- ・ 当該登録有形文化財の所有者/管理団体等
- ・ 保存活用計画の対象とする区域
- ・ 当該登録有形文化財の概要・価値等

##### （当該登録有形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容）

- ・ 保存の現状と課題
- ・ 保存管理に関する事項
- ・ 防災・防犯に関する事項
- ・ 保護に関する諸手続（計画期間）
- ・ 活用の現状と課題
- ・ 環境保全に関する事項
- ・ 活用に関する事項
- ・ 計画期間

- また、必要に応じて、次に掲げる内容を定めることができる（法第 67 条の 2 第 3 項第 1 号）。
  - ・ 現状変更等に関する事項
  - ・ 修理に関する事項

## 2 計画の章立て

章	章の内容		記載すべき内容	備考
第1章	計画の概要	1	計画の策定	
		2	文化財名称等	
		3	文化財の概要	
		4	文化財の価値	
		5	文化財保護の経緯	
		6	保護の現状と課題	
		7	当該計画に係る個別計画の概要	
第2章	保存管理計画	1	保存管理の現状と課題	
		2	保護の方針	
		3	施設管理について	指定管理のあり方を併せて記載
		4	施設修理について	
		5	資料管理について	関連資料の管理について立項の上記載
第3章	環境保全計画	1	環境保全の現状と課題	
		2	環境保全の基本方針	
		3	区域の区分と保全方針	
		4	防災上の課題	
		5	周辺樹木の管理	支障木枝払い（必要により伐採）を検討

## 2 計画の章立て

章	章の内容		記載すべき内容	備考
第4章	防災計画	1	防火対策	
		2	防犯対策	
		3	防災設備について	
		4	地震対策	
		5	風水害その他対策	市ハザードマップをもとに記載
第5章	活用計画	1	公開活用の基本方針	
		2	建築活用について	
		3	動線について	
		4	事業実施における課題	
		5	活用に向けた計画条件の整備	
第6章	保護に係る 諸手続き	1	文化庁の許可が必要な場合	
		2	文化庁へ届出が必要な場合	
		3	保存活用計画の変更	
資料①	保存に係る 部位設定			平成16年度調査報告書、今年度追加調査をもとに記載
資料②	関連資料			公会堂に関する主要な資料を記載

## 1 計画の策定

- (1) 策定年月                    令和8年10月（想定）
- (2) 作成者                      岩手県
- (3) 協議会の設置              岩手県公会堂保存活用に関する協議会にて検討を実施

## 2 文化財名称等

- (1) 官報告示の名称及び員数    : 岩手県公会堂 1棟
- (2) 指定年月日                    : 平成18年10月18日
- (3) 所在地                         : 岩手県盛岡市内丸11番2号
- (4) 構造及び型式                 : 鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階建、塔屋付

## 3 文化財の概要

- ・ 大正12年、皇太子（当時）のご成婚を記念し岩手県議会で建設が発議
- ・ 昭和2年6月に竣工し、県議会議場・大ホール・食堂等として機能
- ・ 昭和3年、陸軍大演習において演習大本営となり、天皇のご宿泊所となる
- ・ 終戦後、進駐軍により一時接收、昭和40年に現議会棟へ県議会が移転
- ・ 令和9年6月に竣工100周年を迎える

## 4 文化財保護の経緯

平成10年代前半の、建物のあり方に対する議論の中で、貴重な建物を保存するべきとの声が高まり、平成18年に国の有形有形文化財となる

## 5 保護の現状と課題

### (1) 現状

#### ア 建物の価値

- ・ 本県の文化芸術の拠点・県議会議場として建設
- ・ 災害や戦災の影響は少なく、一部改修しているが、概ね原型を留めている
- ・ 早稲田大学大隈講堂を設計した佐藤功一による設計
- ・ 塔屋中心の左右対称の構造は、昭和4年に竣工した日比谷公会堂に引き継がれている
- ・ 県民に親しまれ、創建当時の装飾が残る近代建築として重要な遺構

#### イ 耐震の状況

平成11年に耐震診断を実施し、平成16年に調査報告書を作成

- ・ **コンクリートの中性化に対する対応の検討が必要**
- ・ 基礎の異常沈下等は認められない
- ・ 鉄筋の錆は認められない
- ・ 大ホール等の鉄骨は概ね正常

#### ウ 修繕の状況

- ・ 平成21年に塔屋補強、21号室の復原、大ホールロビーの復原、屋上の防水工事など大規模修繕
- ・ 毎年、数カ所ずつ小規模な修繕を実施

## 5 保護の現状と課題

### (2) 課題

#### ア 修繕について

- ・ 外壁や躯体に係る改修・修繕を10年以上実施していない
- ・ 令和5年度に実施した調査の結果によると、大ホールは吊り天井落下防止策が必要
- ・ 平成21年以降、復原や、意匠の保存に必要な大規模修繕工事を実施していない

#### イ 施設の利用状況について

- ・ 大ホールは空調設備を始め、利用者の利便性に配慮した設備が整っていないため、利用率が低下傾向

## 6 当該計画に係る個別計画の概要

章	項目	内容
第1章	計画の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>文化財の概要、修理履歴などを整理し、計画の範囲や基本方針を明記</li></ul>
第2章	保存管理計画	<ul style="list-style-type: none"><li>建物の部材仕様や破損状況、管理状況などを取りまとめ、現状と課題を整理</li><li>建物各室の仕様を踏まえた保存の基準立てと方針を明記</li></ul>
第3章	環境保全計画	<ul style="list-style-type: none"><li>敷地内の建物以外の保全状況の整理を行い、建物と敷地の一体的な保全を図るための方針を明記</li></ul>
第4章	防災計画	<ul style="list-style-type: none"><li>防火、防犯、耐震、耐風等、過去の被害履歴や対策の整理を行い、防災対策・予防措置について記載</li></ul>
第5章	活用計画	<ul style="list-style-type: none"><li>公開や必要な設備等の整備に向けた検討方針を記載</li></ul>
第6章	保護に係る諸手続き	<ul style="list-style-type: none"><li>文化財保護法及び法令の整理と必要な届出・許可の手続きや、計画の実施において、文化財保護法やその他関係法令の規定に基づく諸手続きを明記</li></ul>

## 1 保存管理の現状

破損・保存に対する主な課題

	今後対応が必要な箇所	応急的に対応した箇所
外部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物外壁が全体的に劣化しており、スクラッチタイルが剥離する可能性</li> <li>・ 建物西側出入口左側の外壁に孕み</li> <li>・ 3箇所ある小型出入口の庇のうち、ウレタン防水を施工していない部分の内部に水が進入し一部剥離</li> <li>・ 大ホール入口の陶製の一部レリーフに剥離</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイル目地の割れを、シリコンで覆うなど応急措置</li> </ul>
内部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大ホール天井の脱落防止は未実施</li> <li>・ 2階を中心にバリアフリー化に未対応</li> <li>・ 漆喰塗折上天井の下に新たに天井が設置され、本来の内観を阻害</li> <li>・ 26号室旧傍聴席、旧記者席は仮設ボードで覆われ、本来の内観を阻害</li> <li>・ 21号室に雨漏りを確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨漏りに対して、天井裏に吸水シートを設置</li> </ul>
塔屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内壁に若干のクラック、水漏れ、外壁はタイルのひび割れ</li> </ul>	

## 2 保護の方針

### (1) 部分設定

外観及び各部屋を単位として「部分」を設定し、保護の方針を定める

	定義	方針	該当箇所
保存部分	文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>特徴的な構造や意匠が残っているなど文化的、意匠的に価値を保存する部分。</li> <li>原則当初または改造当初の材料および仕様を保存若しくは復元する。構造補強などの改変を行わざるを得ない場合は文化的な価値への配慮を十分に行う。</li> </ul>	外観、11～18号室、ホール・ロビー・廊下・階段、玄関、21～26号室、応接室、理事室、楽手室、傍聴席、塔屋、大ホール
保全部分	維持及び保全することが要求される部分（厳密な保存を必要とせず、管理・活用及び補強等のために改変は可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>活用または安全性の向上のための整備を行うが、文化的価値を維持するための配慮が必要な部分</li> </ul>	地下、事務室、休憩室、倉庫、便所、操作室
その他部分	竣工後に設置または付加されたことが明らかな部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>活用または安全性の向上のための整備を優先する部分</li> </ul>	ピアノ庫

## (2) 部位設定

一連の部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等）を単位として、部位を設定し、基準

①～⑤に区別して保護の方針を定める

	定義	選定の方針	該当箇所
基準①	材料自体の保存を行う部位	装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位、特殊な材料又は使用である部位、主要な構造を構成する部位 ⇒当初からの部材・意匠や、保存修理時に当初復原を行った部分については原則基準①とした。	主要構造部、壁面、天井（旧天井）、出入口回り（建具・戸枠）
基準②	材料の形状・材質・仕上・色彩の保存を行う部位	定期的に材料の取替を必要とする修理が必要とされる部分 ⇒当初からの部材・意匠や保存修理時に当初復原を行った部分のうち定期的に修理が必要となる漆喰塗や屋根回り、床面等については原則基準②とした。	屋根（塗装）、壁面（塗装）、天井（塗装）、照明（復元済みのもの）等
基準③	主たる形状及び彩色を保存する部位	形状及び色彩を保存する部位	内壁（当初材ではないもの）、建具、絨毯、カーテン等
基準④	意匠上の配慮を必要とする部位	所有者の自由裁量だが、意匠上の配慮を必要とする部位（撤去改変が現状変更にあたらぬ部位）	天井（新天井）、大ホール天井、通常の照明、大ホール座席等
基準⑤	所有者等の自由裁量に委ねられる部位	機械設備など、老朽化や法改正によって更新が必要な部位	防災関連設備、空調設備、給湯・衛生・放送設備、書架、配管等

## 3 施設管理について

### (1) 保存環境の管理

- ・ 平成17年に指定管理者制度を導入。現在の指定管理者は希望橋グループ
- ・ 県教育委員会生涯学習文化財課を通じた文化庁の助言や有識者の意見を聴取しながら、良好な管理を行う

### (2) 管理方法

館内は、日常的な清掃及び定期的な巡回により、清潔を保ち、保存部分の劣化を防止し、虫害などの発生を未然に防止する。

### (3) 建造物の維持管理

小規模な修繕や「その他部位」の修理は「軽微な修繕」とし、それ以外の修理は、次の「施設修理について」により実施する。

## 4 施設修理について

- ・ 根本的な修理が必要な部分が多いことから、当面は、建物の破損の進行を防止する応急的な修理を行い、大規模改修に向けて継続的に検討を行う
- ・ 改修工事を行う場合は、調査結果や史料調査等を基に、文化財的価値向上のため、部材の選定やデザインについて検討する
- ・ 大ホールは、吊り天井の脱落防止を未実施であるほか、空調機能が無いため、遅滞ない改修を目指し、利用者の安全を最優先に検討を進める

## 4 資料管理について

資料	現状（保管場所）	対応方針
構造図面 （青焼き 図面）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公会堂で保管</li> <li>⇒建物構造等を把握する唯一の資料であるが、劣化が激しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き公会堂で保管</li> <li>⇒適宜補修の検討を行うとともに、最適な保管を目指す</li> </ul>
昭和50年 以降の工 事関係書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化振興課（文化振興課内・旧都市衛生研究所）で保管</li> <li>・一部資料を総務部管財課で保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き文化振興課において保管</li> <li>・管財課で保管している書類について、順次文化振興課への引継を検討</li> </ul>
関係図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竣工時の記録である『公會堂一覧』は、県立図書館に収蔵</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き県立図書館での収蔵</li> </ul>

## 1 環境保全の現状と課題

計画地域は、公会堂を中心とし、**建物部分**、西側庭園緑地部分、東側駐車場・機械設備部分の3つに分け、計画区域全体を対象として、建物と周囲の環境の一体的な保全が必要

	建物部分	西側：庭園緑地部分	東側：駐車場・機械設備部分
現状	・第2章と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>広葉樹・針葉樹の植栽、原敬胸像・ドラマ記念看板があり、内丸地区の文化的景観を形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者向け駐車場や駐輪場、建物の機械設備が設置</li> <li>敷地東隣には県盛岡合同庁舎があり、道路からの景観に大きな影響はない</li> </ul>
課題	・第2章と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽の樹木が大きく成長し、倒木の恐れなど、建物の保存に影響を与える場合は伐採等の検討が必要</li> <li>保全をする上で、植栽は、樹木医の診断等による危険性の判断、工作物については、詳細な調査により危険性等の判断が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の利便性を高めるための機械設備の更新や、駐車場の舗装修繕・改修も、必要に応じて実施が必要</li> </ul>

## 2 環境保全の基本方針

登録文化財の保存環境の確保のため、継続して敷地を維持管理するとともに、敷地内で地域の伝統文化を伝える記念物を保存し、内丸地区の歴史を体感できる環境の形成に努める。

## 3 区域の区分と保全方針

本計画では 建物（建物本体、玄関石段・車寄せの縁石を含む）を「保存区域」、西側：庭園緑地部分及び東側：駐車場・機械設備部分、中庭及びドライエリアを「整備区域」とし、歴史的環境に配慮した管理を行う。

## 4 周辺樹木の管理

倒木等により被害を及ぼすことのないよう、巡回点検を実施し、定期的な選定や樹木診断を行い、必要に応じて、支持材設置、枝払い、伐採等の対策を実施する。

## 5 工作物の管理

老朽化等による破損、利用者への被害を防止するため、定期的に状況確認を実施し、必要な措置を講じる。

## 1 防火対策

	現状	対応方針
防火対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物は鉄筋コンクリート造で燃焼性は低いものの、内部は木製が多く燃焼性が高い。</li> <li>・ 周辺は3方を道路が囲んでおり、唯一隣接する東側は鉄筋コンクリート造ビルである。</li> <li>・ 公会堂は消防法施行令別表第1の(1)ロに規定される防火対象物で延床面積500㎡以上である。</li> <li>・ 計画地域は、防火地域に指定されている。</li> <li>・ 建物は公共施設であり、敷地内禁煙である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火区域は計画区域全域とする。</li> <li>・ 防火対策として、指定管理者の管理責任者を防火管理者に選任して防火管理を行わせる。</li> <li>・ <b>避難経路は、現行の建築基準法を踏まえ、2方向避難に向けた施錠管理・動線確保を徹底する</b></li> </ul>

### (1) 予防措置について

- ・ 防火対象管理区域以外での火気の使用は不可とし、危険物の取扱い等を変更するときは関係者の許可を受けるなど、危険物の管理や、可燃物の除去や整理を徹底
- ・ 常駐警備を導入
- ・ 法令に準じた避難経路図の作成掲示・避難路の確保を図り、年1回以上訓練を実施

### (2) 防災設備について

自動火災報知設備、屋内消火栓、漏電火災警報器、消火器、誘導灯を設置

### (3) 今後の設備整備について

必要に応じて消防と協議し設備の設置を推進

### (4) 保守管理について

消防法に基づく作動点検、外観点検、機能点検、総合点検などの定期点検を実施

## 2 防犯対策

	現状	対応方針
防犯対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建具が老朽化し、完全に占めることが難しい窓や扉が点在。</li><li>・ 木製建具や単板ガラスが主であり、容易な破壊と進入が可能。</li><li>・ 内部には、建物の保守管理機器以外に、高額な設備や文化財等は保存・保管されていない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 引き続き常駐警備を導入</li></ul>

### (1) 予防措置について

- ・ 常駐警備を導入
- ・ 通常開館時にも、定期的な館内巡回を実施

### (2) 防災設備について

通常の鍵等の施錠機器

### (3) 今後の設備整備について

必要に応じて防犯設備の設置を推進

### (4) 保守管理について

日常的な施錠の確認、進入等の痕跡の有無の確認を実施

## 3 耐震対策

	現状	対応方針
耐震対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成10年に建物躯体の耐震診断を実施した結果、コンクリートの中性化が指摘されたが、平成13年第4回岩手県公会堂懇談会で、概ね問題ないとの結論が出された。</li> <li>令和5年度行った調査では、大ホールの釣り天井の脱落防止策が必要とされた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大ホール吊り天井は、利用者の安全を最優先に検討を進める。</li> </ul>

### (1) 耐震補強

躯体に係る耐震に係る工事等は、今後検討を行う。

### (2) 地震時の対処

- 火災訓練等と合わせ、地震を想定した定期的かつ実践的な訓練を実施
- 地震の震度により、建物への影響が少なく、かつ、盛岡地域に避難者が多数発生する場合は必要に応じて被災者支援などを実施

### 【参考：公会堂に近い避難所】

地震 盛岡市勤労福祉会館（約400m先）、杜陵小学校（約500m先）

## 4 風水害その他対策

	現状	対応方針
風水害その他対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公会堂の所在地域は、中津川の浸水想定で0.5m以上～3.0m未満の浸水が想定されている。</li> <li>・ 盛岡市では、1951年4月に、風速22.2mの西北西の風が記録されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災を防止するため、敷地の排水対策、浸水対策の実施を検討</li> <li>・ 強風でタイルの飛散が想定される場合は建物周辺を立入り禁止にするなどの措置を検討</li> </ul>

### 【参考：公会堂に近い避難所】

洪水 盛岡城跡公園（約200m先）

## 1 公開活用の基本方針

文化財建造物として県民の興味関心の向上を図り、**これまでの在り方を生かしつつ、更に幅広い利活用の実現を目指す**ことで、次の100年も県民に愛される岩手県公会堂を目指す。

### (1) 方針の考え方

- ・ 公会堂は岩手県の芸術文化の殿堂として長く県民に親しまれてきた
- ・ また、県議会議場として県政と県民が交わる施設として建設された
- ・ 一方、近年は利用率の低下（特に大ホール）しており、県民への価値普及が必要不可欠

### (2) 各分野ごとの考え方

#### ア 公開・見学の考え方

⇒ 現在の施設利用だけでなく、建物を見学する目的での利用も目指す

#### イ 建物の活用の考え方

⇒ 大ホールや諸設備の改修・更新を行い、利用率の向上と、文化財としての価値向上を目指す

#### ウ 外構整備の考え方

⇒ 継続して敷地を維持管理するとともに、内丸地区の歴史を体感できる環境の形成に努める

## 2 建築活用について

### (1) 活用について

用途	対応方針
貸館	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会議室・応接室・理事室は、これまで同様会議室としての利用を行う</li> <li>その他、昨今のニーズに合わせ現在使用していない空間をコワーキングスペースやテレワークスペースとして利用可能となるよう検討を進める</li> <li>大ホールは、これまでの劇場としての機能だけではなく、広い空間を活用し、且つ文化財という貴重な価値を持った多目的ホール化を目指す</li> </ul>
見学	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公開活用の基本方針」に則って見学コースの設定を検討する</li> <li>当面は、イベント時の公開や、個別のニーズに応じた対応を図る</li> </ul>

### (2) 施設公開について

使用形態にとらわれない幅広い利活用の実現を目指す。

#### ア 建物の公開

- 貸館利用を継続するとともに、県民の方に、今以上に親しみを持ってもらい、文化財としての価値普及を目的とした公開に向けて、検討を継続する。
- 検討においては、建物全体の歴史的ストーリー性を重視する。
- 市や観光関係団体と協力し、近隣の近代建築と連携に取り組む。

#### イ 関連資料等の公開

- 施設に係る物品など、「公会堂を見学することでしか見るこのできない展示」に取り組む。
- 設計者が同一である日比谷公会堂・早稲田大学大隈記念講堂等と関連した展示を行う。

## 3 動線について

用途	対応方針
貸館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸室については正面・西側入口から1・2階の廊下を通る動線とする</li> <li>・ 大ホール利用者は、イベント時は大ホール入口からの動線とする</li> <li>・ 通常使用していない階段・地下通路等は動線として利用しない</li> </ul>
見学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正面玄関から、2階倉庫（現展示室）、塔屋（職員同行時のみ）までの、中央の階段を主とした縦のラインでの動線とする</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の利用者（バス待ち・トイレのみ利用等を想定）動線は、バリアフリートイレも含めた1階西側を中心とした動線とする</li> </ul>

## 4 活用に係る整備について

### (1) 施設・設備等整備

設備の改修に向けて、文化財的価値の保存のため都度調査と課題の整理を行う

### (2) 現状変更

活用計画実施に向けた文化財保護法上の現状変更は行わない

	対応方針
館内	<ul style="list-style-type: none"> <li>大ホールは、多目的ホール化に向けて、既存の座席の撤去、床のフラット化、天井の復原を目指す</li> <li>大ホール以外は、文化財的価値向上を含む大規模改修を見据えた検討を継続する</li> <li>事業の具体化に向けては、技術的観点や利用者視点に立ち、有識者から都度意見を聴取して、保存部位を生かす検討を合わせて行う</li> <li>空間の断熱化など省エネルギー化に向けた検討の実施</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大ホールは冷房が無いことから、空調・換気設備を設置する</li> <li>多目的施設として活用が広がるよう、電気通信設備は、必要に応じて改修を行う計画策定後、上記の改修を目指して検討を重ねる</li> <li>利用者の利便性の向上に向けた、諸室の設備整備を進める</li> </ul>

### (3) 外構及び周辺整備について

- 利用者の安全性に配慮し、定期的な状況確認を実施

## 5 事業実施における課題

- ・ 竣工図面が現存せず、竣工時の状況を把握できる資料が乏しいことから、当時の新聞や個人の写真などを活用しての考証をせざるを得ない
- ・ 構造が複雑であり、歴史的な建造物のため、対応可能な各種業者が限られる
- ・ 計画の実施に向けては、ネーミングライツ、企業版ふるさと納税の活用など、使用料金収入以外の継続的な財源の確保が求められる

## 6 活用に向けた計画条件の整備

- ・ 下記の法令を遵守し、各種計画との整合性のとれた整備を行う

文化財保護法、建築基準法

消防法、盛岡地区広域消防組合火災予防条例

バリアフリー法、岩手県ひとにやさしいまちづくり条例、市障がい者基本計画・障がい福祉実施計画

歴史街づくり法、県景観条例、市景観条例、市内丸地区再整備基本計画 等

## 1 文化庁の許可が必要な場合

- ・ 文化財建造物の現状を変更しようとするとき（文化財保護法第 43 条第 1 項）
- ・ 文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき（文化財保護法第 43 条第 1 項）
- ・ 所有者及び管理団体以外の者が公開を行おうとするとき（文化財保護法第 53 条第 1 項）

## 2 文化庁へ届出が必要な場合

- ・ き損届（文化財保護法第 33 条第 1 項）
- ・ 修理届（文化財保護法第 43 条の 2）

## 3 保存活用計画の変更

今後行われる予定の保存修理後など、必要と認められる場合に本計画を改定する

## 配布資料3【個別資料】

岩手県公会堂保存活用計画保存部位等の設定について

## 第2章 保存管理計画

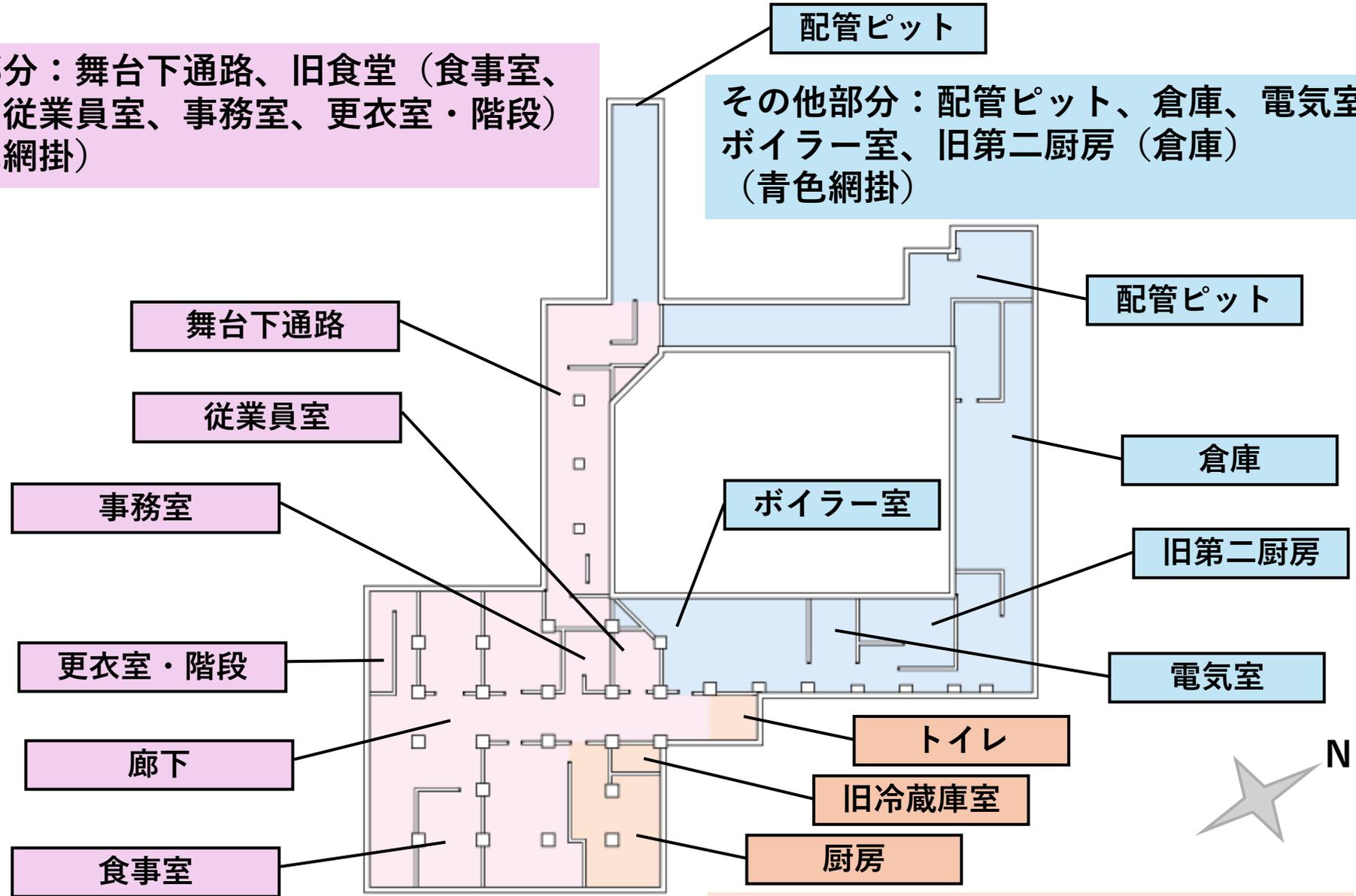
### 第2項 保護の方針 - (1) 部分設定

基準	保護の方針	該当箇所
保存部分	<ul style="list-style-type: none"><li>特徴的な構造や意匠が残っているなど文化財的、意匠的に価値を保存する部分。</li><li>原則当初または改造当初の材料および仕様を保存若しくは復原する。構造補強などの改変を行わざるを得ない場合は文化財的な価値への配慮を十分に行う。</li></ul>	外観、11～18号室、ホール・ロビー・廊下・階段、玄関、21～26号室、応接室、理事室、楽手室、傍聴席、塔屋、大ホール
保全部分	<ul style="list-style-type: none"><li>活用または安全性の向上のための整備を行うが、文化財的価値を維持するための配慮が必要な部分</li></ul>	地下、事務室、休憩室、倉庫、便所、操作室
その他部分	<ul style="list-style-type: none"><li>活用または安全性の向上のための整備を優先する部分</li></ul>	ピアノ庫

# 建物平面 階数：地下1階

保存部分：舞台下通路、旧食堂（食事室、廊下、従業員室、事務室、更衣室・階段）  
（赤色網掛）

その他部分：配管ピット、倉庫、電気室、ボイラー室、旧第二厨房（倉庫）  
（青色網掛）

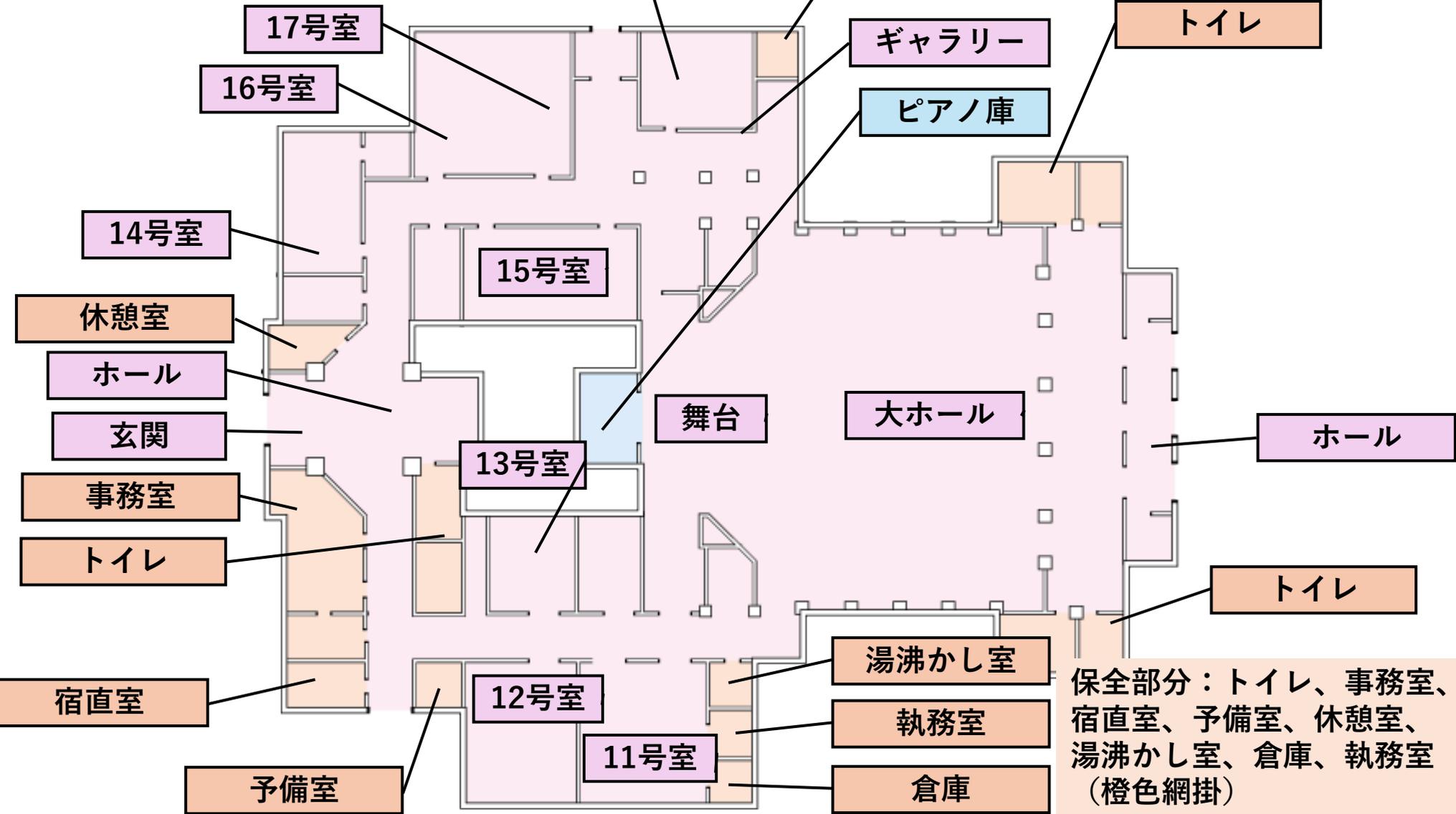


保全部分：トイレ、厨房、旧冷蔵庫室  
（橙色網掛）

# 建物平面 階数：1階

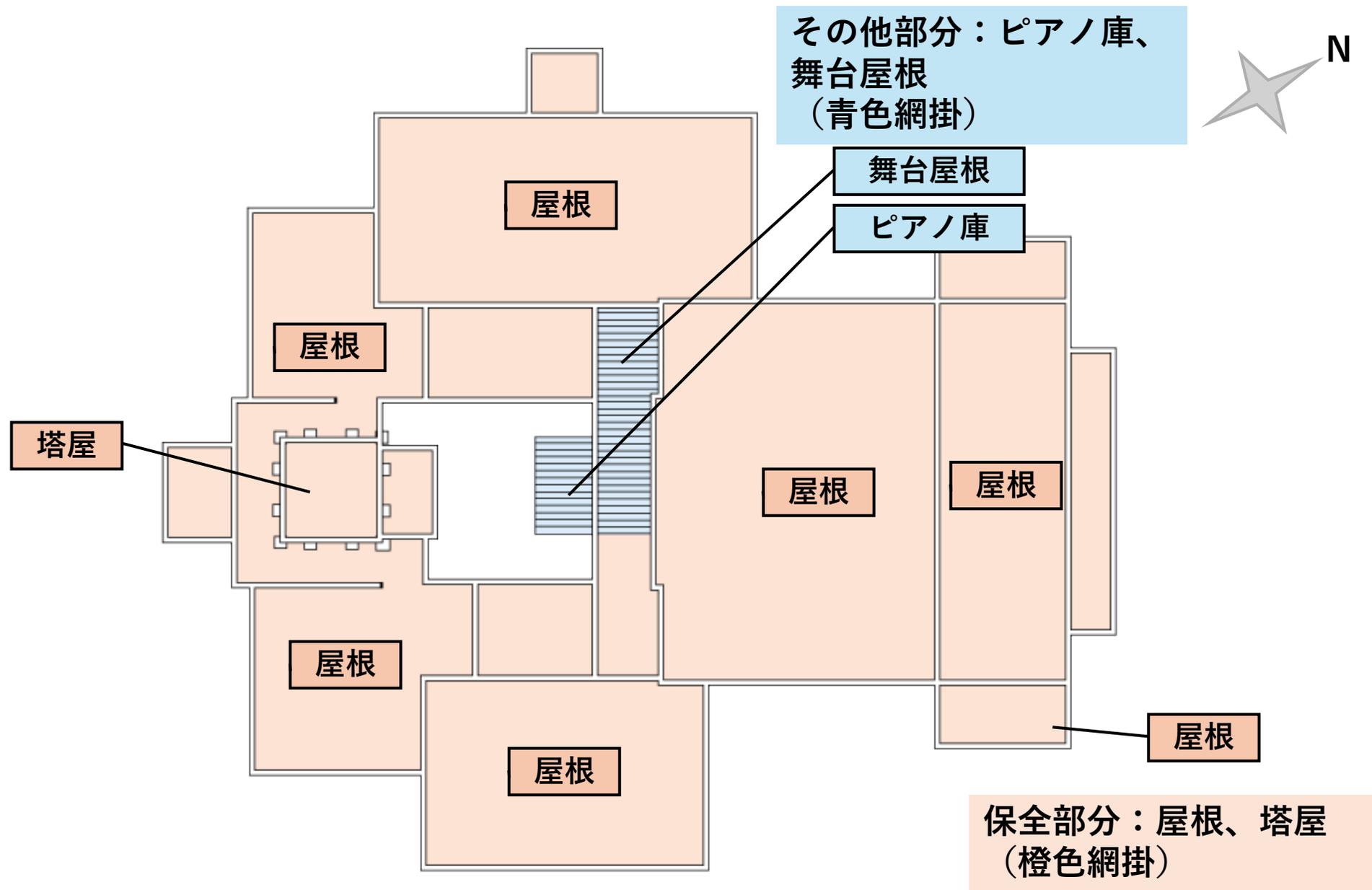
保存部分：11～18号室、倉庫、階段、大ホール、舞台、ホール、ギャラリー（赤色網掛）

その他部分：ピアノ庫（青色網掛）



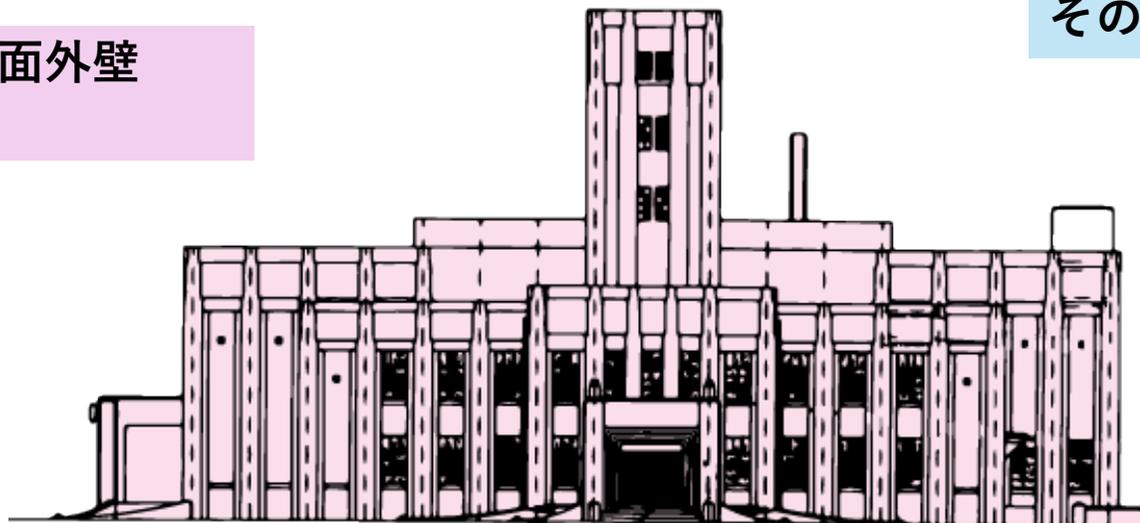
保全部分：トイレ、事務室、宿直室、予備室、休憩室、湯沸かし室、倉庫、執務室（橙色網掛）





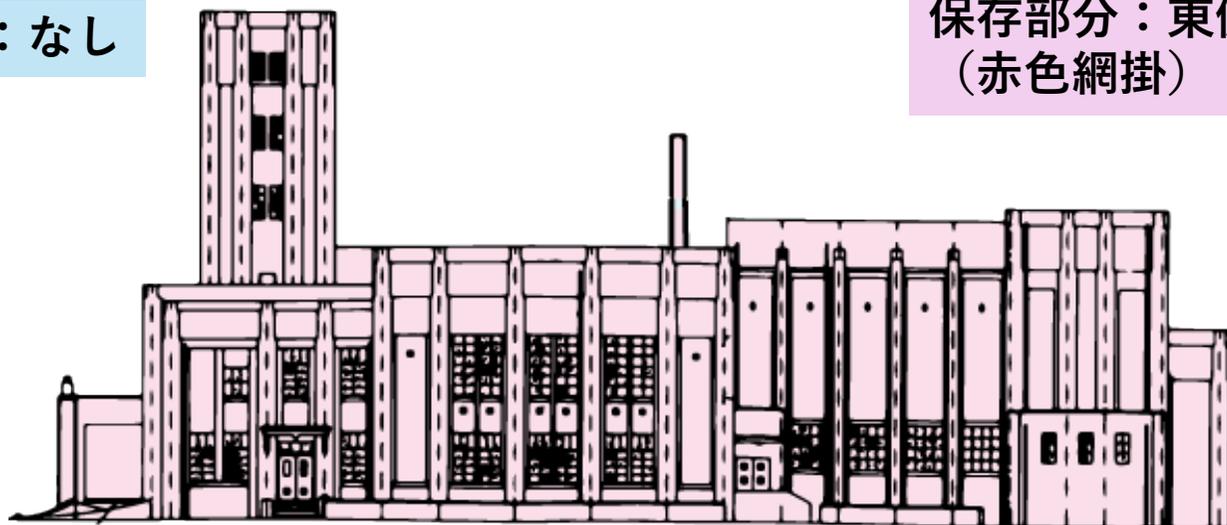
保存部分：正面外壁  
(赤色網掛)

その他部分：



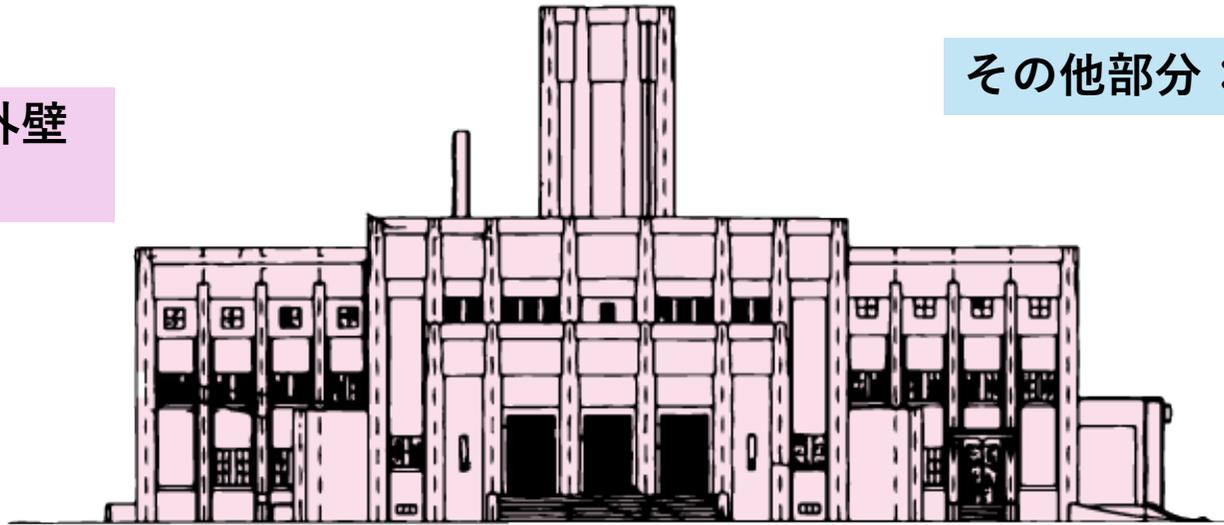
その他部分：なし

保存部分：東側外壁  
(赤色網掛)



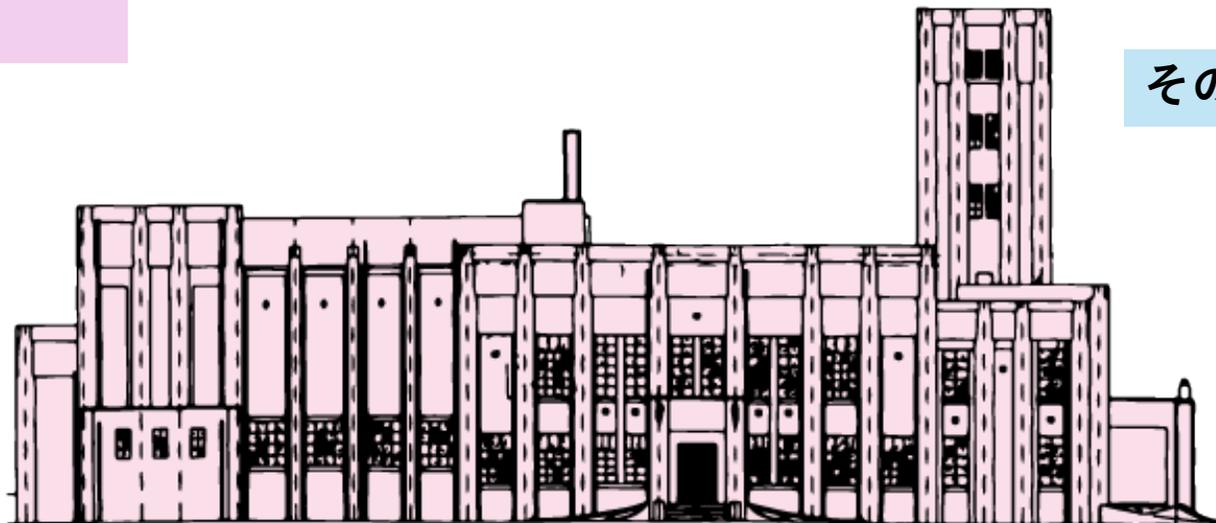
保存部分：後方外壁  
(赤色網掛)

その他部分：なし



保存部分：西側外壁  
(赤色網掛)

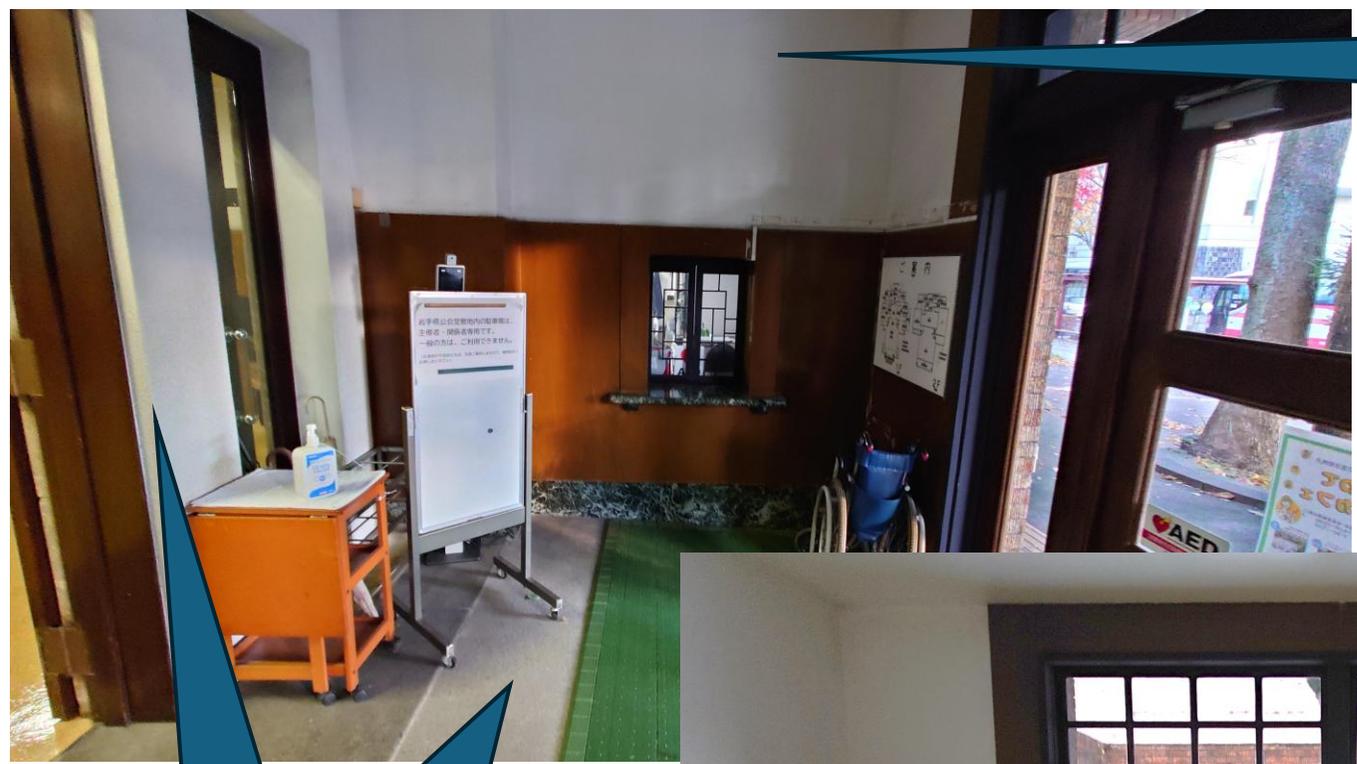
その他部分：なし



# 第2章 保存管理計画

## 第2項 保護の方針 - (2) 部位設定

基準	定義	方針
基準①	材料自体の保存を行う部位	装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位、特殊な材料又は使用である部位、主要な構造を構成する部位
基準②	材料の形状・材質・仕上・色彩の保存を行う部位	定期的に材料の取替を必要とする修理が必要とされる部分
基準③	主たる形状及び彩色を保存する部位	形状及び色彩を保存する部位
基準④	意匠上の配慮を必要とする部位	所有者の自由裁量だが、意匠上の配慮を必要とする部位（撤去改変が現状変更にあたらぬ部位）
基準⑤	所有者等の自由裁量に委ねられる部位	機械設備など、老朽化や法改正によって更新が必要な部位



基準④  
現天井

基準③  
玄関ドア

基準①  
三方枠ボーダー

基準②  
壁

基準①  
床タイル

基準①  
旧天井

基準①  
巾木

基準③  
建具



基準①  
旧天井

基準②  
建具

基準①  
巾木



基準④  
現天井

基準⑤  
電気設備

基準②  
壁

基準②  
床





基準①  
三方枠ポーター

基準④  
現天井

基準②  
壁

基準③  
玄関ドア

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
建具



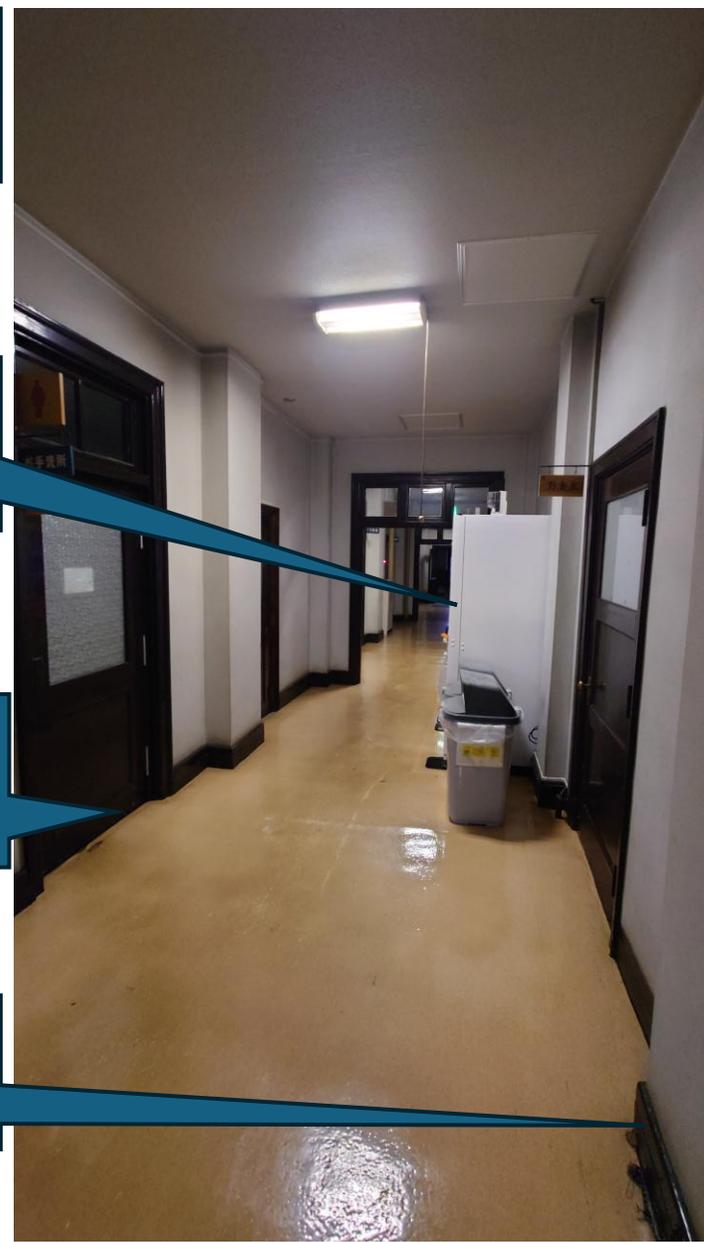
基準①  
巾木

基準①  
旧天井

基準⑤  
自動販売機

基準②  
建具

基準①  
巾木



基準④  
現天井

基準⑤  
電灯

基準②  
壁

基準②  
床





基準⑤  
電灯・空調・  
内線機器

基準④  
現天井

基準②  
壁

基準①  
巾木

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
建具





基準④  
現天井

基準①  
巾木

基準②  
壁

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
建具



基準①  
旧天井

基準①  
受付カウン  
ター

基準②  
建具

基準②  
床



基準②  
壁

基準③  
玄関ドア

基準①  
旧天井

基準②  
建具

基準①  
巾木



基準④  
現天井

基準⑤  
電気設備

基準②  
壁

基準②  
床



基準①  
旧天井

基準⑤  
電気設備

基準④  
個室

基準④  
現天井



基準②  
壁

基準②  
建具

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
建具

基準①  
巾木



基準④  
現天井

基準⑤  
電気設備

基準②  
壁

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
建具

基準②  
床



基準④  
現天井

基準⑤  
電気設備

基準②  
壁

基準①  
巾木



基準①  
旧天井

基準⑤  
電気設備

基準②  
壁

基準④  
現天井

基準②  
建具

基準①  
巾木

基準②  
床

基準④  
北側内壁

基準①  
旧天井

基準②  
建具

基準②  
壁

基準①  
巾木



基準④  
現天井

基準⑤  
電気設備

基準④  
南側内壁

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
壁

基準②  
建具



基準④  
現天井

基準⑤  
電気設備

基準①  
巾木

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準⑤  
電気・機械設備

基準②  
建具



基準④  
現天井

基準②  
壁

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
建具

基準①  
巾木



基準⑤  
電気設備

基準②  
壁

基準②  
床

基準④  
現天井

基準①  
旧天井

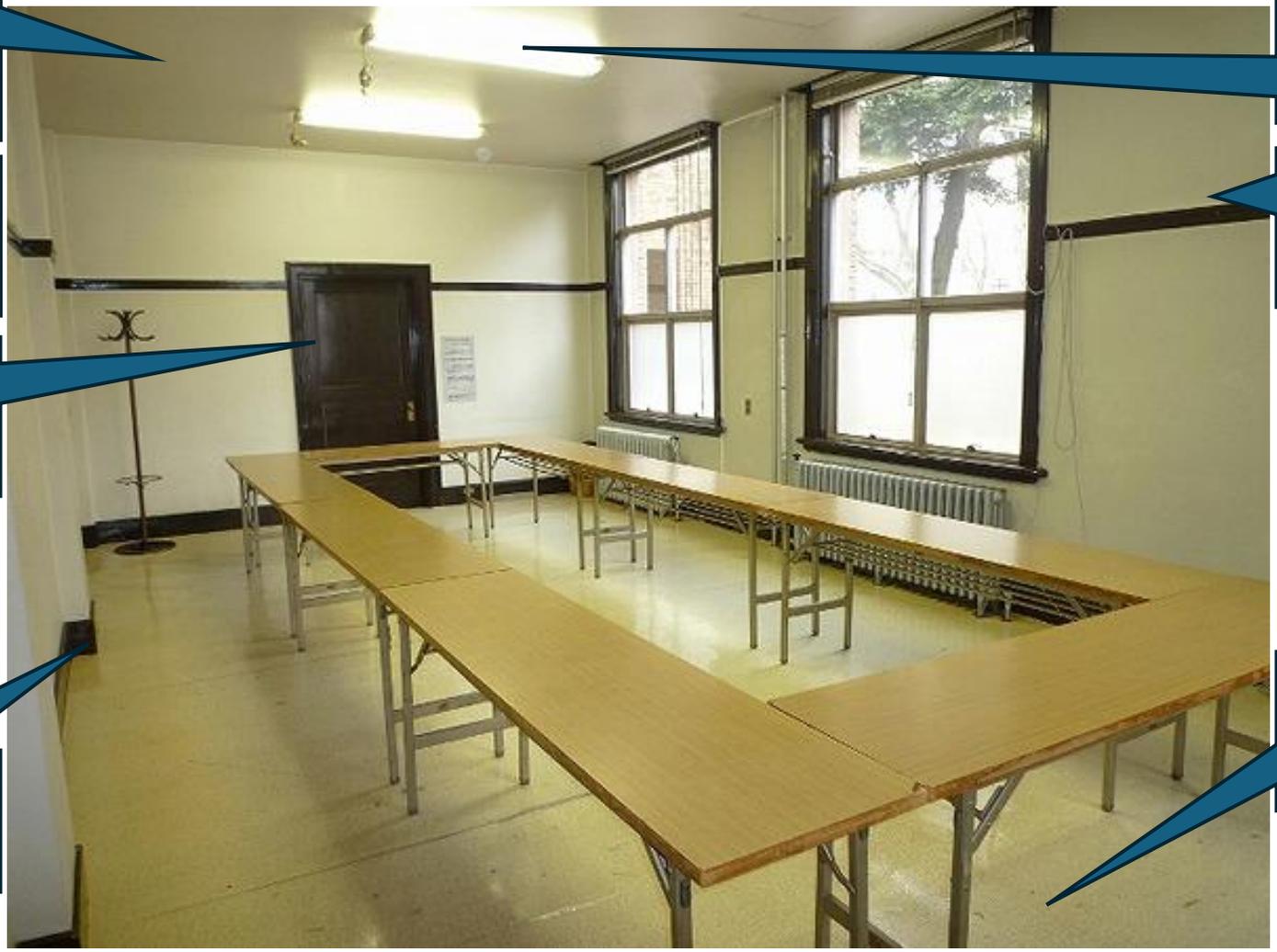
基準②  
建具

基準①  
巾木

基準⑤  
電気設備

基準②  
壁

基準②  
床



基準①  
旧天井



基準①  
巾木



基準⑤  
電気設備

基準②  
壁

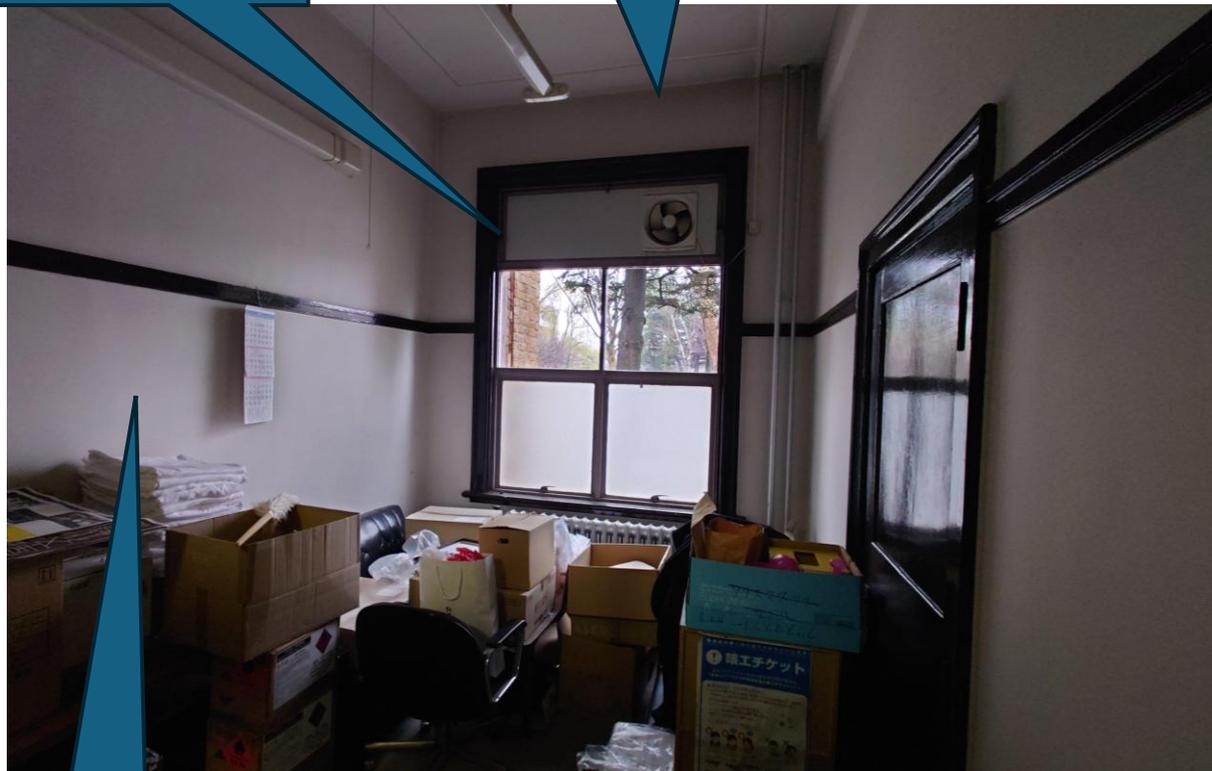
基準②  
建具

基準②  
床

基準②  
建具

基準①  
旧天井

基準⑤  
電気設備



基準②  
壁

基準②  
床

基準①  
巾木



基準①  
旧天井

基準⑤  
電気設備

基準①  
巾木



基準④  
現天井

基準②  
建具

基準②  
壁

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
建具

基準②  
壁

基準①  
巾木



基準④  
現天井

基準⑤  
電気設備

基準④  
北側内壁

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
建具

基準④  
南側内壁

基準①  
巾木



基準④  
現天井

基準⑤  
電気設備

基準②  
壁

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
建具

基準①  
巾木



基準⑤  
電気設備

基準④  
現天井

基準②  
壁

基準②  
床

基準④  
現天井

基準①  
旧天井

基準②  
壁

基準①  
カウンター

基準⑤  
電気設備

基準③  
玄関ドア



基準②  
床

基準①  
巾木

基準②  
建具

基準①  
旧天井

基準④  
現天井

基準⑤  
電気・機械設備



基準⑤  
床

基準⑤  
壁

基準⑤  
建具

基準①  
旧天井

基準②  
建具

基準②  
壁



基準②  
床

基準⑤  
電気設備

基準①  
巾木



基準①  
旧天井

基準②  
電気設備

基準②  
壁

基準①  
巾木

基準②  
床

基準③  
建具

基準②  
壁

基準①  
旧天井

基準②  
電気設備



基準①  
巾木

基準②  
床

基準③  
建具

基準①  
旧天井

基準④  
現天井

基準⑤  
電気設備

基準②  
建具

基準②  
壁

基準④  
北西側内壁

基準②  
床

基準①  
巾木



基準①  
旧天井

基準⑤  
電気設備

基準②  
壁

基準①  
巾木



基準④  
現天井

基準②  
建具

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
建具

基準①  
巾木



基準④  
現天井

基準⑤  
電気設備

基準②  
壁

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
壁

基準①  
巾木



基準⑤  
電気設備

基準④  
現天井

基準②  
建具

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
壁

基準①  
巾木



基準⑤  
電気設備

基準④  
現天井

基準②  
建具

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
建具

基準①  
巾木



基準④  
現天井

基準⑤  
電気設備

基準②  
壁

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
建具

基準⑤  
電気設備



基準②  
壁

基準①  
巾木

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準⑤  
電気設備



基準②  
建具



基準④  
現天井

基準②  
壁

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準④  
個室

基準⑤  
電気・機械設備

基準④  
現天井



基準②  
壁

基準②  
床

基準②  
建具

基準①  
旧天井

基準④  
個室

基準④  
現天井

基準⑤  
電気・機械設備



基準②  
壁

基準②  
建具

基準②  
床

基準②  
建具

基準①  
旧天井



基準②  
壁

基準②  
床

基準①  
巾木

基準①  
旧天井

基準④  
仮設壁

基準④  
現天井

基準②  
建具

基準⑤  
電気設備

基準②  
壁

基準①  
巾木

基準②  
床





基準②  
電気設備

基準④  
仮設壁

基準②  
壁



基準③  
建具

基準①  
巾木

基準①  
旧天井

基準②  
床



基準④  
仮設壁

基準②  
壁

基準①  
旧天井

基準②  
床

基準①  
巾木

基準③  
建具

基準①  
旧天井

基準②  
壁

基準②  
床



基準①  
巾木

基準①  
旧天井



基準②  
壁

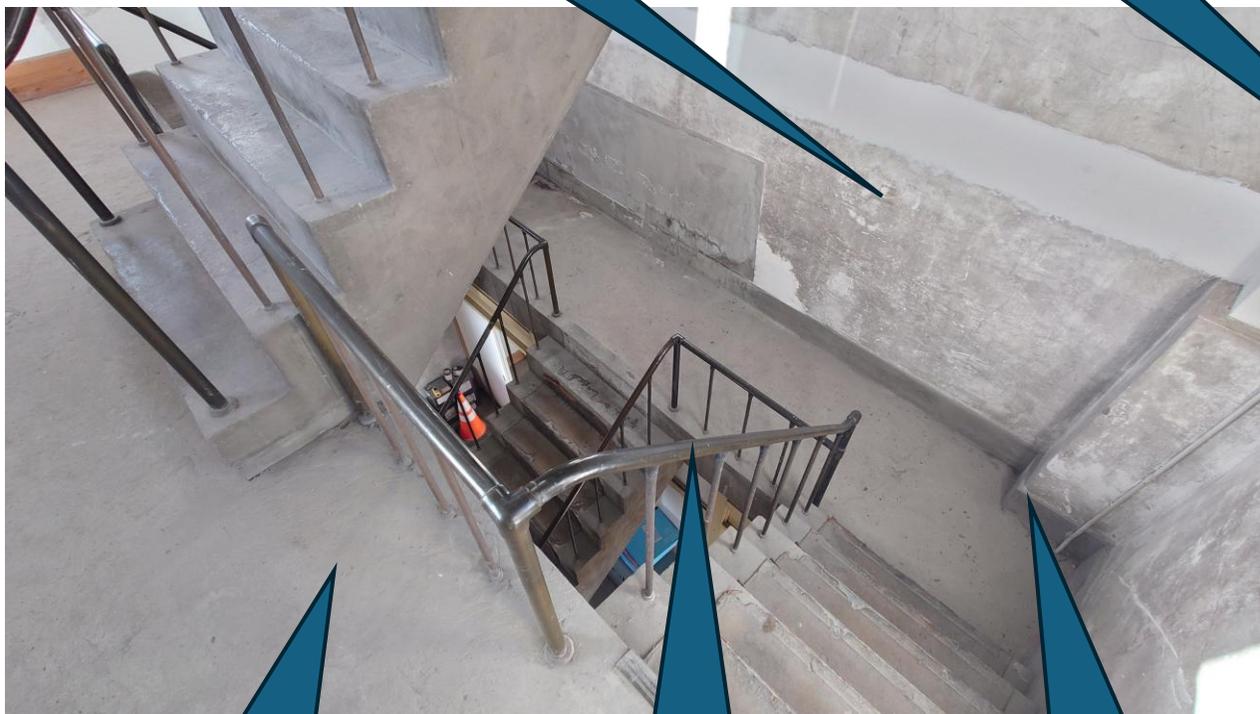
基準③  
建具

基準②  
床

基準①  
巾木

基準②  
壁

基準①  
旧天井



基準②  
床

基準①  
手すり

基準①  
巾木

基準①  
旧天井

基準⑤  
電気設備



基準②  
壁

基準③  
玄関ドア

基準①  
巾木

基準②  
床



基準①  
旧天井

基準②  
壁

基準②  
建具

基準①  
巾木

基準②  
床

基準①  
旧天井

基準②  
建具

基準②  
床



基準②  
壁

基準③  
玄関ドア

基準①  
巾木

基準②  
壁

基準①  
旧天井



基準②  
床

基準②  
建具

基準①  
巾木

基準①  
旧天井

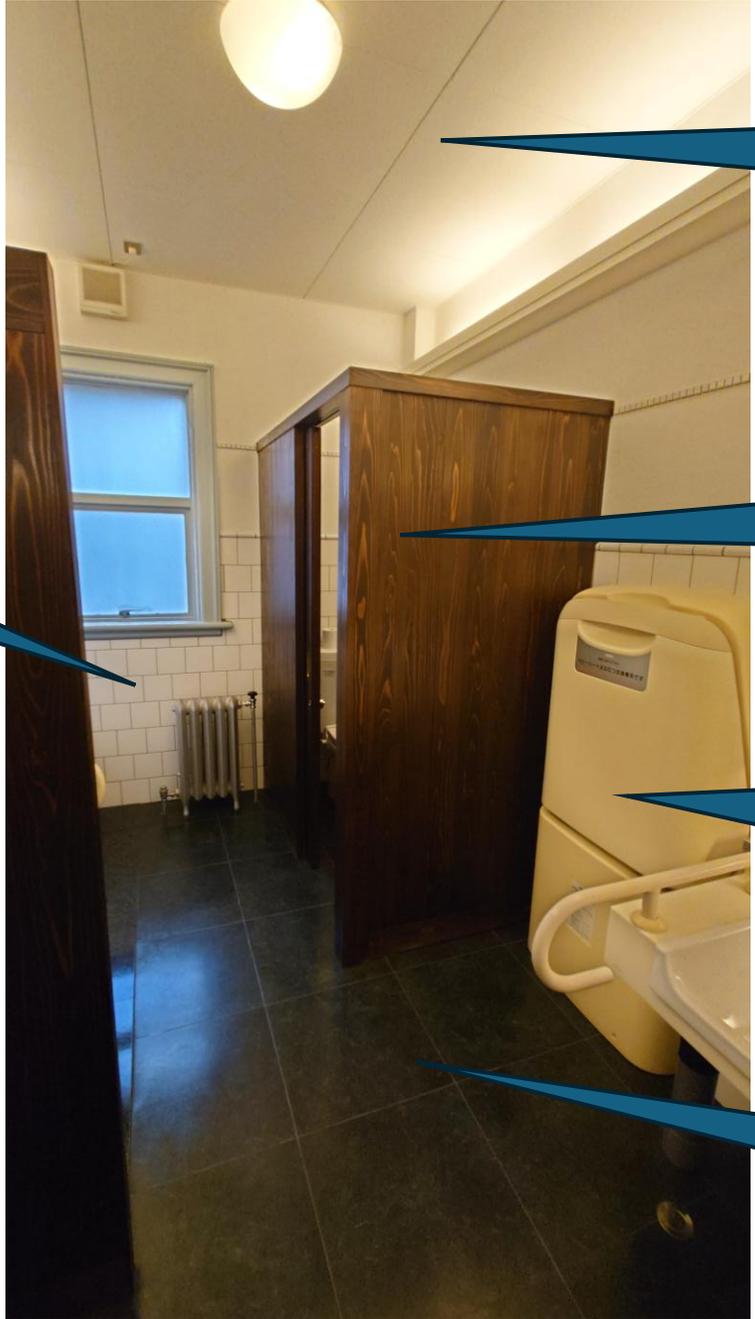
基準④  
現天井

基準②  
壁

基準④  
個室

基準②  
建具

基準⑤  
電気・機械設備



基準②  
床

基準⑤  
電気・舞台設備

基準①  
舞台脇レリーフ

基準①  
壁レリーフ

基準④  
現天井



基準④  
壁

基準③  
舞台前半部

基準④  
入口ドア

基準④  
固定座席

基準①  
巾木

基準②  
床



基準④  
現天井

基準①  
舞台脇レリーフ

基準⑤  
電気・舞台設備

基準⑤  
舞台上ぶどう棚

基準①  
舞台壁



基準①  
巾木

基準③  
舞台前半部

基準②  
舞台床

基準①  
旧天井

基準②  
壁



基準④  
建具

基準④  
玄関ドア

基準④  
床

基準④  
巾木

## 第3章 環境保全計画

### 第3項 区域の区分と保千方針

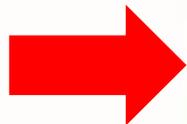
基準	対象	方針
保存区域	建物本体	建物の保存を行う
整備区域	西側：庭園緑地部分 東側：駐車場・機械設備部分	歴史的環境に配慮した管理を行う

区域設定 (案)



南西側からの  
望見を重視

中央通り側(南側)



地名案内板

県庁側(西側)

修正あり

ドラマ記念看板

原敬胸像

整備区域「西側：庭園緑地部分」  
(青色網掛)

水産会館側(北側)

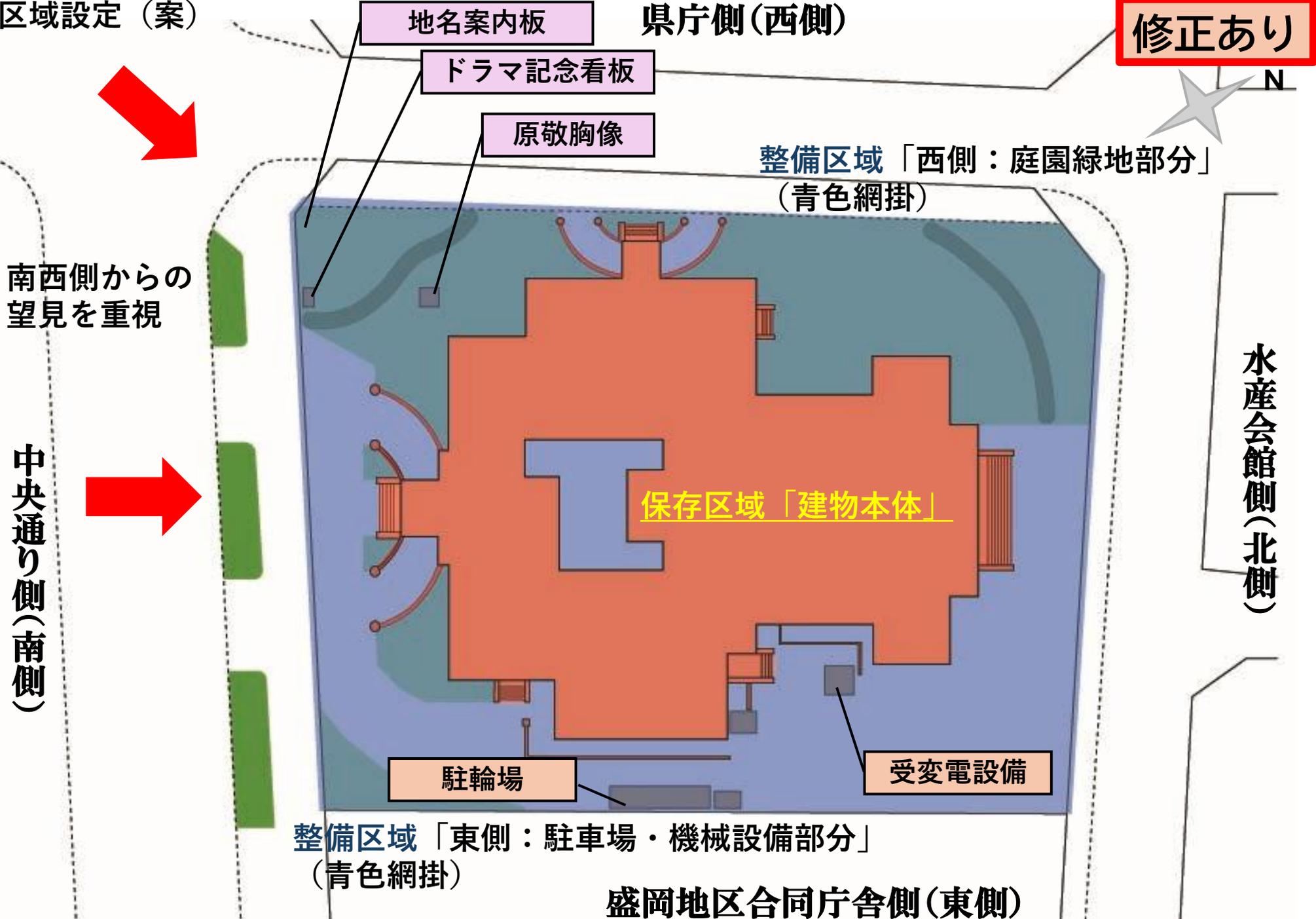
保存区域「建物本体」

駐輪場

受変電設備

整備区域「東側：駐車場・機械設備部分」  
(青色網掛)

盛岡地区合同庁舎側(東側)



登録有形文化財(建造物)  
岩手県公会堂保存活用計画

構成案

令和8年●月

岩手県

## 例 言

- 1 本計画書は、岩手県盛岡市内丸11番2号に所在する「登録有形文化財 岩手県公会堂」（岩手県所有）の保存活用計画である。
- 2 本保存活用計画は、「登録有形文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成11年3月、文化庁文化財保護部）及び「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」（令和5年3月、文化庁）に基づき策定した。
- 3 岩手県は、「岩手県公会堂保存活用に関する協議会」を設置し、専門家・利用者・関係機関から専門的な指導・助言を得るとともに、文化庁・岩手県教育委員会の指導の下に保存活用計画を策定した。
- 4 保存活用計画において使用した岩手県公会堂の各部分の名称については、以下のとおりとした。
  - ・ 現在の名称について、令和8年現在で一般に貸出している施設については、岩手県公会堂条例に記載の名称を使用する。
  - ・ 現在の名称について、令和8年現在で一般に貸出していない施設については、平成13年『岩手県公会堂調査報告書』の名称を使用する。
  - ・ 竣工当時の施設の名称について、平成13年『岩手県公会堂調査報告書』の創建時平面図に依るものとし、全て名称に「旧」と付した。
  - ・ 「諸室部分」は、建物のうち大ホール、地下、塔屋を除く部分に対する総称として使用する。
- 5 計画期間は令和8年10月から5年間とする。  
また、計画期間内であっても、必要に応じて改定を行う。

## 第1章 計画の概要

### 1-1 計画の策定

#### (1) 作成年月

令和8年10月

#### (2) 作成者

岩手県、岩手県教育委員会

(岩手県文化スポーツ部文化振興課、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課)

#### (3) 協議会の設置

計画の策定にあたっては、学識経験者等による「岩手県公会堂保存活用に関する協議会」を設置し検討を行った。

表 1-1 協議会構成員

分類	役職	氏名
学識経験者	八戸工業大学工学部工学科建築・土木コース教授	黒坂 貴裕
学識経験者	長岡造形大学造形学部建築・環境デザイン学科准教授	津村 泰範
都市計画・建築	一般社団法人岩手県建築士会 会長	角田 直樹
都市計画・建築	(株)渡辺設計事務所 監査役 日本建築協会東北支部岩手地域会 事務局	堀 透
観光関係者	盛岡観光コンベンション協会 専務理事兼事務局長	石橋 浩幸
指定管理者	岩手県公会堂 館長	長葭 常紀
利用者代表	カメラマン	坂川 孝子
行政	盛岡市 交流推進部 文化国際課長	城守 まゆみ
行政	岩手県 文化スポーツ部 副部長	新沼 司

#### (4) 計画検討の経過

岩手県公会堂の保存活用に関する意見交換会（非公開）	
日時	令和7年3月27日
場所	岩手県公会堂 21号室
議題	・保存活用計画策定に向けた方向性について ・大ホール改修に向けた調査について
令和7年度第1回岩手県公会堂保存活用に関する協議会	
日時	令和7年12月22日
場所	岩手県公会堂 21号室
議題	・岩手県公会堂保存活用計画の策定について ・岩手県公会堂の保存活用に係る令和7年度の取組について

令和7年度第2回岩手県公会堂保存活用に関する協議会	
日時	
場所	
議題	
日時	
場所	
議題	
日時	
場所	
議題	

1-2 文化財の名称等

(1) 登録有形文化財の名称等

ア 官報告示の名称及び員数  
岩手県公会堂 1棟

イ 登録年月日  
平成18年10月18日 登録番号 第03-0061号

ウ 登録有形文化財の所在地  
岩手県盛岡市内丸11番2号

(2) 登録有形文化財の構造及び形式

鉄筋コンクリート造地上二階地下一階建、建築面積1,580平方メートル、塔屋付

(3) 登録有形文化財の所有者

ア 所有者の氏名  
岩手県

イ 所有者の住所  
岩手県盛岡市内丸10番1号

(4) 登録有形文化財の構成

ア 構成する要素  
岩手県公会堂

イ 建築年  
昭和2年

ウ その他一体となって構成する物件  
なし

1-3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

**SAMPLE**

**敷地平面**

**SAMPLE**

**建物写真**

**SAMPLE**

**構造物**

**SAMPLE**

**植栽**

## (2) 文化財の概要

### ア 立地環境

本文化財が所在する盛岡市は、岩手県の中央部に位置し、花巻市、八幡平市、宮古市、滝沢市、岩手郡雫石町、岩手町、葛巻町、紫波郡紫波町、矢巾町、下閉伊郡岩泉町に隣接している。岩手県公会堂は、盛岡市のほぼ中心の官庁街に位置し、東側に岩手県盛岡地区合同庁舎、道路を挟んで西側に岩手県庁舎が隣接しており、至近には、道路を挟んで南東側に、岩手県警察本部、盛岡市役所、道路を挟んで北東側に岩手県民会館がある官庁街に位置している。岩手県公会堂から南へ 200 メートル付近には盛岡城跡公園があり、北東へ 500 メートル付近には江戸時代からの寺院が集積している。

岩手県公会堂の位置する場所は、盛岡藩時代の大手先にあたり、外角に人口の濠と土塁に囲まれ、町人地とは一線を画し、500 石以上の高知衆の邸宅や役宅があった。明治に入り、付近は集中して街づくりが行われ、明治 4 年に盛岡城二の丸から現在の位置へ県庁が移転し、中央通が形成された。明治 36 年には県庁舎が木造で新築され、また、明治 43 年には市役所が現在の位置に木造で新築され、現在の形に近い官庁街が形成されていった。

岩手県公会堂が位置する箇所には、種芸場（明治 32 年に師範学校女子部へ転換（追加調査中）。）が置かれ、大正時代に現在の盛岡地方検察庁の場所に移転するまで使用されていた。

### イ 沿革

岩手県公会堂は、当時の皇太子（後の昭和天皇）の御成婚を記念して建設が企画されたものである。竣工当時発行された『御慶事記念 岩手県公会堂一覽』（岩手県）によると、大正 12 年 6 月に長内庄七郎議会議長（●頁解説）及び県議会議員一同が当時の牛塚虎太郎知事（●頁解説）を訪ねて建設を求め、また同日に盛岡市の北田親氏市長（●頁解説）、大矢馬太郎市議会議長が事業実施を切望し、知事が事業推進を約束したことに始まる。

大正 12 年 7 月 3 日、翌 13 年 2 月 21 日の 2 度県議会正副議長、参事会員、市長、市議会正副議長で会合を開き、満場一致で、県事業として県議会議事堂を包有する岩手県公会堂として建築すること、建築費は 43 万 8 千円（うち 20 万円は盛岡市の寄附とする）とすることとし、建設の規模、内容は知事に一任することと決定した。知事は県議会の協賛を得るため原案を作成し、大正 13 年 5 月 29 日に臨時県議会を開会し、6 月 4 日に可決された。

これにより、大正 13 年 8 月に設計図ができあがり、大正 14 年 9 月 4 日に地鎮祭、昭和 2 年 6 月 15 日に竣工の日の目を見た。

竣工間もない頃は大ホールにおいて、盛岡市出身で国際連盟事務次長を退任して貴族院勅選議員を務めていた新渡戸稲造（●頁解説）の講演（昭和 2 年 10 月 6 日：岩手日報）や、最新の電気蓄音機演奏の公開（昭和 4 年 5 月 21 日：岩手日報）など

文化色豊かな催しの記録が残る。昭和 10 年代後半になると、「支那事変出征軍馬記念像」の建立や、国防婦人会開催、「郷土防衛防空必勝展」と称した催しの開催（昭和 20 年 5 月 4 日：岩手日報）など戦時下という時局に応じた使われ方の記録が残るほか、終戦後は進駐したアメリカ軍に接収されるなど、時代を反映した役割を担っている。その後もモデル保健所（追加調査中）を始めとして行政機関の入居や、戦前に引き続いての県議会議事堂としての利用など、官庁街としての内丸地区にある公共施設としての役割も担ってきた。

その後、昭和 40 年に岩手県議会議事堂が竣工して議会機能が移転し、さらに、昭和 45 年に岩手県民会館が竣工すると、地上部は貸館施設として、地下は食堂としての機能を持つ施設となった。しかし、不完全な冷暖房や、昭和 28 年に大ホールの大規模改修を行った結果、音響が悪化した<sup>1</sup>ことも相まって、文化芸術の拠点としての役割は岩手県民会館へと徐々に移行していった。平成 29 年に食堂を経営していた岩手県公会堂多賀が閉店すると、飲食機能は無くなり、全館が貸館を中心とした施設へと変化した。

以下に、『竣工 90 周年記念 写真集 岩手県公会堂』（指定管理者希望橋グループ）に掲載の年表に基づいて沿革をまとめる。また、掲載のない項目についても、必要な事項は今般新たに掲載した。

表 1-2 沿革

年 代	沿 革	出典
大正	12 皇太子（昭和天皇）御成婚記念で建設を計画	◎
	13 臨時県議会で建築計画を可決（6月4日）	◎
	14 着工式挙行（9月10日）	◎
	15 上棟式挙行（11月18日）	◎
昭和	2 落成式（6月15日）	◎
	3 昭和天皇、陸軍特別大演習統監のため行幸し、岩手県公会堂に大本営設置 （10月5日～10日）	◎
	15 岩手県公会堂前に「支那事変出征軍馬記念像」を建立	◎
	19 「出征軍馬記念像」金属供出	◎
	20 建物疎開で検漏建造物、重要施設として指定を受け、警察部が岩手県公会堂に移転	◎

<sup>1</sup> 『岩手県公会堂を考える』147 頁では、「35 年夏には大ホールを中心に大改装を行い、照明、音響等の設備その他も近代様式に改造され（中略）しかし現在の音が悪い、外から雑音が入る、内装が暗いといった悪評の根源は、この「近代様式」で生まれたようである」と酷評している。

年 代	沿 革	出典
	議事堂は県庁農政部へ移転、岩手県公会堂多賀は県庁警察部の地下へ移転	◎
	進駐したアメリカ軍将兵用の病院として接收	◎
22	接收解除、返還	◎
	地方自治法に基づく県議会を初開催	◎
	地下室に岩手美術研究所開設（●頁解説）	◎
23	3階（楽手室）に岩手県公会堂多賀喫茶店を開設	◎
	GHQの指示で1階にモデル保健所開設	◎
26	原敬胸像建立	◎
27	保健所移転で1、2階とも議事堂として使用可能になり、常任委員会室も全て岩手県公会堂内に整備	◎
28	岩手美術研究所移転	◎
	警察本部が地下室から移転し、後に岩手県公会堂多賀入居	◎
	全国都道府県議会議長会議開催を前に大ホールを中心に大改装	◎
31	岩手県公会堂条例施行	■
35	議長室、議員控室拡張のため和室取り壊し	◎
40	現県議会棟が竣工し、県議会移転	◎
49	外壁補修	◎
51	内部改修工事、館内壁面大改修	◎
平成	11 第1回「岩手県公会堂を考える」シンポジウム開催	●
	12 第1回「岩手県公会堂懇談会」を開催	◎
	第2回「岩手県公会堂を考える」シンポジウム開催	◎
	14 「岩手県公会堂懇談会」が「原則的保存」を提言	◎
	16 岩手県公会堂全面保存を決定	◎
	17 第1期指定管理開始	◎
	18 国の有形文化財に登録	◎
	20 第2期指定管理開始	◎
	21 大ホールのホール（旧広間）、21号室の復原改修を実施	◎
	22 第3期指定管理開始	◎
	25 「岩手県公会堂と周辺の緑地と並木」が盛岡市都市景観賞を受賞	◎
	26 第4期指定管理開始	◎
	29 第5期指定管理開始	◎
	岩手県公会堂多賀が閉店し、閉店後の地下に「いわて若者カフェ」 <sup>2</sup> が	◎

<sup>2</sup> 若者同士の交流を促進し、若者の主体的な活動を発信する場として岩手県が岩手県公会堂地下に開設した交流活動拠点で、イベント・交流スペース、ミニスタジオなどを備える

年代	沿革		出典
		オープン	
令和	1	第6期指定管理開始	■
	4	第7期指定管理開始	■
	7	第8期指定管理開始	■

注釈) 出典：◎は『竣工90周年記念 写真集 岩手県公会堂』、●は『岩手県公会堂を考える』、■は行政文書による

#### ウ 施設の性格

岩手県公会堂の役割として特筆されることは、陸軍特別大演習における大本營の設置<sup>3</sup>である。落成翌年の昭和3年の実施であり、設計段階で既に皇族の行在所としての機能を期待されていたことから、竣工時から旧貴賓室、旧附属室和室、旧浴室が設けられていた。

また、岩手県公会堂は、岩手県議会議事堂を始めとして、各種の会合に用いられた。大ホールでは講演会や演奏会、式典等が行われるなど、県民に開かれた存在として親しまれた。現在でも、各種サークルの活動拠点として活用や、近隣の官公庁に不足する会議室を補完して会議の開催や臨時的な事務所としての長期貸出しなどがあり、概ね竣工後から期待される機能を変えずに現在に至る。

#### エ 主な改造時期とその内容

##### (ア) 諸室部分

増減築など大きな改造は無く、全体的に当初の状態をよく留めているが、間仕切り壁には変更がある。それぞれの状況は以下のとおりである。

階	改造前	改造後	年代	備考
地下	便所	食堂出入口	不明	
1階	旧控室	13号室、倉庫	不明	
	旧第二公会堂 参事会議室	16号、17号室	不明	
	旧傍聴人玄関	庇を残して廃止	不明	
2階	附属室日本間	特別室、22号室	昭和35年	22号室内に柱が残存

壁の仕上げ材は変わっており、古写真に見られる壁紙仕上げが残る箇所はなく、竣工時の資料に見られる漆喰仕上げも概ね吹き付け仕上げに変更されている。天井は、諸室部分のうち貸出している部分は復原済みの21号室を除いて全て竣工時の天井の下に新たに天井を設けている。床は、玄関のタイルは変更が無いが、諸室

<sup>3</sup> 竣工直後に行われる陸軍特別大演習の大本營を置くために計画された公共施設としては、他に茨木県三の丸庁舎が知られる。(令和7年11月11日配信：産経新聞)

部分の床は変更が見られ、応接室、特別室の絨毯も更新されている。貸し出している施設の灯具は、全て新たな天井に取り付けられている。諸室部分の各部屋のカーテンは更新されているが、建具は概ね残存している。冷暖房器具は、冷房は全て後年の設置であり、蒸気暖房は一部竣工時のものが残存している。

なお、21号室については、平成21年に竣工時に近い形で復原されている。

#### (イ) 大ホール

竣工時は、両脇の柱に続く梁型があり、二字曲線を描く天井であったが、昭和28年に天井全体が解体され、改修されている。壁は漆喰仕上げであったものが、木格子を主体とした内壁に変更されている。窓は竣工時から上半分ほどが塞がれている。床はコルク貼り<sup>5</sup>であったが、現在はモルタル仕上げとなっている。座席は、竣工時の長椅子は残存しておらず、固定座席となっている。照明、音響機器は天井の改修に合わせて更新されており、舞台装置も更新されている。舞台は、竣工時と比較して前方に大型化している。

大ホールの玄関に続くホールは、竣工時の天井の下に新たに天井を設けていたが、平成21年に撤去され、竣工時に近い形で復原されている。

#### (ウ) 地下

内装は、食堂であった岩手県公会堂多賀時代に概ね改装されている。

#### (エ) 塔屋

改装は行われておらず、概ね竣工時の意匠を残している。真鍮製の手すりは竣工時のものと考えられる。

**SAMPLE**  
**仕切前後**

<sup>5</sup> 『岩手県公会堂を考える』118頁で、長椅子であった当時の大ホールの床面が勾配になっていたとの松本源蔵氏の発言がある。

**SAMPLE**

**1 階 - 旧**

**SAMPLE**

**1 階 - 新**

**SAMPLE**

**地下-旧**

**SAMPLE**

**地下-新**

**SAMPLE**

**2階-旧**

**SAMPLE**

**2階-新**

# SAMPLE

# 敷地図

## 1-4 文化財の価値

### (1) 文化財の価値

#### ア 建築史的価値

以下に登録有形文化財候補物件調査報告書の所見を引用する。

岩手県公会堂は、昭和2年の開館以来、およそ80年にわたって岩手の昭和史を見つめてきた建築で、一部改修が見られるが概ね原形をとどめている。この建築の設計者は、東京の日比谷公会堂や早稲田大学大隈記念講堂の設計で知られる佐藤功一である。日比谷公会堂は昭和4年の建設であるが、岩手県公会堂の正面デザインと類似する。すなわち、どちらも塔屋を中心とした左右対称の力強く安定したファサード<sup>6</sup>を採用している。このようなことから岩手県公会堂は、次に設計された日比谷公会堂のデザインのベースになったことも考えられる。また、どちらも関東大震災直後の建設で耐震壁付鉄筋コンクリート構造の先駆けとしても貴重である。内部では床や腰壁の改修が目立つが、漆喰の美しいレリーフや優雅な曲線のバルコニー、テラコッタ装飾など、創建当時のアール・デコの雰囲気も残る。以上のように岩手県公会堂は岩手県の文化と歴史の殿堂として、県民に長年親しまれてきただけでなく、近代建築としても重要な遺構であるといえる。

<sup>6</sup> 建築物正面からの外観及びそのデザインのこと

※ 本文内の建物・様式の解説は、日比谷公会堂（●頁解説）、早稲田大学大隈記念講堂（●頁解説）、アール・デコ（●頁解説）

#### イ 歴史的価値

昭和2年から現在まで100年近く使われてきた公共建築である。食堂としての機能や、皇族の行在所としての機能は失いつつも、現在に至るまで、文化芸術の拠点、県や市の行政関連による利用など、時代による若干の変化はありつつも、計画時からの社会的要請を現在まで全うしてきた。

平成前半には、利用率の低下や老朽化等に起因する建物存続に係る議論が起り、県では平成12年に「岩手県公会堂懇談会」を設置して検討を行った。この中で大ホール解体等も含めて検討されたものの、結果的にこの議論によって県民の岩手県公会堂に関する意識が喚起され、また、建築関係者によってシンポジウムが開催されたことにより保存活用の機運が高まったことによって「全面的保存」として今日まで存続した。

#### ウ 地域の文化資源としての価値

内丸地区の官庁街を形成する建造物のうち、岩手医科大学1号館（旧岩手病院：大正15年竣工）（●頁解説）とともに地区内に戦前から残る貴重な建築物であり、公共の施設では唯一のものである。このことから付近の歴史的風致の形成に重要な役割を果たしている。

また、内丸地区で中央通りに面して豊かな植栽がある公共施設として唯一であり、都市景観や県民の憩いの場として重要な役割を果たしている。

#### エ 観光・その他の価値

盛岡の近代化を物語るレトロな観光スポットとして、重要文化財に指定されている岩手銀行赤レンガ館、もりおか啄木・賢治青春館、盛岡市保存建築物である盛岡信用金庫本店（●頁解説）、旧石井県令邸などとともに、県民に親しまれている。

### (2) 岩手県公会堂の建築的特徴

建物については建設当初の状態を概ね良好に残している。ここでは、それらの外観及び内部の建築的特徴を整理する。基本的には現状について記すが、改造により失われているものについても適宜触れる。

#### ア 外観

- ・ 『岩手県公会堂調査報告書』によれば、建築様式はネオゴシック（●頁解説）である。
- ・ 建物は、中央通りに直行して建ち、塔を中心として左右対称（シンメトリー）の空間構成であり、力強く安定したデザインとなっている。

- ・ 外壁は素朴な黄褐色のスクラッチタイルを使って柱型として垂直性を強調しつつ、柱の間を白色人造石研出の帯で水平方向をまとめている。
- ・ 柱の間の壁や庇の肘木にはテラコッタのレリーフを配している。特に旧傍聴人玄関の庇を支える肘木のレリーフは、精巧な左官仕上げを間近に確認することができる。現在残っている以外にもレリーフがあったと推測され、装飾性を高めている。
- ・ 屋上のうち、南側の一段低い部分は、屋上庭園として活用されたことから、それ以外の部分よりも高いパラペットとなっており、装飾性と実用性を兼ね備えている。21号室、26号室屋上は排水のために傾斜があるが、南側には傾斜が無く、活用の利便性を高めている。

**SAMPLE**  
**外観**

**SAMPLE**  
**柱部分**

**SAMPLE**  
**レリーフ**

**SAMPLE**  
**傍聴玄関**

**SAMPLE**  
**多賀玄関**

**SAMPLE**  
**屋上**

#### イ 内部

##### (ア) 諸室部分

- ・ 県議会議事堂や議員控室、食堂、天皇行在所として利用された。

- ・ 各部屋とも天井は折上天井であり、議事堂であった 26 号室、大食堂であった 21 号室は台形状の天井を更に 2 段に折り上げた形状となっていた。
- ・ 壁はウィリアムモリスの壁紙仕上げであった。
- ・ 照明は、古写真により 21 号室は丸型のボンボリ状の照明器具が下がっていることが分かる。また、正面玄関・議事堂玄関・多賀側玄関の天井直付灯、議事堂玄関・正面玄関のバルコニー笠木付灯、2 階旧配膳室の天井直付灯、傍聴席の天井直付灯が創建時のものが残されていると推測される。
- ・ 廊下は、要所にアーチ構造があり、各所に蛇紋岩、大理石による装飾がある。

#### (イ) 大ホール

- ・ 竣工当時から岩手県公会堂の主たる施設として、各種催事の会場、映画の上映などが行われてきた。
- ・ 全体で 15m 四方に近い大空間で、鉄筋コンクリート造の躯体の下に天井を張っており、天井は、当初は二次曲面の折上天井であった。
- ・ 舞台のプロセニウムにはテラコッタ製のレリーフが配され、舞台を飾っている。
- ・ 内部の柱の間や 2 階席前面にもテラコッタ製のレリーフが配されていたが、現在は確認できない。
- ・ ホールは、床はタイル貼りで市松模様となっておりアーチ型の天井が喰仕上げのレリーフにより飾られている。
- ・ 照明は、古写真により 21 号室同様に丸型のボンボリ状の照明器具が下がっていることが分かる。

#### (ウ) 地下

- ・ 戦後に食堂として活用された空間であるが、当初からドライエリアに面した窓により、閉塞感を感じさせない設計となっている。
- ・ 戦前は売店や理髪室のほか、大部分を厨房として活用していたようだが、戦後は全体を食堂である岩手県公会堂多賀として活用したことから、改造部分が多いと考えられ、食事室部分は残存状況の確認ができない。

#### (エ) 塔屋

- ・ 床・壁・天井には内装や装飾がないものの、真鍮製の手すりが残存しており、竣工時は屋上への立ち入りも可能であったことを考慮すれば、一般利用者の立ち入りも可能であった可能性がある。

<b>SAMPLE 諸室</b>	<b>SAMPLE 21号室</b>
<b>SAMPLE 大ホール</b>	<b>SAMPLE レリーフ</b>
<b>SAMPLE ホール</b>	<b>SAMPLE 若カフェ</b>
<b>SAMPLE 厨房</b>	<b>SAMPLE 塔屋</b>

1-5 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

ア 文化財登録前の履歴

年 度	箇 所	内 容
昭 2		竣工

和	28	大ホール	保存修理	大ホール大規模改修工事 (現在の大ホールの姿へ改修)
	35	22号室、 応接室	保存修理	2階に設置していた和室の取り壊し、間取りの変更
	49	外壁	保存修理	外壁補修
	51	屋内	防災	岩手県公会堂自動火災報知設備新設工事
	52	屋内	保存修理	岩手県公会堂内壁改修工事
平成	10	屋内	環境保全	展示総合案内板、誘導版設置 正面玄関改修工事

イ 文化財登録後の履歴

年 度	箇 所		内 容	
平成	21	大ホール	保存修理	岩手県公会堂大ホール等改修工事 (塔屋の補強、大ホール吊物、防水等)
令和	3	西側玄関	環境保全	西口スロープ改修工事
	5	屋上	保存修理	屋上防水シート補修工事及び雨水排水管凍結防止用電熱線設置工事

# SAMPLE

# 改変箇所

(2) 活用履歴

大ホールは一貫して、催事スペースとして活用されてきた。

諸室部分は、昭和 40 年まで岩手県議会議事堂として活用され、その後は貸館施設として活用されてきた。登録有形文化財となった後も活用を継続している。

## 1-6 保護の現状と課題

### (1) 保存の現状と課題

岩手県公会堂は、登録前の平成 2 年に建物調査を実施しており、耐震性能の問題は無いこと、基礎の異常沈下等は認められないこと、鉄筋の錆は認められないこと、大ホール等の鉄骨は概ね正常で建築物の保存上大きな問題が無いことを確認している。また登録に先立って平成 16 年に岩手県により『岩手県公会堂調査報告書』が作成され、部屋ごとに創建時の残存状態の調査が行われている。

登録後の平成 21 年には、塔屋補強、21 号室の復原、大ホールのホールの復原、屋上の防水工事など大規模修繕を行った。以後毎年、数カ所ずつ小規模な修繕を実施している状況である。

しかし、平成 21 年以降、外壁や躯体に係る改修・修繕を 10 年以上実施していない。外壁のスクラッチタイルは、時折剥離が発生し、類似品を用いて都度修繕を行っている。さらに、令和 5 年度に実施した大ホールの構造調査の結果によると、大ホールは吊り天井落下防止策が求められるとされていることから、補強や改修などの対応の必要性が高まっている。

### (2) 活用の現状と課題

諸室部分は、音響が悪い部屋があること、バリアフリーについても、1 階は玄関・多目的トイレにスロープが設置されているものの、2 階への移動は階段のみであり、多様な県民の利用に伴う利便性に配慮した設備が整っていないといった課題がある。

大ホールは、冷房が未整備であるほか、暖房も著しく機能していない。このため、8 月、1 月を中心に原則一般利用を制限せざるを得ない状況にあり、利用率向上には、空調の設備は必要不可欠である。バリアフリーについても大ホール入口にスロープがない他、2 階への移動は階段のみとなっている。

## 1-7 計画の概要

### (1) 計画地域

所在する盛岡市内丸 11 番 2 号を計画区域とする。なお、県有地としては一筆の土地であるが、盛岡市に使用許可を出している岩手県公会堂西側の歩道は、今後も継続して歩道として利用するため、本計画には含まない。

# SAMPLE

# 敷地図

## (2) 計画の目的

岩手県公会堂は、岩手県の文化芸術の殿堂として建設され、以後 100 年にわたって県民に親しまれてきた本県の貴重な文化財である。その文化財を保存し、その価値を後世に伝えるため一層の活用を図る必要がある。このため、文化財の保存管理と適切な活用の両立を目指すことを計画策定の目的とする。

## (3) 基本方針

現在の使用方法を維持し、貸館としての活用を引き続き行う。

その上で、文化財保存を図るため、その価値を伝えるための拠点としての整備を行う。

## (4) 計画の概要

本計画では次の 4 つの項目について定める。

### ア 保存管理

管理方法と保護の方針を第 2 章において定める。

### イ 環境保全

敷地内の良好な環境を維持し、今後の維持の方針を第 3 章において定める。

### ウ 防災

災害への予防と対応の方針、防災機器の設置の検討、災害時の対処方針を第4章において定める。

エ 公開活用

活用方針、活用方法、必要な施設整備について定める。

## ★今後事務局において精査を行います

岩手県公会堂の建築様式

ここでは、岩手県公会堂に関連した建築様式について解説する。

### 【ゴシック建築】



SAMPLE

- ・ ゴシック建築は、尖ったアーチ（尖頭アーチ）、飛び梁（フライング・バットレス）、リブ・ヴォールトなどの工学的要素がよく知られており、これらは19世紀のゴシック・リヴァイヴァルにおいて過大に評価されたため、あたかもそのような建築の技術的特徴のみがゴシック建築を定義づけると考えられがちである。しかし、ゴシック建築の本質は、これらのモチーフを含めた全体の美的効果のほうが重要で、ロマネスク建築が部分と部分の組み合わせで構成され、各部がはっきりと分かれているのに対し、ゴシック建築では全体が一定のリズムで秩序づけられている。

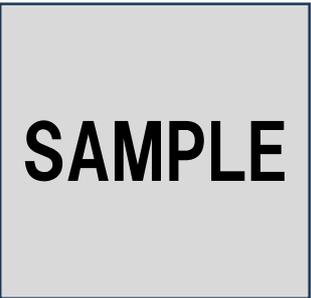
### 【アール・デコ様式】



SAMPLE

- ・ バラック建築を巧みな方法で意匠を試してきた建築家たちは、その後の本建築では「アール・デコ」を主体とする折衷主義とインターナショナル・スタイルによる建築表現が見られるようになる。アール・デコは1925年に開催されたパリ万国装飾美術博覧会で花開き、「アール・デコ博」・「一九二五年様式」と呼ばれている。世界的に1920年代は、華麗な様式が主流を占めていたことにもよる。
- ・ アール・デコは、幾何学的な図形を基調としながら、さらに、職人の手わざがそこに反映されている。特色を観ると対称性・直線的がある。
- ・ アール・ヌーボーが植物を思わせ、非対称の曲線から成り立っていたのと比較すると明確なように、装飾を目指しながらも、アール・デコは可能な限り自身を幾何学的な図像の範囲に収め、対称性、直線造形を用いて20世紀の工業生産と折り合っていく。

### 【ゼツェッション】



SAMPLE

- ・ ゼツェッション（Sezession）は、「分離」を意味するドイツ語で、19世紀末、ドイツ・オーストリア各都市に興った絵画・建築・工芸の革新運動。過去の芸術様式から分離して、生活や機能と結びついた新しい造形芸術の創造をめざした。分離派。ゼツェッション。セセッション。
- ・ ウィーンでは1897年に「オーストリア造形芸術家連盟ゼツェッション」が設立され、初代会長はグスタフ・クリムト、建築からはヨゼフ・マリア・オルブリッヒやオットー・ワグナーが加わった。1920年代へと続くモダニズムの布石となった[1]。

## 第2章 保存管理計画

### 2-1 保存管理の現状

#### (1) 保存状況

岩手県公会堂は、全体として劣化が進行しており、外部内部ともに傷みが出ている箇所がある。

##### ア 外部

建物外壁が全体的に劣化しており、過去にはスクラッチタイルの剥離が発生し、都度修理している。また、建物西側出入口左側の外壁が膨らんでおり、大規模に剥落する可能性がある。スクラッチタイルの目地に割れがあり、手が届く範囲においては、応急措置としてシリコン等の防水材で覆って応急的な対応をしているものの、全体への対応は追いついていない状況である。

屋上は、ウレタン防水としており、定期的な塗り替えを実施していることから、天井からの雨漏りは現状確認されていない。また、パラペット上部の笠木についても一部に錆が見られることから、定期的な塗り替えを実施している。排水溝については、以前に凍結による「すが漏り」がみられ、ドレンヒーターで凍結を防止する対応を取っている。

3箇所ある小型出入口の庇、特に旧傍聴人玄関庇は、表面の防水が効いておらず、庇の内部に雨水が進入し、モルタルの剥離による鉄筋の露出を引き起こしている。今後処置をしない場合は、爆裂によって急速な崩壊の可能性がある。なお、庇部分については、一部はウレタン防水を施工しているものの、応急的な対応にとどまっている。

大ホール入口の陶製のレリーフは、冬季の凍結などが作用して、円形の剥離が発生している箇所があり、今後も進行する可能性がある。

正面入口の庇に設置している電灯は、パネルが内側に倒れ、機能していない状況である。

**SAMPLE**  
**外壁ひび**

**SAMPLE**  
**西側孕み**

**SAMPLE**  
**傍聴玄関**

**SAMPLE**  
**庇電灯**

## イ 内部

### (ア) 諸室部分

室内には、2階に一部雨漏りを生じている箇所がある。全体的な劣化により、各所に破損が生じており、窓や扉の開閉に支障が生じている個所が散見される。塗装については、オリジナルである天井の漆喰塗装を中心に剥離が進行している箇所があり、傍聴席など、普段使用していない箇所においては、剥落した塗装が床面に散乱している。暖房器具については、一部の部屋で水漏れが生じている。

内観の構成要素について、通常貸出している各部屋は、ほぼすべて漆喰塗折上天井の下に新たに天井が設置され、本来の内観ではなく、反響しやすいなど音響への影響もある。26号室旧傍聴席、旧記者席は仮設ボードで覆われ、本来の内観ではない。

**SAMPLE**  
**漆喰散乱**

**SAMPLE**  
**暖房故障**

### (イ) 大ホール

令和5年度に実施した「岩手県公会堂大ホール多目的ホール化基本設計・調査」により、吊り天井が木造で、釘等を用いて作られた引き抜きに弱い構造であることが判明したことから、耐震天井化を含めて脱落防止対策が必要である。

床面は、ひび割れが多く発生しているほか、撤去した座席の基礎等が散在し、利用者の転倒を招くなど安全性に支障が生じている。特に、大ホール東西の地下構造物がある区域と中央の土間コンクリート部分では床に若干の段差が生じており、土間コンクリート部分が沈下していることが想定される。舞台前面の排水溝は、中央部のコンクリートが破損し、排水が直接床下の地面に流れるようになっており、躯体への影響が懸念される。

座席は、老朽化が進行し、長時間の着席に耐えがたい状況となっているほか、床面との接地部が不安定であり、転倒などの危険を生じかねない。舞台関係の機器については、照明機器が損傷しており、舞台照明の調光ができない状況である。舞台上のぶどう棚については、躯体への設置方法が不明であり、ぶどう棚上に乗っての作業には強度不足が懸念される。

**SAMPLE**  
**排水溝穴**

**SAMPLE**  
**床段差**

**SAMPLE**  
**ぶどう棚**

**SAMPLE**  
**座席基礎**

(ウ) 地下

現在、使用されていない施設（1階との階段・厨房）は経年劣化が進行し、床材や壁材の剥離が見られる。

後設かつ現状使用していない機器類は、全容が不明であり、撤去・改修に当たっては調査が必要である。

(エ) 塔屋

内壁に若干のひび割れ、水漏れが生じている箇所がある。上部の窓ガラスにひび割れがあり、地震等の災害時に落下による危険が想定される。

**SAMPLE**  
**地下階段**

**SAMPLE**  
**厨房**

**SAMPLE**  
**塔屋ひび**

**SAMPLE**  
**塔屋窓**

## (2) 管理状況

昭和 60 年から平成 16 年までは公益財団法人岩手県文化振興事業団に管理を委託していたが、平成 17 年の指定管理者制度の導入に伴い同制度による指定管理を行い、現在は公募により第一商事株式会社、学校法人龍澤学館及び株式会社アイ・ビー・シー開発センターにより構成される希望橋グループ（代表企業：第一商事株式会社）（以下「希望郷グループ」という。）が管理している。通常は、貸館施設として、各部屋の貸出を行っている。また、地下は、県環境生活部若者女性協働推進室（以下「若者女性協働推進室」という。）が使用しており、「いわて若者カフェ」が設置されている。

## 2-2 保護の方針

岩手県公会堂の機能継続と価値を保持するため、以下に示す方法により部分及び部位を設定して、保護の方針を定める。

### (1) 部分の設定と保護の方針

外観及び各部屋を単位として「部分」を設定し、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。本計画では、表のとおり「保存部分」、「保全部分」及び「その他の部分」に区分する。

岩手県公会堂は、昭和 2 年の竣工以来、一部改修が見られるものの、概ね当時の姿を残す貴重な歴史的文化財である。そのため、原則として主要な構造及び外壁を構成する建築当初の各部材については、材料自体の保存を行うなど、できる限り建築当初の姿を保存することを保護の方針とする。

ただし、劣化が激しく構造上危険である場合やスクラッチタイルの破損など、現在入手困難な材料を使用留守場合はこの限りではない。

文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針に基づき、対象とする範囲の設定方針は以下のとおりである。

	保護の方針	該当箇所
保存部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>特徴的な構造や意匠が残っているなど文化財的、意匠的に価値を保存する部分。</li> <li>原則当初または改造当初の材料および仕様を保存若しくは復原する。構造補強などの改変を行わざるを得ない場合は文化財的な価値への配慮を十分に行う。</li> </ul>	外観、11～18号室、ホール・ロビー・廊下・階段、玄関、21～26号室、応接室、理事室、楽手室、傍聴席、塔屋、大ホール
保全部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>活用または安全性の向上のための整備を行うが、文化財的価値を維持するための配慮が必要な部分</li> </ul>	地下（厨房等）、事務室、休憩室、倉庫、便所、操作室
その他部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>活用または安全性の向上のための整備を優先する部分</li> </ul>	ピアノ庫

# SAMPLE

## 部分設定地下

**SAMPLE**  
**部分設定 1 階**

**SAMPLE**  
**部分設定 2 階**

**SAMPLE**  
**部分設定屋上**

# SAMPLE

## 正面・後面

# SAMPLE

## 横面

### (2) 部位の設定と保護の方針

室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等の一連の部材を単位として部位を設定し、基準①～⑤に区分して保護の方針を定める。

	選定の方針	該当箇所
基準①	装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位、特殊な材料又は使用である部位、主要な構造を構成する部位 ・当初からの部材・意匠や、保存修理時に当初復原を行った部分については原則基準①とした。	主要構造部、壁面、天井（旧天井）、出入口回り（建具・戸枠）

基準②	定期的に材料の取替を必要とする修理が必要とされる部分 ・当初からの部材・意匠や保存修理時に当初復原を行った部分のうち定期的に修理が必要となる漆喰塗や屋根回り、床面等については基準2とした。	屋根（塗装）、壁面（塗装）、天井（塗装）、照明（復原済みのもの）等
基準③	形状及び色彩を保存する部位	内壁（当初材ではないもの）、建具、絨毯、カーテン 等
基準④	所有者の自由裁量だが、意匠上の配慮を必要とする部位（撤去改変が現状変更にあたらぬ部位）	天井（新天井）、大ホール天井、通常の照明、大ホール座席 等
基準⑤	機械設備など、老朽化や法改正によって更新が必要な部位	防災関連設備、空調設備、給湯・衛生・放送設備、書架、配管 等

## 2-3 施設管理について

### (1) 保存環境の管理

岩手県が土地と建物を所有している。平成28年までは県総務部において所管しており、平成29年から文化スポーツ部において所管している。

### (2) 管理方法

日常的な管理は、次のとおり行う。

#### ア 清掃・整備

- ・ 建物内部の床は掃き掃除及びモップ掛け、ガラスは拭き掃除とする。
- ・ 屋上、敷地内は定期的に落ち葉の清掃等を行い、排水環境の維持を行う。
- ・ 建具や窓は無理な開閉は行わず、開閉が困難な箇所は表示を行う。
- ・ 建物外壁の剥離による落下を速やかに把握できるように、既に落下している建物周辺・屋上からはタイル片やコンクリート片などは常に除去する。なお、剥離による落下が発生した場合は、その都度対応を検討する。

#### イ 日照・通風

- ・ カーテンやブラインドなどは、室内の部位の日焼けを防ぐため、使用者がいない場合は閉鎖する。
- ・ 鉄筋コンクリート造であり、湿気がこもりやすいことから、木部の傷みを防止するため、定期的に窓を開けて換気を行う。

#### ウ 虫・腐朽

- ・ シロアリなどによる被害を防止するため、地下や水回りなど、侵入経路となる区域について、蟻道の有無を日常的に確認する。
- ・ 窓枠など木部の腐朽を防止するため、窓や扉は日常的に閉鎖する。

#### エ 風水雪害

- ・ 強風への被害を防ぐため、敷地内や建物上で風に飛ばされやすいものは極力設置しない。催事等で必要な場合は固定を行う。
- ・ 降雨による被害を最小限とするため、屋上の排水溝などは日常的に見回りし、必要に応じて清掃を行う。
- ・ 降雪に際しては、利用者の安全性と建物への影響を防ぐため、可能な範囲内の除雪を行う。

### (3) 建造物の維持管理

通常望見できる部分の 1/4 を超える修理、文化財の価値を変更する修理等を行う場合は現状変更届を提出する。それ以外の修繕や「その他部位」の修理、定期的に必要な修繕は「軽微な修繕」とし、次のとおり行う。それ以外の修理は、2-4「施設修理について」により実施する。

#### ア 外構・基礎

- ・ ドライエリア部分の壁補修

#### イ 縁回り・床下

- ・ 床下に設置している各種機械類の補修
- ・ 軽微な害虫対策

#### ウ 外壁

- ・ スクラッチタイルの目地の補修
- ・ 人造石塗り部分のひび割れの補修

#### エ 屋上

- ・ 笠木、梯子及び手すりの錆落とし、塗り直し
- ・ 屋上の防水層の補修
- ・ 排水ドレンの補修
- ・ 庇部分の防水処理

#### オ 内部

- ・ カーテン、絨毯及び電灯など内装の更新（新設以外）
- ・ 窓ガラスの補修

- ・ 建具類の塗り塗り直し、鍵等の更新

## 2-4 施設修理について

### (1) 今後の保存修理について

当面は、建物の破損の進行を防止する軽微な修繕を行う。なお、諸室部分の改修については、軽微な修繕として取扱う。

2-1(1)保存状況で示したとおり、躯体は破損が進行し、根本的な保存修理が必要な箇所が多いことから、利用者の安全性を最優先として本計画策定後、大ホール改修を含めた大規模改修に向けて、関係機関と連携して改修案を検討する。

躯体は、利用者の安全性を最優先として改修案を検討する。

大ホールは、利用率の増加に向けて、天井の脱落防止のほか、冷暖房や座席の取扱いなど、利用者の安全確保と使用環境の向上を含めた改修事業の事業化を目指す。事業化に当たっては、昭和28年に大ホールの大規模改修が実施され、現在の大ホール設備が竣工当初のものではなく音響に著しい不便を生じている点、竣工当初は固定座席ではない多目的ホールであった点を踏まえ、これまで使用されてきたあり方を尊重して改修案を検討する。

また、大ホール以外についても、施設全般の改修工事に当たっては、雨漏り等の建物本体に悪影響を与える箇所の修繕を優先させた事業化の検討、調査結果や史資料調査等を基に、文化財的価値保護のため、部材の選定やデザインについて検討を行う。

## 2-5 資料管理について

### (1) 現状

現在、岩手県公会堂の構造図面（青焼き図面）は、31枚が残存し、岩手県公会堂内で保管されている。構造計算書ではない<sup>8</sup>が、創建時の岩手県公会堂の様子を知る資料として貴重である。しかし、経年劣化により次第に判別が難しい箇所が発生しているほか、長年の閲覧により「破れ」や「折れ」が生じ、それをセロハンテープで補修していることから、今後の保存に支障がある恐れのある図面もある。岩手県公会堂にはこのほか、関連書籍及び写真帳数冊（平成以後のもの）が残されている。

竣工以降、多数の改修工事の記録については、残されていないものが多い。特に昭和50年以前の書類は、ほぼ残存していないと考えられる。大ホールを現在の形に改修した昭和28年、和室を取り壊した昭和35年の改修に関連する書類は、確認できていない。昭和50年以降の工事関係書類は、文化スポーツ部文化振興課（以下文化振興課という。）で保管している（保管場所は県庁舎内及び旧都市衛生研究所内）。合わせて各種調査報告書についても文化振興課で保管している。

このほか、岩手県文化スポーツ部設置以前に岩手県公会堂を所管していた県総務部

---

<sup>8</sup> 『岩手県公会堂調査報告書』16頁では、「構造計算書がないのは惜しいが、残った構造図面自体も重要なものと言え、今後、専門的な調査、分析を期待したい。」としている。

に一部図面等が残されている。

また、岩手県公会堂の竣工時の記録である『岩手県公会堂一覧』、岩手県公会堂に関する記念図書として最も古い『花都 岩手県公会堂多賀 50 年誌』は、県立図書館に収蔵されている。

## (2) 資料管理の方針

これら資料は、今後岩手県公会堂の保存活用を行う上で必要不可欠であることから、以下の方針に基づいて保存管理を行う。

- ・ 工事関係書類は、文化振興課において一括して保管を行う。県の他部局で保管している資料については、順次引継の検討を行う。
- ・ 構造図面については、引き続き岩手県公会堂で保管を行う。
- ・ 県立図書館に収蔵されている図書は、引き続き県立図書館で保管する。
- ・ 構造図面については、劣化が著しいことから、適宜補修に向けた検討を行う。
- ・ これ以上の劣化を防止するため、最適な保管を目指し、館内での保管方法や閲覧・取扱いの方法について、類似の文化財の例を参考として検討を進める。

**SAMPLE**  
**資料破損**

**SAMPLE**  
**資料破損**

★今後事務局において精査を行います

岩手県公会堂に関わった人たち（建築編）

ここでは、岩手県公会堂の建設に携わった関係者について解説する。

【佐藤功一】岩手県公会堂の設計者 生没年：明治 11 年生～昭和 16 年没

SAMPLE

- ・ 栃木県生まれ。明治 36 年東京帝国大学工科大学建築学科を卒業し、三重県技師、宮内省内匠寮御用掛を経て、明治 43 年に早稲田大学理工科講師を嘱託され、同 44 年に教授となる。昭和 16 年の死去まで早稲田大学建築学科の教授を務め、村野藤吾、今井兼次ら多くの建築家を育てたことで知られる。
- ・ 代表作として津田塾大学、神田神社本殿、旧栃木県庁舎等がある（その他の代表作は解説●参照）

【牛塚虎太郎】計画時の知事 生没年：明治 12 年生～昭和 41 年没

SAMPLE

- ・ 富山県生まれ。明治 38 年に東京帝国大学法科大学政治科を卒業し、逓信省書記官兼商船学校教授、地方海員審判所審判官、内閣統計局長を歴任。大正 11 年から同 13 年まで岩手県知事（官選知事）を務める。その後、群馬県知事・宮城県知事を経て東京府知事を務め、昭和 8 年に東京市長、ついで昭和 17 年に衆議院議員当選（昭和 20 年まで）。

【長内庄七】計画時の岩手県議会議長 生没年：

SAMPLE

- ・ 長内村（現久慈市）出身。九戸郡選挙区から明治 30 年 7 月に当選。以後、昭和 2 年まで県議会議員。明治 44 年から大正 4 年まで県議会副議長を務め、大正 11 年 9 月から翌 9 月までの 1 年間県議会議長を務めた。  
議長在任中に岩手県公会堂建設を求めたとされている。

【北田親氏】計画時の盛岡市長 生没年：安政 7 年生～昭和 11 年没

SAMPLE

- ・ 陸奥国岩手郡盛岡に生まれる。巡査から警部を経て盛岡警察署長、岩手県勸業課長、下閉伊郡長を歴任した。1906 年 5 月、盛岡市長に就任した。翌年 11 月に退任[1]。退任後は三陸汽船常務取締役となった。1910 年 12 月に盛岡市長に復帰した。再任後は中津川の護岸工事に着手し、洪水で流された橋の復旧に取り組んだ。2 度目の市長は 1928 年までの 18 年にも及んだ。1936 年死去。

### 第3章 環境保全計画

#### 3-1 環境保全の現状と課題

岩手県公会堂の敷地は3方を道路に囲まれており、南側（盛岡城跡公園側）を中央通り、西側（県庁側）、北側（水産会館側）を市道に、東側（盛岡地区合同庁舎側）を県盛岡地区合同庁舎に囲まれている。敷地は南北方向に長い長方形状を呈しており、中心線は真南から約20度程度ずれた南西方向に延びている。西側の敷地の一部は幅約2メートルの歩道として、平成18年度以降盛岡市に貸与している。1筆の県有財産としているが、今後も引き続き歩道として供用することから、今回の計画区域には含まないこととする。

計画区域は、岩手県公会堂の建物を中心に西側の庭園緑地部分と、東側の駐車場・機械設備部分の2つに分けることができる。なお、敷地内の工作物の状況は次のとおりである。

##### (1) 記念碑等

- ・ 敷地南西部に、昭和26年に建立された原敬の胸像がある。また、その脇に胸像建立の経緯を記した石碑（平成29年建立）がある。なお石碑の建立に際してコンクリート塊が発見されており、「支那事変出征軍馬記念像」の基礎と考えられている<sup>9</sup>。
- ・ 敷地南西部に、平成19年に盛岡を舞台としたNHK連続テレビ小説「どんど晴れ」ロケ地の看板がある。
- ・ 敷地南西部に、「内丸」の地名の由来を記した看板がある。

##### (2) その他工作物

- ・ 敷地東側に駐輪場、ごみ焼却炉、ゴミ捨て場等がある。
- ・ 敷地南東隅に1m四方の植栽のない空間があり、令和6年度まで宝くじ売り場が設置されていた。



<sup>9</sup> 『岩手県公会堂 竣工90周年記念誌』21頁

**SAMPLE**  
**歩道**

**SAMPLE**  
**キュービクル**

### 3-2 環境保全の基本方針

岩手県公会堂の保存環境の維持のため、周辺の景観との調和も図りながら継続して敷地を維持管理するとともに、敷地内で地域の伝統文化を伝える記念物を尊重し、内丸地区の歴史を体感できる環境の形成に努める。

### 3-3 区域の区分と保全方針

本計画では、建物を「保存区域」、西側の庭園緑地部分及び東側の駐車場・機械設備部分を「整備区域」とする。

#### (1) 区域の区分

岩手県公会堂は、計画区域内の建物1棟が登録されていることから、建物部分は保存区域とする。それ以外の区域については、原則として現在の状況を維持することとするが、樹木は伐採の検討が必要であるほか、その他工作物も必要に応じて改修が必要となる可能性があることから、建物以外は整備区域とする。なお、計画区域の中に岩手県公会堂以外に保存する建造物は無い。

##### ア 保存区域

庇の直下、車寄せの縁石・階段、大ホール入口の階段を含む建物部分とし、建物の保存を行う。建物の保存活用については、第5章のとおりである。

##### イ 整備区域

建物西側の緑地部分、建物正面の車寄せ階段両脇の緑地部分、建物正面東側の建物に隣接した緑地部分、敷地東南の緑地部分、東側の駐車場・機械設備部分とする。それぞれの現状は次のとおりである。

景観（工作物を含む。）と環境を維持する。ただし、維持管理上必要な場合は、建造物の保存環境や敷地の景観に配慮した上で、必要な維持・修繕等に取り組む。

	計画の方針
新築行為	整備区域内に建築物の新築は行わない。
舗装	緑地部分の遊歩道の舗装、車寄せの庇直下の舗装は、必要に応じて更新を行う。
工作物	現状設置されている工作物は維持する。新たに設置する場合は、環境保全の基本方針に則ったものに限る。

また、整備区域内のうち、東側の駐車場・機械設備部分、建物に隣接するドライエリア、車寄せの舗装部分、中庭は、歴史的環境に配慮した管理を行う。

#### (ア) 庭園緑地部分

広葉樹・針葉樹の植栽、原敬胸像・ドラマ記念看板や内丸地区の地名の由来を記した看板及び水銀灯4機があり、内丸地区の文化的景観を形成している。

樹木は、大きく成長しており、正面玄関横のモミの木2本は令和3年に新留処理をしているものの、将来的に倒木の恐れも否定できない。また、台風等に際しては建物本体への被害の恐れがある。このため、今後保全をする上で、樹木医の診断等を踏まえ、必要に応じて伐採も含めた対応をとる。

胸像は、周辺に一般の利用者の立ち入りが多いことから、損壊による危険が発生する可能性がある。このため、調査実施により危険性等の判断を行う必要がある。

看板などの工作物及び街灯は、南側の歩道に面しており、一般の通行量が多いことから、破損した際は被害が大きくなる恐れがある。このため、調査実施により危険性等の判断を行う必要がある。

また、当該区域については、平成19年12月に当時の指定管理者が実施した岩手県公会堂を考えるワークショップ「第1回：岩手県公会堂の庭園のあるべき姿」において、「草むらにごみのポイ捨てがある」「夜間に用を足す人がいる」などの課題が指摘されており<sup>11</sup>、こういった事例を防止するためにも、下草の刈り払い等が必要である。

#### (イ) 駐車場・機械設備部分

利用者向け駐車場や駐輪場、建物の機械設備が設置されており、内丸地区の文化的景観を形成している西側と状況が異なっているが、敷地東隣に県盛岡合同庁舎があることにより、道路からの景観に大きな影響はない。

一方で、利用者の利便性を高めるための機械設備の更新や、駐車場の舗装修繕・改修について、今後、必要に応じて検討が必要である。

<sup>11</sup> 『岩手県公会堂 80周年記念誌』28頁

# SAMPLE

# 区域分け

## 3-4 防災上の課題

### (1) 地域の治水状況

計画区域内は、中津川の浸水想定で0.5m以上～3.0m未満の浸水が想定されている。

### (2) 洪水等の恐れ

計画区域は洪水の恐れがあるが、所有者として区域全体のかさ上げや、盛り土は行わない方針であることから、当然に浸水も想定される。洪水に対して現在取り得る手段が無いことから、計画区域内の人員の安全な退避を実施する。

SAMPLE  
車寄図示

SAMPLE  
ドライエリア  
図示

### 3-5 周辺樹木の管理

計画区域には直ちに建物へ影響を及ぼし、伐採を要する危険木は無い。今後、危険と判断された場合は、次の周辺樹木の管理に従って対応する。

登録有形文化財及び景観構成要素に隣接する樹木は、倒木等により被害を及ぼすことのないよう、また、景観として岩手県公会堂を覆い隠し、著しく望見を害することがないよう、文化振興課及び指定管理者において管理に努める。樹木の健全な育成、景観の保持、枯枝の処理等のため、指定管理者の受託業務の範囲内で定期的に剪定を行う。

また、指定管理者は、巡回点検を実施するほか、必要に応じて樹木診断の可否を文化振興課と協議した上で双方の調整のもと診断を実施し、その結果に応じて、支持材設置、枝払い、伐採等の対策を施す。台風等の災害発生時又はその他事故の未然防止のため、立入禁止措置や倒木の除去等については指定管理者において臨機応変に対応する。

なお、内丸地区において、西側庭園緑地部分は貴重な緑地であることも考慮して、樹木を伐採した際には、代替りの樹木の植樹を行うなど、緑地としての維持を図るものとする。

その他、南側中央通りの街路樹（トチノキ）についても、倒木等により、建物への被害が懸念される場合は、文化振興課において道路管理者等と協議して対応する。

# SAMPLE 樹木図

**SAMPLE**

**トチ並木**

**SAMPLE**

**樹木支障**

★今後事務局において精査を行います

岩手県公会堂に関わった人たち（文化・芸術編）

ここでは、岩手県公会堂を舞台に活躍した芸術分野の関係者や、岩手県公会堂にゆかりのある関係者を解説する

SAMPLE

【深澤紅子】岩手県公会堂に岩手美術研究所を設立 生没年：明治36年生～平成5年没

- ・ 四戸慈文・キヌ夫妻の一人娘として盛岡に生まれる。小学校時代に絵画に頭角を現し、盛岡高等女学校から女子美術学校日本画科に入学、のち油絵科岡田三郎助門下に転じ、卒業後同郷の画家深沢省三と結婚。
- ・ 大正14年二科展に「花」「台の上の花」が女性でただ一人入選。安井曾太郎、有島生馬らが二科会を脱会して、一水会を創立するのに加わり、昭和16年「スカーフの女」で一水会賞受賞。
- ・ 昭和22年に岩手県公会堂地下室に岩手美術研究所を設立し、深澤夫妻や彫刻家の舟越保武が指導を行った。

SAMPLE

【照井栄三】岩手県公会堂で声楽を披露 生没年：明治21年生～昭和20年没

- ・ 盛岡市江差小路生まれ。盛岡高等小学校(現：下橋中学校)を卒業した照井は盛岡郵便局に勤務の後、明治40年に渡米、大正8年に渡仏。2年間バリトン歌手の元で声楽を学び帰国。
- ・ 帰国後、照井は自由で透明度の高いフランス歌曲を紹介。照井の声は徐々に洗練されデリケートな表現を持つに至る。そのころほとんど行われていなかった現代詩の朗読をラジオの電波上で行い、その普及に努めた。

SAMPLE

【新渡戸稲造】岩手県公会堂で講演 生没年：文久2年生～昭和8年没

- ・ 盛岡藩士新渡戸十次郎の3男として盛岡に生まれる。札幌農学校在学中にキリスト教の洗礼を受け、卒業後にアメリカ、ドイツへ留学し農学、経済学などを学ぶ。
- ・ 日本の伝統的な道德教育についての考えを『BUSHIDO(ぶしどう) THE SOUL OF JAPAN』としてまとめて出版。のちに京都帝国大学や東京帝国大学で教鞭を取り、第一高等学校校長、東京女子大学学長などを歴任、国際連盟の設立時にはその深い学識と高潔な人格のため事務次長に推され、スイスに渡り連盟の発展に寄与している。
- ・ 昭和2年に岩手県公会堂で女性のための講演をしている。(写真●)

## 第4章 防災計画

### 4-1 防火対策

#### (1) 現状と課題

岩手県公会堂の建物は、鉄筋コンクリート造で燃焼性は低いものの、建具や大ホールの吊天井をはじめとして内部は木部が多く諸室部分においては一定の燃焼性が認められる。また、大ホールは、木製の座席が配置されていること、吊天井の部材が木材であることから、諸室部分以上に燃焼性が高い。

なお、敷地の周辺は3方を道路が囲んでおり、唯一隣接する東側は、県盛岡地区合同庁舎であり、鉄筋コンクリート造のビル建築となっていることから、周辺からの延焼の可能性は低い。

建物内部では、ボイラーで重油を用いて、1・2階の給湯室内の給湯器で都市ガスを用いて火気の使用がある。それ以外の石油ストーブなどの使用は無い。

法令上、岩手県公会堂は消防法施行令別表第1の(16)イに規定される甲種防火対象物で延床面積500㎡以上であり、「甲種防火管理者」の選任が必要である。計画区域は盛岡市によって、防火地域に指定されている。また、建物は公共施設であることから、「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号)によって第一種施設となっており、敷地内は禁煙措置が取られている。

#### (2) 基本的対応方針

##### ア 管理区域

防火区域は、計画区域全域とする。

##### イ 防火管理者

防火対策として、指定管理者の管理責任者を甲種防火管理者に選任して防火管理を行わせる。

##### ウ 予防措置について

一般利用者を含め、防火対象管理区域以外での火気の使用(ボイラー、給湯室ガス給湯器は除く。)は不可とする。

建物で使用する危険物(ボイラー用A重油、非常用自家発電設備用軽油)の取扱い等を変更するときは、指定管理者が消防長等の関係者の許可を受け、危険物取扱者免許保有者を配置するなど、危険物の管理や、可燃物の除去、整理を徹底する。防火対策のため、指定管理業務の範囲内で24時間体制での常駐警備を導入する。

##### 【警備業務の時間】

平日及び土曜日 18時00分から翌日8時30分

日曜日及び休日 8時30分から翌日8時30分

また、法令に準じた避難経路図の作成掲示・避難路の確保を図るため、以下の対策を講じる。

#### (ア) 避難路

諸室部分 2 階からの避難路が、中央の階段 1 箇所であることから、21 号室、26 号室の出入口及び両室奥の階段に通じる扉の施錠は行わないこととする。また、これらの階段には障害物を置くことを禁じ、常時 2 方向避難の確保を行う。(避難経路図参照)

#### (イ) 消火体制

初期消火は、日中は指定管理者等のスタッフからなる自衛消防隊によって消火器、消火栓を用いて行う。また、自衛消防隊の役割に従って避難者の誘導及び消防への通報を行う。

夜間は、警備宿直担当者から消防への通報を行い、単独で安全に対応できる場合に限り消火器、消火栓を用いて初期消火を行う。

#### (ウ) 初期消火

初期消火を行う場合、日中は、ボイラー及びガス給湯器等の機械類からの発火、漏電による発火、放火による発火が想定される。機械類、漏電、放火による発火に対しては消火器により対応する。木部等へ延焼した場合や注水で消化できるものは消火栓により対応する。

夜間は漏電による発火、放火による発火が想定される。夜間は 1 人での対応となることから消火器による消火を基本とする。

#### (エ) 安全対策

管轄消防機関(盛岡中央消防署)の指導のもとに初期消火体制と災害時等訓練計画を定める。年 2 回以上、災害時等訓練計画に定めた訓練(非常ベル作動、管内非常用放送設備による放送訓練、消防署への通報訓練、避難誘導訓練、初期消火訓練、消火器使用訓練、AED 使用訓練、屋内消火栓操作訓練など)を実施する。なお、訓練では、指定管理者の指示の下、関係機関と協力して実施する。任務分担は、「岩手県公会堂 危機管理マニュアル」に定めるとおりとする。

各会議室及び大ホールは消防法により定員が定められていることから、指定管理者は、施設の利用者に定員を遵守した利用を徹底させることとし、来館者の無理な収容を防ぐ。

**SAMPLE**

**防火区域**

**SAMPLE**

**避難経路**

# SAMPLE

## 周辺図

### 常備非常備の場所

#### 4-2 防犯対策

##### (1) 現状と課題

建物周辺は、日中は人通りが多いものの、夜間は人通りが少なくなる。

建具が老朽化し、完全に閉めることが難しい窓や扉が点在しており、建具は、木製や単板ガラスが主であることから、容易な破壊と進入が可能な状況である。内部には、建物の保守管理機器以外に、防犯上考慮すべき高額な設備や文化財等は保存・保管されていない。

なお、これまで不審者による進入の例は無い。

##### (2) 対応方針

防犯のため、24 時間体制での常駐警備を導入して対応にあたる。地下入居者については、機械警備を行う。

予防措置について、常駐警備によって、防犯対策を行うほか、日中の通常開館時にも、職員による定期的な館内巡回を実施することで、不審者の侵入の形跡や新たな破損等による進入路の状況について把握を行い、日常的な施錠の確認、進入等の痕跡の有無の確認を行う。

#### 4-3 防災設備について

##### (1) 設備の設置状況

消防設備として、自動火災報知設備、屋内消火栓設備 1 台、漏電火災警報器、消火器

31 本及び誘導灯については設置済みである。防犯設備として地下は機械警備を実施しているほか、建物全体として通常の鍵等の施錠機器により防犯を行っている。

(2) 設備について

現在の対応を継続するとともに、消火器などは必要に応じて定期的に更新を行い、防火及び防犯設備の維持に努める。

(3) 今後の改修について

屋内消火栓設備のポンプ、モーター及び制御盤が地階に設置されており、浸水等の災害時に屋内消火栓が機能不全となる可能性があることから、今後、止水版の設置などを併せて検討する。また、防犯設備（防犯カメラ等）の設置を検討する。

(4) 保守管理について

指定管理者は、消防法に基づく各定期点検（作動点検、外観点検、機能点検、総合点検など）を受検し、設備の位置、構造、不良事項、注意事項を的確に把握する。

#### 4-4 地震対策

(1) 現状と課題

平成 10 年の『岩手県公会堂耐震診断報告書』を受けて、平成 13 年の『岩手県公会堂の今後の在り方について〈提言〉』において概ね問題ないとされている。

一方で、大ホールについては、令和 5 年の『岩手県公会堂大ホール多目的ホール化基本設計・調査等業務 調査結果報告書』では、詳細な構造等は不明であるものの、木造の大規模吊り天井であり、釘等を用いた構造のため引き抜きに弱く、大ホールの吊り天井の脱落防止策が必要とされている。

なお、耐震診断から 25 年以上が経過していることから、改めて調査の実施を検討する必要がある。

(2) 耐震診断

実施年	内容	結果
昭和 42 年		地盤が堅固であり、問題ない
平成 10 年	躯体について、サンプリングの上で調査	コンクリートが中性化しているが、問題ない
令和 5 年	大ホール天井について目視確認等により調査	大ホール天井は脱落防止策が必要

(3) 耐震改修方針

文化庁「重要文化財（建造物）耐震診断指針」では、必要耐震性能について「機能維

持水準」、「安全確保水準」、「復旧可能水準」の3段階に設定している。本建物は利用者が安全に避難することが可能な「安全確保水準」に準拠した対応を目指す。

このため、大ホール吊り天井については、利用者の安全を最優先に改修方針検討を進める。

#### ア 耐震補強

平成10年の耐震診断の結果により、塔屋に屈折の恐れがある以外は、躯体については概ね問題ないとされている。平成21年には、塔屋基部（3階）に補強壁を設置する工事を行っている。その他、躯体の耐震に係る工事は、今後検討を行う。

#### イ 地震時の対処

地震が生じた際は、利用者の避難を優先するとともに、文化財建造物と部材の保護に努める。躯体に大きく破損が生じた場合は、危険部分の撤去・格納、破損部分に対する防水シート被覆、支持材の補加、立ち入り制限の措置をとる。

地震後、地震によって建物への影響が軽微な場合で、関係機関の要請がある場合は、必要に応じて被災者の受け入れや支援者への施設提供を実施する。これは、他の災害・感染症対策でも同様とする。この際の対応は、文化振興課と指定管理者で協議して決定する。

【参考：岩手県公会堂に近い避難所】

地震 盛岡市勤労福祉会館（約400m先）、杜陵小学校（約500m先）

**SAMPLE**

**耐震 XY**

# SAMPLE

# 地震避難

## 4-5 風水害その他対策

### (1) 被害想定及び被害歴

岩手県公会堂の所在地域は、中津川の浸水想定で 0.5m以上～3.0m未満の浸水が想定されており、中津川上流域で大雨が観測された場合は、建物全体が浸水する恐れがある。洪水等の水害が発生した場合、地階のボイラー設備、屋内消火栓設備、が機能不全となる可能性がある。災害の規模によっては地上面に設置の変電設備、非常用自家発電設備、重油タンク、冷房室外機も水没する可能性がある。なお、岩手県公会堂が浸水した履歴は無い。

岩手県公会堂が位置する盛岡市では、昭和 26 年 4 月に、風速 22.2m の西北西の風が記録<sup>12</sup>されており、気象状況によって突風による被害の恐れがある。なお、岩手県公会堂が突風被害を受けた履歴は無い。

また、岩手県公会堂が落雷により被害を受けた履歴も無い。

### (2) 対処方針

浸水被災を防止するため、日常的に指定管理者において敷地の排水対策として排水溝の点検、落ち葉の清掃を行うほか、文化振興課と指定管理者において、浸水対策の実施を検討する。

---

<sup>12</sup> 気象庁のデータによる。

洪水警報が発令された場合は、指定管理者の判断によって利用者への避難誘導、貸館の中止を行う。この際、指定管理者は、運営に必要な文書等の浸水被害を防止するため、塔屋など浸水の恐れが低い場所に移動させるなどの処置をとる。

強風でタイルの飛散が想定される場合は、指定管理者の判断により建物周辺を立入り禁止にするなどの処置をとる。

落雷については、引き続き避雷設備として、塔屋と大ホールに避雷針を設置する。

# SAMPLE

# ハザード

# マップ

★今後事務局において精査を行います

佐藤功一の建築

ここでは、岩手県公会堂の設計を行った佐藤功一が手掛けた全国の建築物について解説する。

【日比谷公会堂】東京都指定有形文化

SAMPLE

- ・ 安田財閥当主であった安田善次郎から後藤新平（奥州市出身）に贈られた寄付を基に 1922 年に寄付の条件とされた岩手県公会堂付設の市政会館建設に着手。建築家 8 名（うち 1 名は盛岡出身の葛西萬治）の懸賞競技の結果、佐藤功一の案を基礎として設計。
- ・ 建物は、日比谷公園の東南隅に所在する、昭和 4（1929）年に竣工した、研究所・図書館・事務所棟と岩手県公会堂からなる複合建築。2,000 席を超える席数を持つ日比谷公会堂は、コンサートや講演会など様々なイベントが催されていたホールである。

【早稲田大学大隈記念講堂】重要文化財

SAMPLE

- ・ 早稲田大学創立者である大隈重信に対する記念事業として計画され、同大建築学科の佐藤功一教授と佐藤武夫助教授が設計し、同教授の内藤多仲が構造を担当し、昭和 2 年 10 月 15 日に竣工した。
- ・ 建物は、早稲田のシンボリック存在であり、ロマネスク様式を基調としてゴシック様式を加味した我が国近代の折衷主義建築の優品として、高い価値がある。

【群馬県庁舎・群馬会館】登録有形文化財

SAMPLE

- ・ 昭和 3 年に建設され、90 年以上の永きにわたり県庁の顔として親しまれてきた。1 階外壁を擬石タイル張り、2・3 階をスクラッチタイル張りとし昭和初期の典型的洋風建造物。当時としては関東近県で最も先進的な建築技術を駆使した建造物。
- ・ 群馬会館は、天皇即位の大典を記念して、昭和 5 年に建設された群馬県内初の岩手県公会堂建築で全体を重厚なルネッサンス様式としている。昭和 58 年の国体の際に、建設当初の外観を残した内部改修が行われ、現在も岩手県公会堂として広く利用

【滋賀県庁舎】登録有形文化財

SAMPLE

- ・ 口字形建物の正面に両翼を設けた鉄筋コンクリート造庁舎。正面中央と両端にコリント風の大オーダーを並べ、中央に二段構成の塔屋をあげ、重厚な車寄を構える。内部は知事室や議場などに優美な内装を保つ。威厳と格調を備えた戦前最後期の大建築といえる庁舎。

## 第5章 活用計画

### 5-1 公開活用の基本方針

岩手県公会堂の公開活用については、次の方針に基づき検討・整備を進めることとする。この方針を踏まえ、以下の各項目においてこの方針を具体的に推進するための方針を整理する。

文化財建造物として県民の興味関心の向上を図り、これまでの在り方を生かしつつ、更に幅広い利活用の実現を目指すことで、次の100年も県民に愛される岩手県公会堂を目指す

#### (1) 方針の考え方

##### ア 経緯

岩手県公会堂は、第1章でとりまとめたとおり、県会議事堂、大ホール、西洋料理店、皇族の宿泊所という4つの機能を備えた施設として構想・建設された。特に、大ホールは、岩手県の文化芸術の殿堂として、長きにわたり映画・舞台芸術・講演等の会場として親しまれてきた。また、26号室は当初から県議会議場として設計され、傍聴席・傍聴室といった専門設備を備えるなど、県政と県民が交流する施設として建設された。こうした当初の構想は現在においても変わることは無く、大ホールや諸室部分でのコンサート、官公庁の臨時的な事務所・会議場等として使用され続けている。また、貸館施設として、県民のサークル活動の拠点として親しまれているほか、地下は平成29年以降いわて若者カフェとして、若者の主体的な活動を発信する場となっている。

こうして時代に即して形を変えつつも建設時の構想を概ね引き継いでいる本建造物の存在は貴重である。

##### イ 課題

近年は利用率の低下が見られ、特に、大ホールは10%程度の利用率で推移している。この要因は、市内に岩手県民会館や盛岡市民文化ホールなど、大規模かつ新しい設備を備えた劇場施設があり、設備が旧式化した岩手県公会堂の魅力が相対的に低下していることにある。一方で、活用できる文化財としての価値や、多目的に利用可能であること、立地が良いなどの長所がある。

課題	価値
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 楽屋やバックヤード等の整備が無い</li><li>・ 大ホールの座席は快適性を考慮した客席寸法の確保とバリアフリーへの対応が必要</li><li>・ 大ホール調整室の立地が不便</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 歴史的建造物で催事を行うことのプレミアム感</li><li>・ 当初から多目的施設として建てられた使用方法の柔軟性</li><li>・ 舞台と客席の距離の近さ</li></ul>

・大ホールと諸室部分の音漏れ ・冷暖房設備の不足	・簡潔な舞台設備 ・盛岡市中心部という立地の良さ
-----------------------------	-----------------------------

#### ウ 対応方針

建築から約 100 年にわたって機能を維持し、登録有形文化財として国民の財産であるという岩手県公会堂の機能、規模を確保し、歴史的・文化的な本来の魅力の発信を行う。

岩手県公会堂に対して、県民の関心を高めるため、岩手県公会堂を実際に見てもらい、歴史を知ってもらう。

また、諸室部分はこれまで同様にサークル活動の拠点として、大ホールは利活用促進のための施設整備を行うことにより幅広い利活用を行う。

#### 【参考】岩手県公会堂周辺の主な劇場・ホール、貸会議場

名称	設置者	機能	収容人数
岩手県民会館 (トーサイクラシックホール)	岩手県	劇場・ホール、貸会議室、展示室	大ホール：1,991 人 中ホール：602 人 会議室：5～72 人
岩手県水産会館	県漁連	貸会議室	大会議室：100 人 その他会議室：18～30 人
岩手教育会館	一般財団法人	多目的ホール、貸会議室	多目的ホール：320 人 会議室：最大 70 人程度
盛岡劇場・河南公民館	盛岡市	劇場・ホール、貸会議室、社会教育施設	メインホール：518 人 ミニホール：80 人 会議室：最大 70 人程度
盛岡市民文化ホール	盛岡市	劇場・ホール	大ホール：1,516 人 小ホール：356 人
いわて県民情報交流センター(キオクシア アイーナ)	岩手県	多目的ホール、貸会議室	ホール：507 人 会議室：6～300 人
エスポワールいわて	地方職員共済組合	多目的ホール、貸会議室、宿泊施設	ホール：200 人 会議室：24～120 人
盛岡市中央公民館	盛岡市	多目的ホール、貸会議室、社会教育施設	ホール：300 人 会議室：15～135 人
盛岡市観光文化交流センター(プラザおでっ)	盛岡市	多目的ホール、貸会議室、ギャラリー、野外広場	メインホール：190 人 会議室：16～69 人

# SAMPLE

# 位置図

## (2) 建築活用の考え方

貸館や見学目的での活用を見据えた機能の充実に向けた整備を検討する。

また、大ホールについては、施設の老朽化等に起因する利用率の低下が著しいことから、諸設備の改修・更新を行い、利用者の増加と歴史的価値を生かしつつ、施設利用の拡大に向けた諸設備の改修・更新に取り組む。県民に建物自体の魅力を知ってもらう取組も必要であることから、貸館利用に加えて、見学目的での利用増加に向けた取組を新たに取組む。

# SAMPLE

# 考え方の図

## 5-2 建築活用について

### (1) 建物の活用

#### ア 貸館利用

##### (ア) 諸室部分

諸室部分の各会議室・応接室・理事室は、これまで同様会議室として貸し出す。

また、昨今のニーズに合わせ、現在使用していない倉庫や管理用の移設としている部分についても、空間配置の最適化を目指し物品の移動や清掃を行った上でコワーキングスペースやテレワークスペースとして利用可能となるよう検討を進める。2階への移動手段が階段しかないなど、車いす等による移動へのバリアフリー化は未対応であるため、今後対応の方向性について検討を行う。

##### (イ) 大ホール

大ホールは、文化財という貴重な価値を持った空間である。建築当初は、現在のような固定座席ではなく、移動式の長椅子であり、必要に応じて長椅子を移動させることで宴会や展示会など、多目的に活用されてきた。現在の固定座席は、大ホールの使用用途が芸術鑑賞や講演会などに限定されてしまい、周辺の官公庁での需要が多い研修会場や、展示スペースとしては使用が難しい状態である。こうした経緯を踏まえ、大ホールは、固定座席を設置しない多目的ホール化を目指す。改修時は、可能な限り創建時の意匠を尊重するほか、デザインについても他の諸室部分や外観との調和に配慮するものとする。

特徴的な使用方法として、隣接する岩手県民会館で開催される各種芸術イベントや合唱コンクールでのリハーサル施設として補完的な活用がある。令和7年度までに両施設は同一のオンラインシステムからの予約体制を整備しているが、そうした使用にも引き続き対応可能なよう、施設間での連携を推進する。

#### イ 公開・見学

「公開活用の基本方針」に則って見学コースの設定を検討する。当面は、現在指定管理者が自主事業として実施している岩手県公会堂見学ツアーや、個別のニーズに応じて指定管理者の職員等が行っている見学対応を継続する。

来館者から館内各所を見学したいという希望が多く、また、岩手県公会堂文化祭において実施している岩手県公会堂見学ツアーも館内をくまなく見学できるとして好評である点を踏まえ、建物全体の歴史的ストーリー性<sup>13</sup>を重視した見学のコースの検討を行う。

---

<sup>13</sup> 岩手県公会堂が建設当初から計画していた4つの機能に加え、地下に「岩手美術研究所」が開設されたり、著名人の講演が行われたりするなど、本県の文化芸術の殿堂であったという歴史的経緯。

## (2) 関連資料等の公開

現在 2 階倉庫に設置している展示室は、パネル展示を中心としたものである。

催事資料等の展示などの展示機能、資料管理や情報発信に向けたアーカイブ機能の整備について、岩手県公会堂に県民が直接足を運んでもらい、興味関心を高めてもらうため「岩手県公会堂を見学することでしか見ることのできない展示」を目指す。

展示場所については、現在の展示室を含め、貸館として使用されていない施設も検討の対象とする。展示品については、建築当初の物品に限らず、改修時の書類や物品も検討対象とし、より岩手県公会堂の価値に触れる展示に向けた検討を行う。



### 5-3 動線について

#### (1) 貸館

諸室部分については、正面・西側入口から 1・2 階の廊下を通る動線とする。大ホール利用者は、イベント時は施設北側の大ホール入口からの動線とし、イベント主催者等については、大ホール舞台下両脇から諸室部分と連携する動線とする。地下利用者はドライエリア階段を通じての動線とする。

21 号室、26 号室奥の階段、1 階から地下への階段など、現時点で常時使用していない階段や舞台下、大ホール下の旧第二厨房等の地下通路は避難経路以外の貸館の動線として利用しない。

#### (2) 見学

見学希望者については、必要に応じて事務室に申し出を行い、正面玄関から、2 階展示室、塔屋（指定管理者等の職員同行時のみ。）までの、中央の階段を主とした縦のラインでの動線とする。

その他、大ホールや応接室等の利用が無い場合は、廊下を通る動線とするほか、貸館の動線として利用しない部分も個別に判断を行う。

中央階段の 3 階以上については、当該部分を保存部分としていることから、仮設壁等による閉鎖は行わない。また、21・26 号室奥の階段については避難経路であることから、閉鎖等を行わない。通常は立ち入り禁止であることから、その旨を記載した看板を設置するなどした立ち入り防止の措置を行う。

	公開重視部分	公開・活用する部分	活用重視部分
自由な見学	展示室（倉庫）	ギャラリー、廊下等	
職員同行	塔屋、屋上	21・25号室、応接室、特別室、大ホール	その他諸室部分
見学不可			事務室、地下等

# SAMPLE

## 動線内

# SAMPLE

## 動線外

## 5-4 活用に係る整備について

### (1) 施設・設備等整備

#### ア 館内施設整備

##### (ア) 大ホール

大ホールは、「建物活用について」で記載したとおり、多目的ホール化に向けて、既存の座席の撤去、床のフラット化、天井の復原を目指す。座席数については、移動可能な椅子を使用した上で現在の839席（1階：590席、2階：249席）と同程度の規模を目指す。また、実施にあたっては、空間の断熱化など省エネルギー化に向けた検討も併せて行う。

##### 【想定される整備内容】

- ・床のフラット化
- ・天井の復原

##### (イ) 諸室部分

諸室部分は、文化財的価値向上を含む改修を見据え、検討を継続する。事業の具体化に向けては、技術的観点や利用者視点に立ち、有識者から都度意見を聴取して、保存部位を生かす検討を併せて行う。

##### 【想定される整備内容】

- ・利用者の利便性の向上に向けた、諸室部分の設備整備
- ※ その他は軽微な修繕により対応

#### イ 設備整備

大ホールは、冷房が無く、暖房効率も著しく悪いことから、空調・換気設備を設置する。また、施設全体において現在の活用を継続できるよう、電気通信設備は、庁内外の意見を参考にしつつ改修に向けた検討を行う。

その他、利用者の利便性の向上に向けて必要な諸室部分の設備整備を進める。

##### 【想定される整備内容】

- ・空調・換気設備の整備
- ・電気通信設備の整備

#### ウ 外構整備

庭園緑地部分にある銅像や看板、駐車場・機械設備部分にある駐輪場上屋、受変電機械などの重量がある工作物、水銀灯は、老朽化等により破損、利用者への被害が想定されることから、このような事態を防止するため、定期的に状況確認を実施し、必要な措置を講じる。

### (2) 現状変更

活用計画実施に向けた減築・増築、曳家による移動・移築等は実施しない。

5-5 事業実施における課題

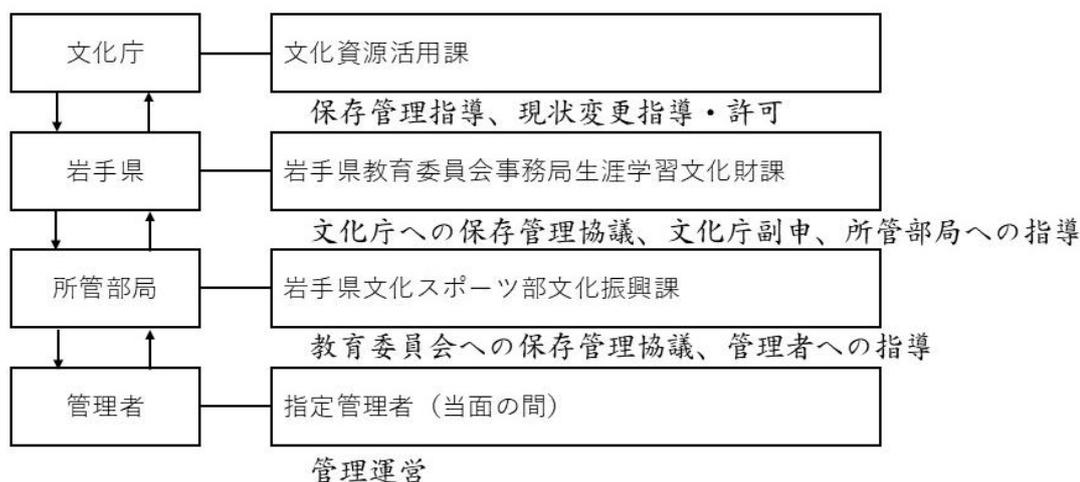
分野	課題	対応
資料的課題	竣工図面が現存せず、竣工時の状況を把握できる資料が乏しい	オリジナルの意匠や構造を把握するためには、当時の新聞や個人蔵の写真などを活用が必要 検討に際しては必要に応じて一定の資料調査期間を設ける必要
	過去の改修に際した資料も現存していない	
改修に向けた課題	階段と諸室部分が複雑に複合的に構成され、建物規模に比して構造が複雑	細かな構造についての把握には、大掛かりな現地調査が必要
	歴史的な建造物のため、事業を実施できる各種業者が限られている	日常的に専門的な業者との連携が必要
事業実施に向けた課題	日常的な改修に向けた恒常的な財源確保	ネーミングライツ、企業版ふるさと納税の活用など、使用料金収入以外の継続的な財源の確保が必要
	文化財として維持修繕には、他の同規模施設よりも費用を要する	各種補助金の獲得が必要

5-6 活用に向けた計画条件の整備

(1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

登録有形文化財である岩手県公会堂の活用に当たっては、文化財保護法を遵守する。活用内容に関する規制はないが、法第 4 条により、文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならないとされている。

保存管理に困難が生じた場合は、岩手県教育委員会生涯学習文化財課を通じ、文化庁へ協議・指導を仰ぎ適切な保存管理を行う。専門家の知見が必要な場合は、都度、有識者の意見を聴取し良好な管理に努める。



(2) 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

岩手県公会堂は登録有形文化財であり、法第 3 条第 1 項第 1 号による適用除外とはならない。岩手県公会堂は、多くの利用者が訪れる公共的な施設であり、安全性の確保については十分な検討が必要である。

なお、今後の検討により等と変更を行う場合は適切な届出を行う。

- ・耐火建築物（法第 27 条第 1 項、第 2 項、第 61 条）
- ・防火区画（施行令第 112 条第 1 項、第 2 項、第 9 項、第 13 項）
- ・廊下の幅（施行令第 119 条）
- ・直通階段（施行令第 120 条、121 条）
- ・排煙設備（施行令第 126 条の 2 第 1 項）
- ・非常用照明（施行令第 126 条の 4）
- ・内装制限（施行令第 129 条第 1 項、第 4 項）

(3) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

消防法施行令別表第 1 の (17) 項に規定される防火対象物であり、消火器及び自動火災報知設備は設置済みである。今後の活用内容によっては、他の防災設備が必要になる場合も考えられ、消防協議の上、適宜必要な防災設備を設置する（第 4 章「防災計画」参照）。

なお、今後の検討により等と変更を行う場合は適切な届出を行った上で、設備の整備を行う。

(4) 盛岡地区広域消防組合火災予防条例（昭和 46 年 7 月 31 日条例第 3 号）

条例第 23 条の 1 により、岩手県公会堂の所在する敷地内での火気の使用が制限されており、計画区域及び区域内の建物内での喫煙やたき火、裸火の使用が禁止されている。また同条例第 6 章「避難管理」には、避難通路や客席の配置等について記載がある。同条例第 6 章の 2「屋外催しに係る防火管理」には、屋外での催しについて記載がある。活用に当たっては、同条例及び規則を確認した上で安全性の確保に努める。

- ・裸火の制限（条例第 23 条喫煙等）
- ・避難通路（条例第 6 章避難管理）
- ・定員の管理（条例第 6 章避難管理）
- ・屋外での催し（条例第 6 章の 2 屋外催しに係る防火管理）

(5) 福祉・バリアフリー関係

関連法令等として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号）」、「岩手県ひとにやさしいまちづくり条例」「岩手県地域福祉支援計画」（岩手県）、「盛岡市障がい者基本計画・障がい福祉実施計画」「盛岡市地域福祉計画」（盛岡市）が挙げられる。いずれも、岩手県公会堂は公共

施設として多くの利用者が訪れる施設であることから、特に下記の内容については、同法、同条例及び同計画を十分に鑑みて整備等を行う。

- ・廊下、敷地内の通路、その他これに類するもの
- ・階段（その踊場を含む。）
- ・傾斜路
- ・便所
- ・観覧席又は客席
- ・案内設備

#### (6) 景観条例関係

関係法令として「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史街づくり法）（平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号）」、「岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成 5 年 10 月 26 日条例第 35 号）」（岩手県）、「盛岡市景観条例（平成 21 年 3 月 27 日条例第 13 号）」（盛岡市）が挙げられる。岩手県公会堂は令和 8 年度に歴史的風致形成建造物指定を受けており、景観への配慮が求められる。

#### (7) 都市計画

関係する周辺街区の整備計画として「内丸プラン（内丸地区再整備基本計画）」（盛岡市）及び「県庁舎再整備基本構想」（岩手県）があるほか、岩手県民会館等の大規模改修などが挙げられる。周辺街区の整備計画等の状況を注視しつつ、各種計画との整合性を図っていく。

★今後事務局において精査を行います

盛岡の近代建築

ここでは、岩手県公会堂の付近にあり、岩手県公会堂と同時代に建てられた近代建築について解説する。

【旧岩手県知公舎洋館】登録有形文化財

SAMPLE

- ・ 明治 42 年に岩手県知事公舎（現在の県民会館に位置）の洋館の応接部として建てられ、昭和 46 年に金ケ崎町に払い下げされ、平成 6 年に金ケ崎町に移築された。玄関奥にホールを設け、応接室や控室をしている。木造平屋建て、寄せ棟造り棧瓦葺きで、外壁は下見板張りとしている。応接室の天井は中心飾りから放射状に天井板を張るなど、知事公舎にふさわしい意匠を備えている建物である。

【旧盛岡天主堂】登録有形文化財

SAMPLE

- ・ 大正元年に本町通り（現在の四ツ家カトリック教会の位置）に建てられる。昭和 53 年に盛岡大学附属高等学校敷地内に移築。切妻造鉄板葺で正面にスレート葺鐘楼を戴く。三廊式で、正面に玄関、背面に半円形平面の祭壇を付す。身廊は柱頭飾付き円柱を並べてアーチを架けヴォールト天井を張る。ロマネスクを基調とした繊細な意匠の木造天主堂。

【岩手医科大学 1 号館】

SAMPLE

- ・ 大正 15 年に建築された「岩手病院診療棟」で。現在は岩手医科大学 1 号館として使用されている。設計したのは盛岡市出身の葛西萬司。岩手医科大学のシンボルとして現在も親しまれている。

【旧盛岡貯蓄銀行（現盛岡信用金庫本店）】重要景観建造物

SAMPLE

- ・ 葛西萬司の主宰した葛西建築事務所により設計および監理された建物であり、岩手県公会堂と同じく昭和 2 年の竣工だが 12 月 17 日と半年遅い。建物の主体構造は、鉄筋コンクリート造で、主要部は 2 階建、一部に中 2 階、中 3 階、の小室を有し、屋上階は鉄骨造で建物前面の重要な意匠を兼ねる。
- ・ 1 階から 2 階まで立ち上がる 6 本の太い円柱、花崗岩に施した石彫りのパターン、内部のステンドグラスなどが重厚感を与え、昭和初期のモダニズムを表現している。

## 第6章 保護に係る諸手続

保存及び活用に係る改修等を行う場合に、文化財保護法等に基づいて必要となる主な手続きについて示す。手続きに要する書類（許可申請書、届出等）は文化スポーツ部文化振興課から岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課を通して文化庁へ提出する。

### 6-1 文化庁の許可を必要とする場合

下記の3つの行為においては、文化庁長官の許可が必要となる。手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要がある。

#### (1) 文化財建造物の現状を変更しようとするとき（文化財保護法第43条第1項）

##### ア 許可を必要とする場合

- ・ 間仕切りや建具を変更する場合（間仕切りの取り付けまたは撤去、窓の取り付けなど）
- ・ 構造、形式、規模を変える場合
- ・ 部材の材種、寸法、工法を変える場合
- ・ 建設当初または改変後のある時期の姿に復原しようとする場合
- ・ 移築または曳家をする場合
- ・ 建物の建つ地盤の高さを変える場合
- ・ 大規模な構造補強

##### イ 許可を必要としない行為

- ・ 維持のための措置及び影響が軽微な小修理（ただし「修理届」を提出）
- ・ 災害による損傷や被害の拡大防止のための応急処置（ただし処置後に速やかに「き損届」を提出）

#### (2) 文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき（文化財保護法第43条第1項）

文化財建造物そのものに対する行為だけではなく、災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めるなど、文化財建造物の保存上好ましくない影響を与えたりする行為をいう。

##### ア 許可を必要とする場合

- ・ 文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築したりする場合
- ・ 文化財建造物の敷地内に火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合
- ・ 文化財建造物の周辺における切土、盛土など、周辺の耐力を弱めたり、災害を及ぼしたりする恐れのある場合
- ・ 文化財建造物の内部に、受付など防災及び美観上問題を生じやすいような仮設的な施設を設ける場合
- ・ 文化財建造物内に、重量物を搬入しようとする場合

イ 許可を必要としない行為

- ・ 十分な養生をした上での保守点検や設備更新など、影響が軽微な管理のための行為

(3) 所有者及び管理団体以外の者が公開を行おうとするとき（文化財保護法第 53 条第 1 項）

ア 許可を必要とする場合

- ・ 所有者以外の者が主催する展覧会や、催し物の一環として建造物も展示物の一部として公開する場合
- ・ 建造物の部分など移動可能なものを博物館などに出品する場合

イ 許可を必要としない行為

- ・ 文化財の公開を所有者あるいは管理団体自体が行う場合

6-2 文化庁への届出を必要とする場合

(1) き損届（文化財保護法第 33 条第 1 項）

登録有形文化財の所有者等は、所有する重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、き損の拡大を防ぐ応急措置を施し、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に「き損届」を提出する。

(2) 修理届（文化財保護法第 43 条の 2）

登録有形文化財の修理を行う場合、修理に着手する 30 日前までに、工事内容を記した「修理届」を提出する。ただし、国庫補助金の交付を受けて修理を行うとき、また現状変更の許可を受けて修理を行う場合などは、修理届は不要である。

(3) その他

以下の事項は、20 日以内に文化庁長官に届出なければならない。

- ① 管理責任者を選任し、解任し、または変更したとき（文化財保護法第 31 条第 3 項、第 32 条 2 項）
- ② 所有者が相続や譲渡などにより変更したとき（文化財保護法第 32 条第 1 項）
- ③ 所有者または管理責任者が氏名、名称又は住所を変更したとき（文化財保護法第 32 条第 3 項）

6-3 保存活用計画の変更

保存修理工事等によって何らかの変更があった場合や、資料の発見等により新たな事実が判明した場合など、必要と認められる場合に本計画を改訂する。計画の改訂の際は、変更の内容について、文化庁・岩手県教育委員会と事前に協議し、合意を形成した上で行うものとする。

## ★今後事務局において精査を行います

### ■引用参考文献

本文中で引用あるいは参考とした文献について下記に示す。

なお、これ以外の新聞、県議会議事録については、個別に注釈で引用箇所を示した。また、解説の一部には直接引用文献を記している。

#### 【岩手県公会堂に関するもの】

≪刊行物（出版社の明示がないものは自費出版）≫

有限会社岩手県公会堂多賀 昭和 52 年『花都 岩手県公会堂多賀 50 年誌』

佐々木一郎 昭和 62 年『岩手の美術と共に歩んで』

日本建築家協会（JIA）東北支部岩手地域会 平成 14 年『岩手県公会堂を考える』

岩手県公会堂 80 周年記念事業実行委員会 平成 20 年『岩手県公会堂 80 周年記念誌』

井原麗奈 平成 26 年「線前期の行幸啓からみる岩手県公会堂の公共性—北海道・岩手県・福岡県における現地調査報告②—」『神戸女学院大学論集』61-2、31-49 頁

岩手県公会堂指定管理者希望橋グループ 平成 30 年『岩手県公会堂 竣工 90 周年記念誌』

岩手県公会堂指定管理者希望橋グループ 平成 31 年『竣工 90 周年記念写真集 岩手県公会堂』

中野良 2019『日本陸軍の軍事演習と地域社会』吉川弘文館

村中敏明 2004『モデル保健所』『保健所五十年史』厚生出版株式会社

≪未刊行≫

岩手縣 昭和 2 年『御慶事記念岩手県公会堂一覽』

建設省建築研究所 昭和 48 年『受託試験研究報告書 岩手県公会堂建物の構造及び材料に関する調査』

社団法人東北建設協会 平成 2 年『岩手県公会堂建物調査報告書』

山添建築設計事務所 平成 10 年『岩手県公会堂耐震診断報告書』

岩手県 平成 13 年『岩手県公会堂調査報告書』

岩手県公会堂懇談会 平成 14 年『岩手県公会堂の今後の在り方について〈提言〉』

株式会社佐藤総合計画東北オフィス 令和 6 年『岩手県公会堂大ホール目的ホール化基本設計・調査等業務 調査結果報告書』

#### 【解説に関するもの】

≪建築様式関係≫

吉田綱市 平成 17 年『アール・デコの建築』中央公論社

≪関連人物関係≫

岩手県議会事務局 昭和 53 年『岩手県議会 100 年の歩み』

『新訂 政治家人名事典 明治～昭和』

≪建築関係≫

公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所 東京都建設局 令和 7 年「東京都指定有形文化財（建造物）市政会館及び日比谷公会堂保存活用計画」

特定非営利活動法人いわて NPO フォーラム 21 平成 25 年『もりおか歴史的建築物まち並み探訪ガイドブック』

学校法人盛岡大学 令和 6 年「パンフレット 国登録有形文化財旧盛岡天主堂」

早稲田大学「早稲田大学大隈記念講堂保存再生工事報告書」

「日本(にっぽん)近代建築大全 東日本篇」

岩手県公会堂大ホール多目的ホール化基本設計・  
調査等業務追加調査結果について

## 【調査内容】

大ホール客席中央付近の2箇所、一部の床材を撤去し、床下の状況を確認  
床下にある地盤に対して、荷重をかけることで、地盤の強度を調査

## 【調査結果】

- ① 既存ホール客席中央の床土間スラブ（コンクリートの床材）は、厚さ180 mm、190 mmであり、無筋であった。
- ② 土間スラブ下の地盤は、長期許容支持力度33.3 k N/m<sup>2</sup>以上であった。
- ③ 既存ホール客席両側の構造スラブは、厚さ140 mm～130 mmであり、配筋は両方向ともに9φ-@206 シングル配筋であった
- ④ 客席構造スラブの耐荷重は、29.1 k N/m<sup>2</sup>であり、既存固定荷重を差し引いた積載可能な荷重は25.3kN/m<sup>2</sup>であった

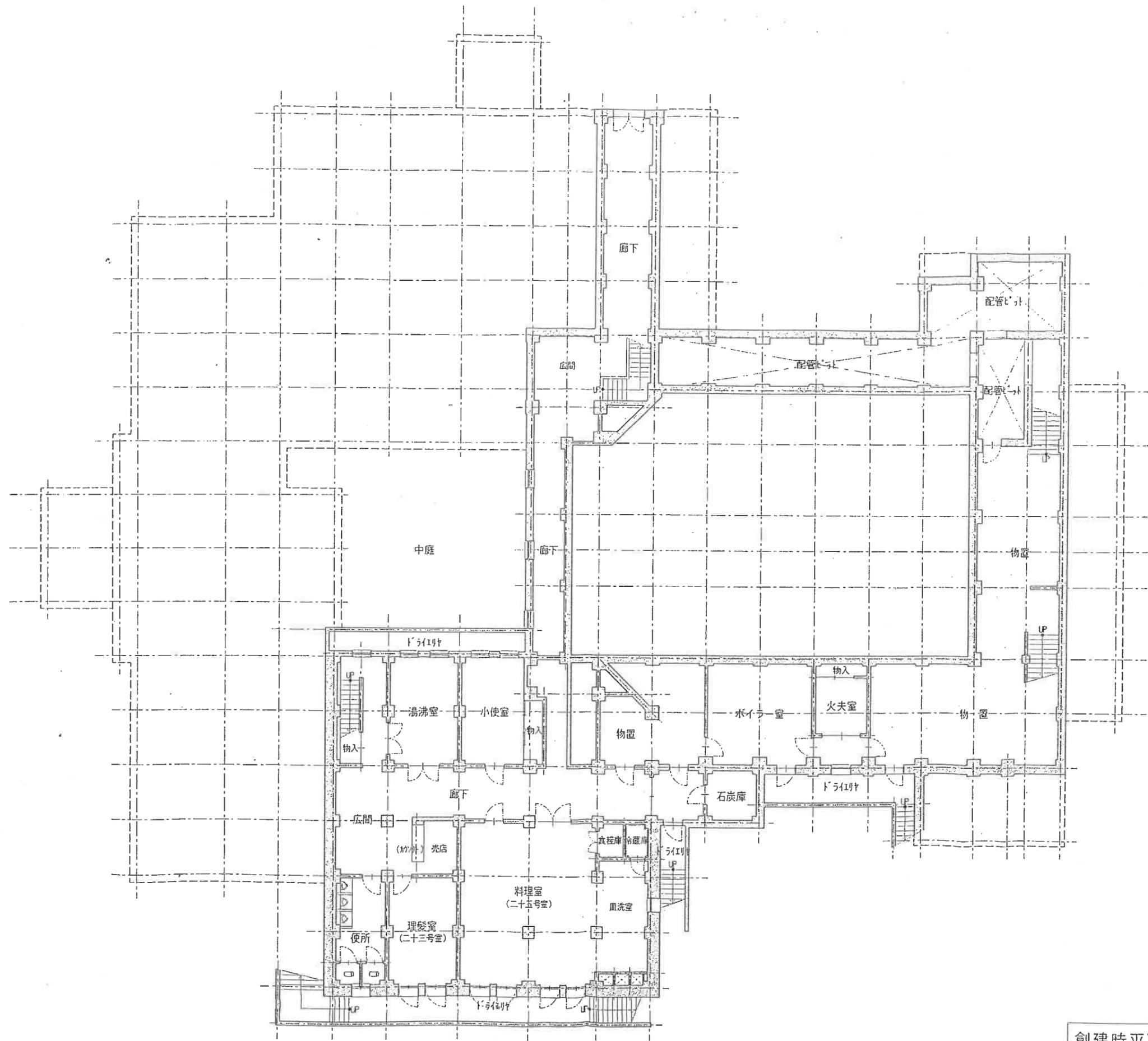
⇒ 以上のことから、多目的ホール化に必要な、床のフラット化等の改修については、床面の強度上の問題が無いことを確認した。（フラット化の想定：3.5 k N/m<sup>2</sup>）



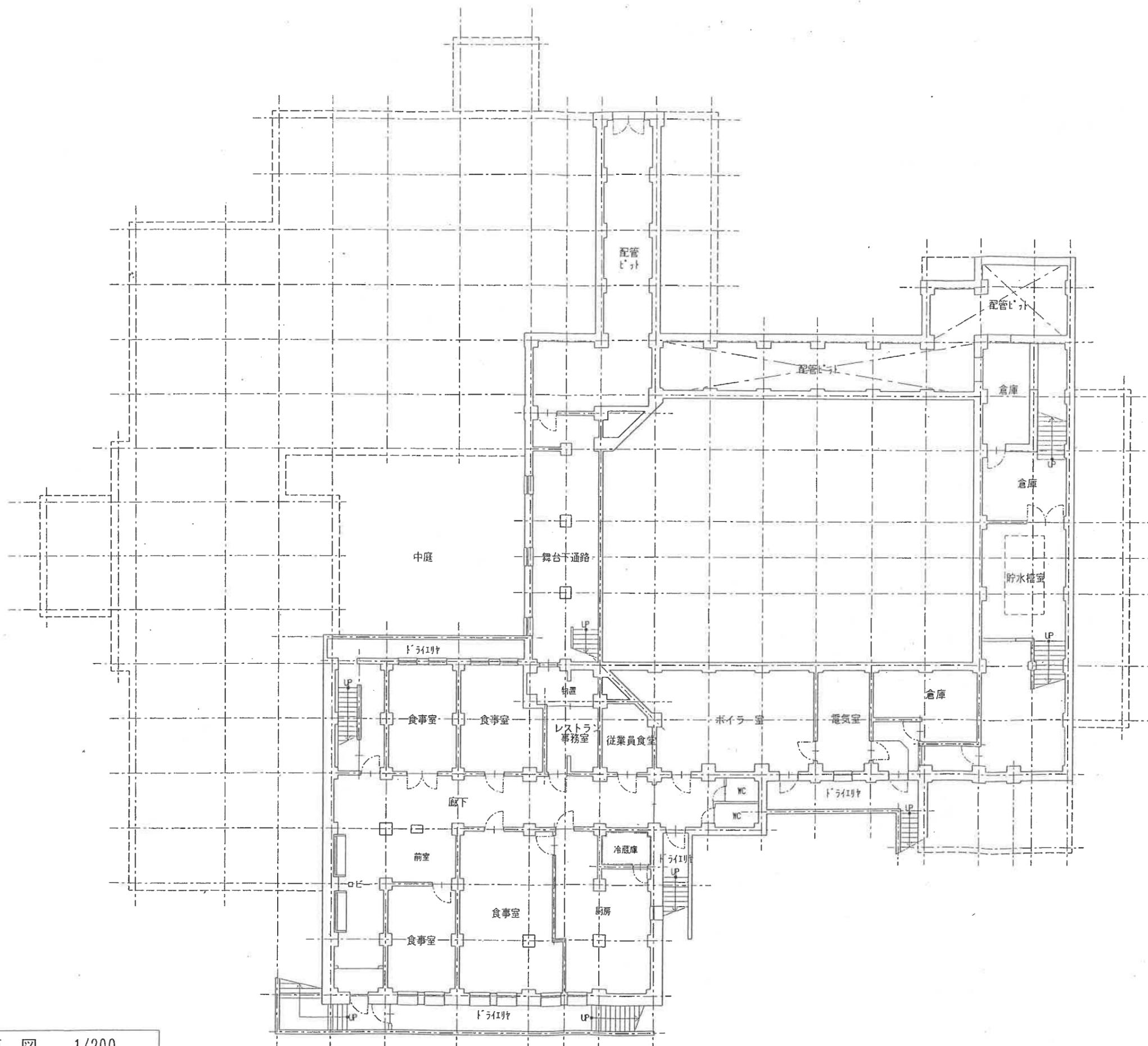
地盤に対して荷重試験を実施



ホール中央付近に開口部を設置

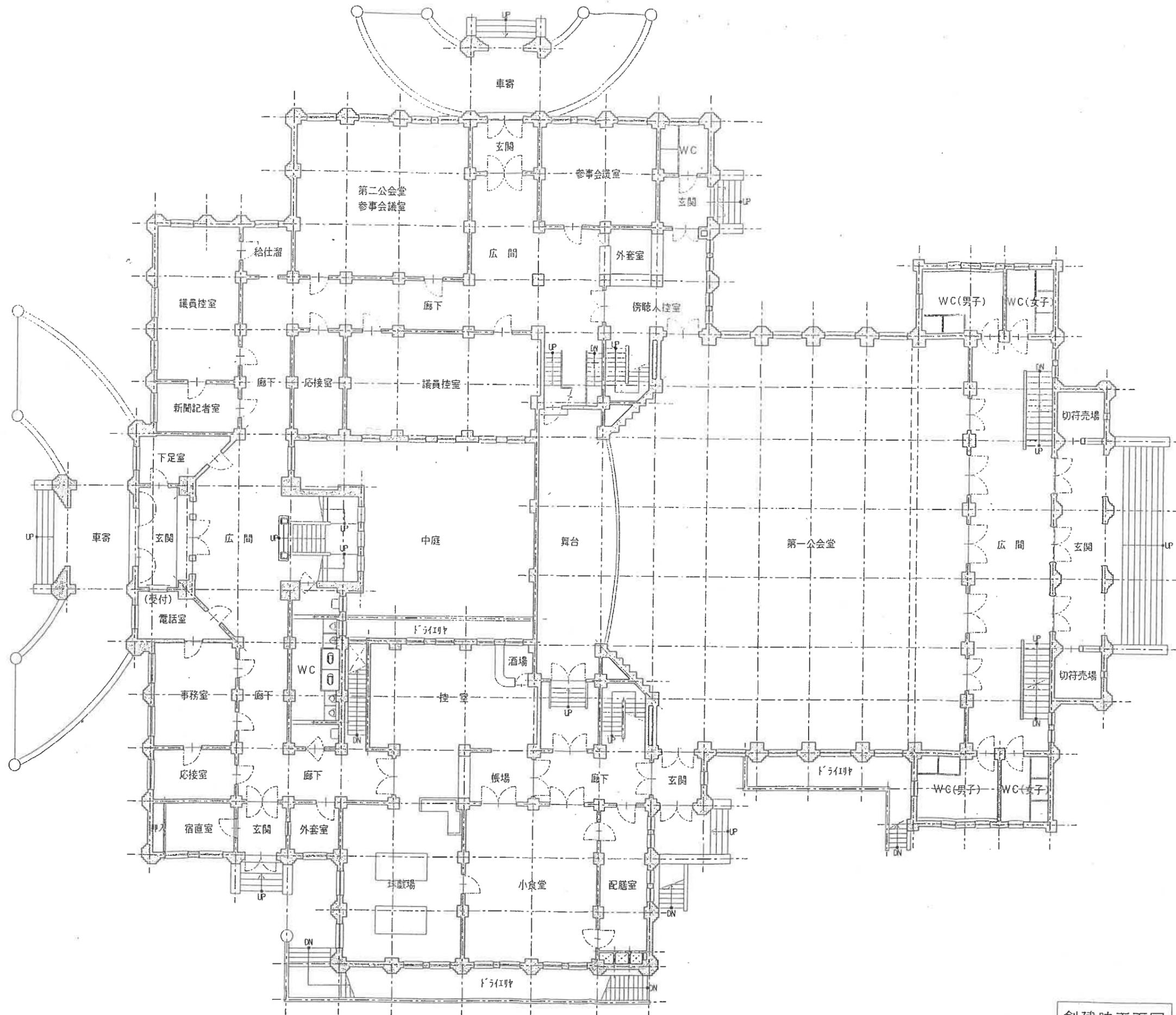


創建時平面図

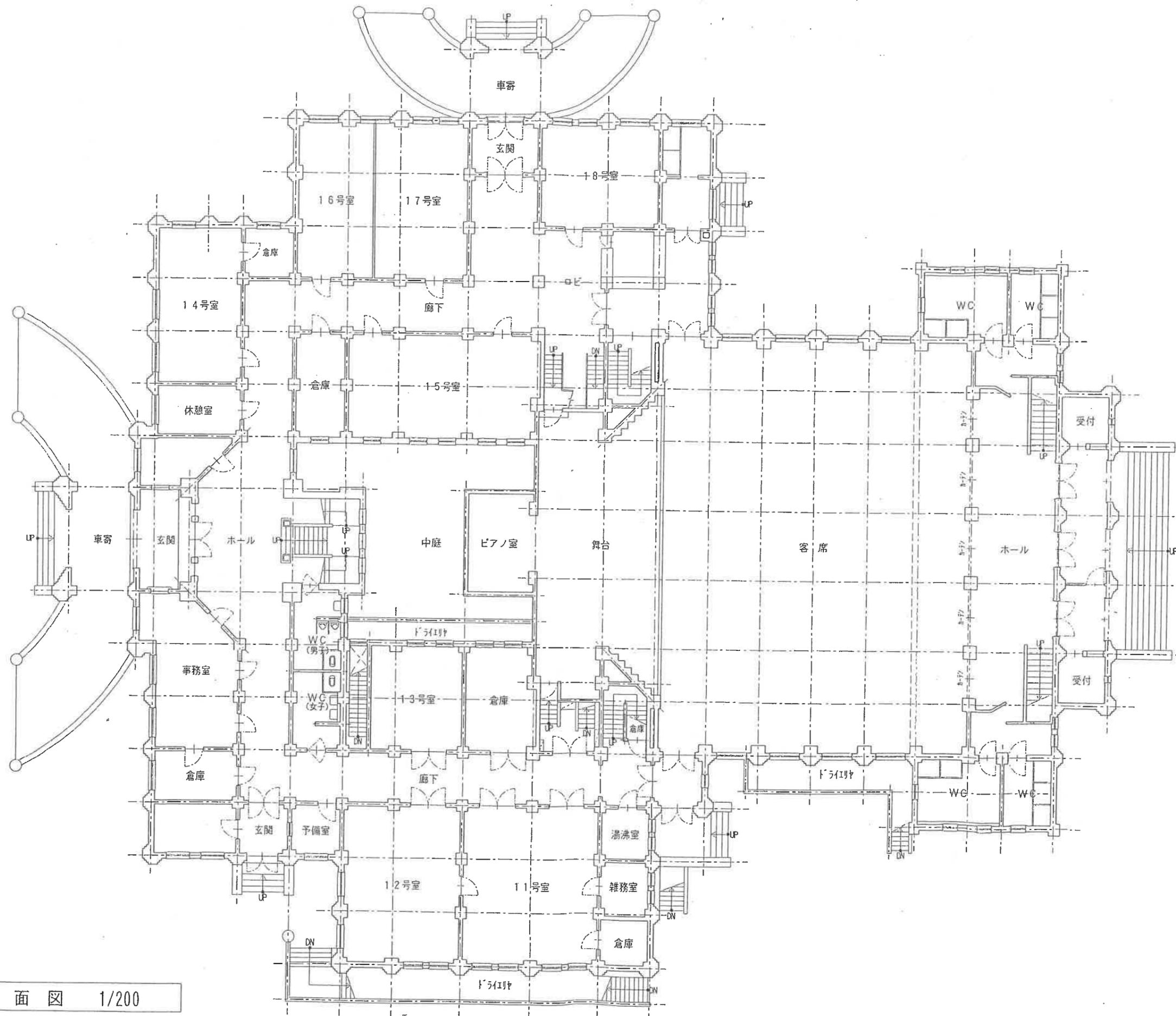


B 階 平 面 図 1/200

現状平面図

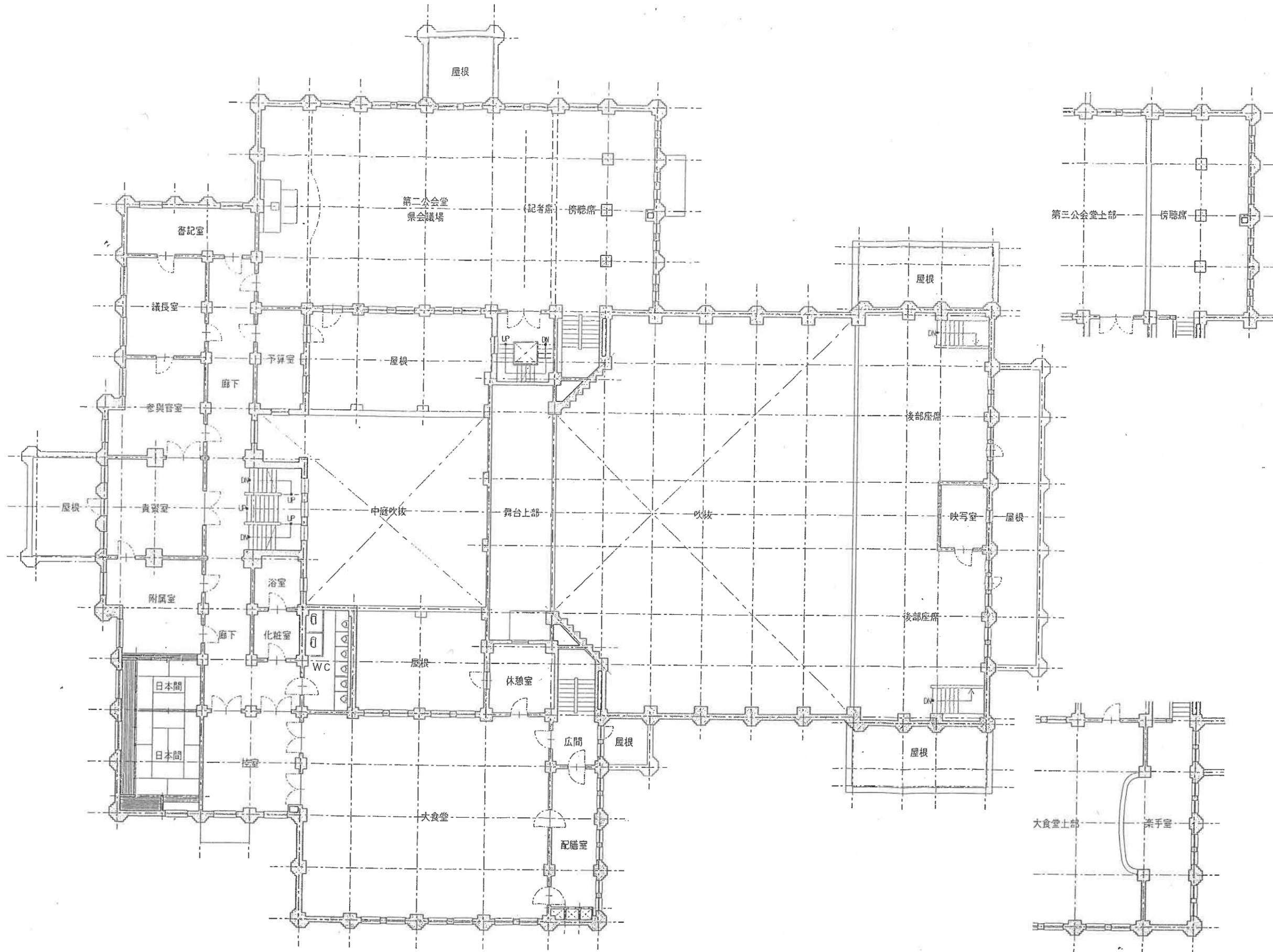


創建時平面図

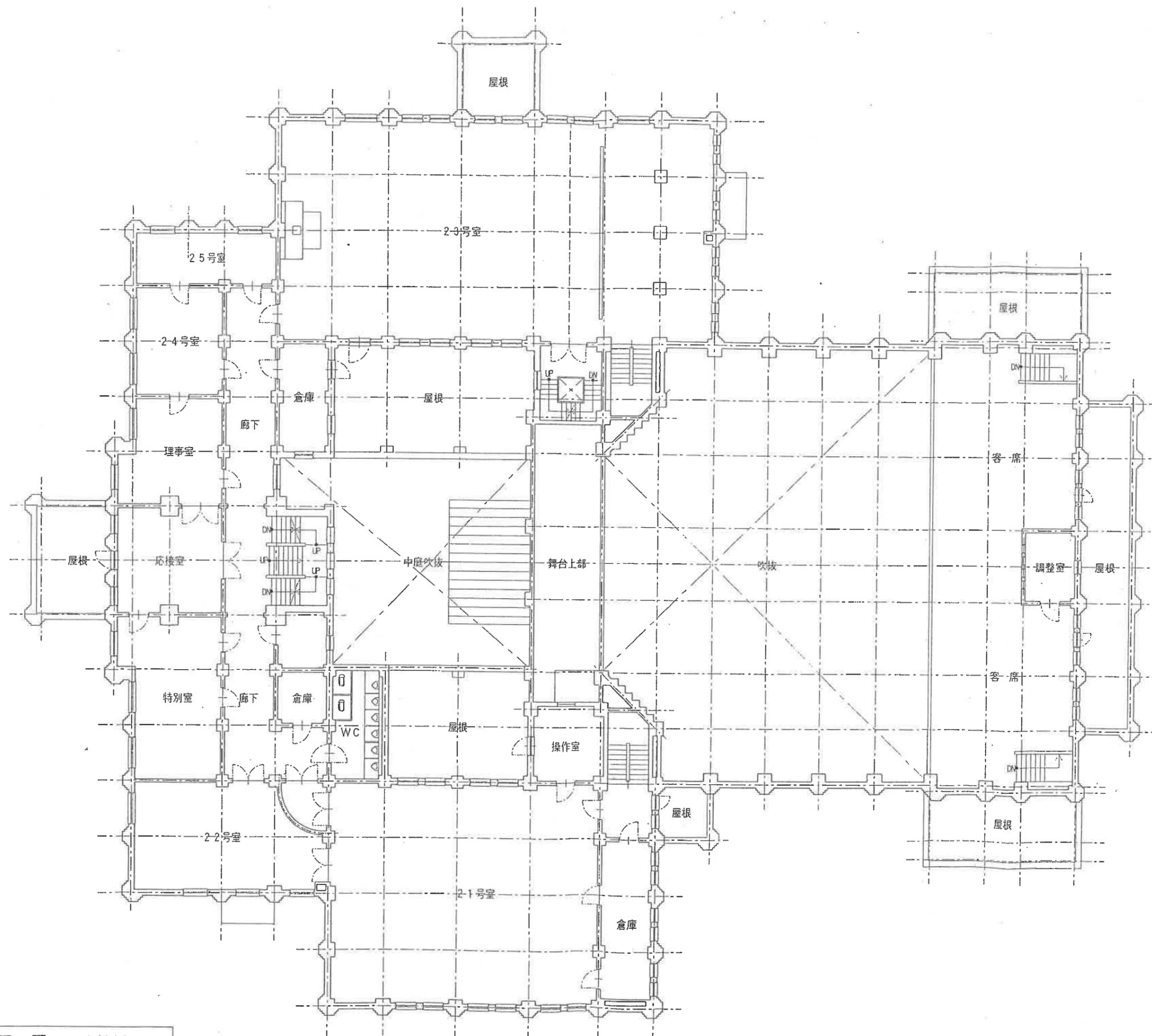


1 階 平 面 図 1/200

現状平面図

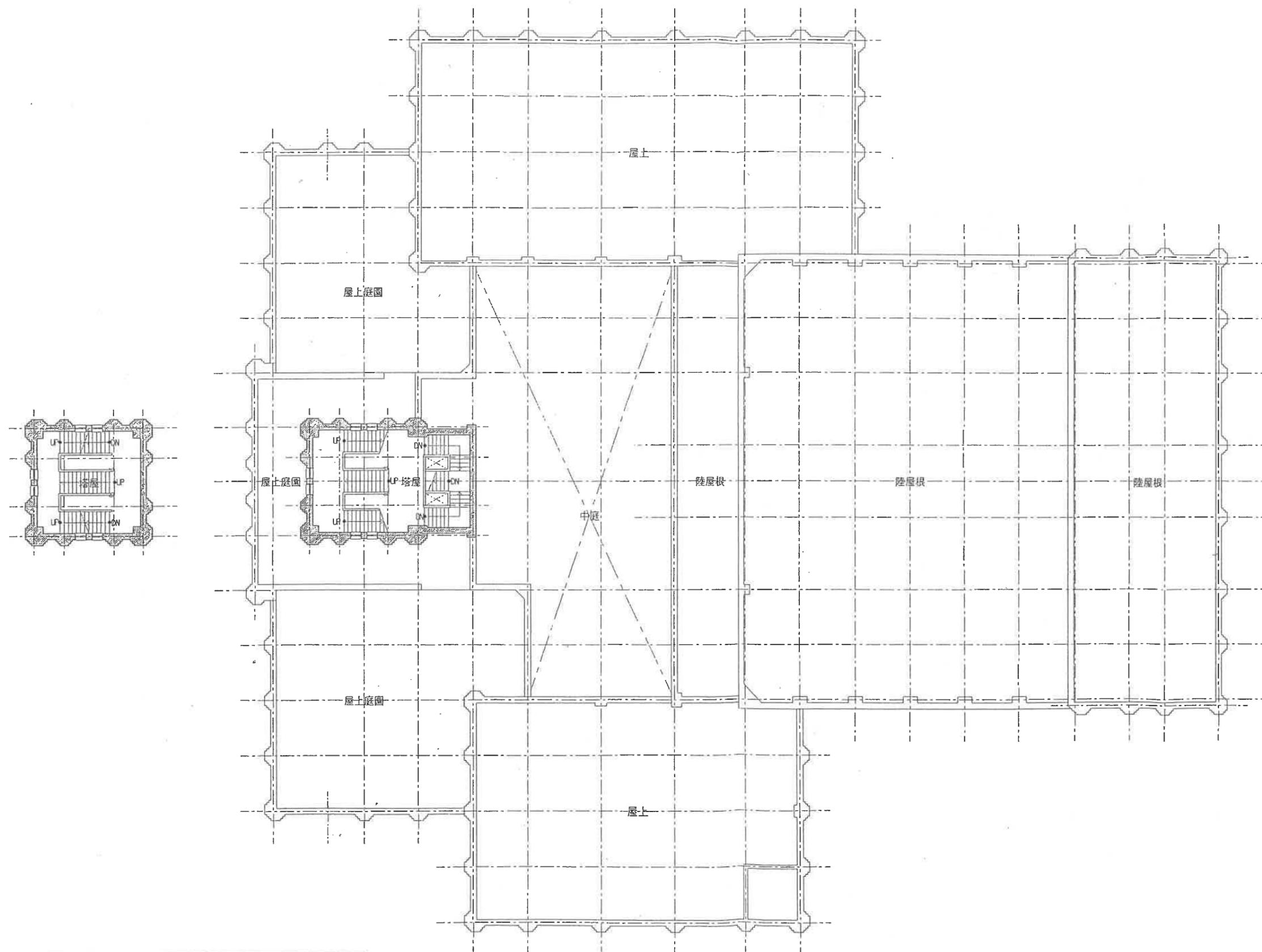


創建時平面図



2 階 平 面 図 1/200

現 状 平 面 図



塔屋階平面圖 1/200

○公会堂条例

平成17年3月28日  
条例第23号

公会堂条例をここに公布する。

公会堂条例

岩手県公会堂条例(昭和31年岩手県条例第33号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 文化活動等の場を提供することにより、その振興を図るため、公会堂を次のとおり設置する。

名称	位置
岩手県公会堂	盛岡市

(指定管理者による管理)

第2条 公会堂の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成23年条例16号〕)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他公会堂の利用の促進に関する業務

(使用等の許可)

第4条 公会堂の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者(知事が公会堂の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他公会堂の管理上適当でないとき。

3 指定管理者は、公会堂の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(一部改正〔平成23年条例16号〕)

第5条 公会堂において、物品の販売、募金その他これらに類する行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(行為の禁止)

第6条 公会堂においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食をすること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(使用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、[第4条第1項](#)又は[第5条第1項](#)の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、[第4条第3項](#)([第5条第2項](#)において準用する場合を含む。以下同じ。)の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは公会堂からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) [第4条第3項](#)の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により[第4条第1項](#)又は[第5条第1項](#)の許可を受けたとき。
- (4) 公会堂の管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(利用料金)

第8条 [第4条第1項](#)の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、[別表第1](#)に掲げる施設の利用に係る料金(知事が公会堂の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、[別表第2](#)に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、[前項](#)の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。
- 4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 5 知事が公会堂の管理を行う場合においては、[第2項後段](#)及び[前2項](#)の規定は、適用しない。

(一部改正〔平成23年条例16号〕)

(利用料金の免除)

第9条 指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 指定管理者が既に収納した利用料金は、還付しない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) [第7条第4号](#)又は[第5号](#)の規定に基づき指定管理者が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたとき。
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第11条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 [岩手県収入証紙条例\(昭和39年岩手県条例第39号\)](#)の一部を次のように改正する。  
別表の2条例により徴収するものの項第8号及び第9号を次のように改める。

(8)及び(9) 削除

附 則(平成19年7月9日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月16日条例第16号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第7号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月13日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第13号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日条例第17号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日条例第12号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(一部改正〔平成19年条例47号〕)

施設名	大ホール 11号室 12号室 13号室 14号室 15号室 16号室 17号室 18号室 21号室 22号室 23号室 24号室 25号室 26号室 特別室 応接室 ギャラリー
-----	--

別表第2(第8条関係)

(一部改正〔平成19年条例47号・26年7号・27年52号・31年13号・令和5年8号・6年17号・7年12号〕)

区分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額
	9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで		
大ホール	円 7,390	円 19,280	円 23,000	円 26,670	円 31,710	円 34,750	1 暖房料(ギャラリーを使用する場合を除く。)暖房を使用する期間においては、普通利用料金の額の5割(特別室及び応接室については、1割)に相当する額 2 休日割増料 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を使用する場合には、普通利用料金及び暖房料の額の合算額(以下「合算額」という。)の2割に相当する額 3 興行等割増料	1 附属の設備の利用料金 附属の設備を使用する場合には、知事が定める額 2 電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合又は別表第1に掲げる施設(大ホール及びギャラリーを除く。)のエアコンディ
11号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040		
12号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040		
13号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200		
14号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040		
15号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040		
16号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040		
17号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200		
18号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200		

21号室	2,340	3,680	5,710	6,020	7,040	8,230	<p>使用者が興行等により入場料、会費又はこれらに類する料金(その額が1人当たり500円未満の場合を除く。)を徴収する場合には、普通利用料金の額の5割に相当する額</p> <p>4 時間外利用料 やむを得ない理由により21時30分を超えて使用した場合には、超過時間が30分以上1時間未満のときは合算額の3割に相当する額、1時間以上のときは合算額の5割に相当する額</p> <p>ショナーを使用する場合には、実費を基準として知事が定める額</p>
22号室	1,040	1,380	1,910	2,420	2,490	3,040	
23号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200	
24号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200	
25号室	710	1,040	1,380	1,750	1,840	2,200	
26号室	2,520	4,160	6,220	6,680	7,780	9,030	
特別室	2,190	3,180	4,530	5,370	5,780	6,940	
応接室	1,560	2,520	3,680	4,080	4,650	5,420	
ギャラリー	850	1,250	1,720	2,100	2,230	2,670	

備考 大ホールの舞台のみを使用する場合の利用料金の上限額は、普通利用料金に特別利用料金を加算した額の3割に相当する額とする。